

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和元年第3回幕別町議会定例会

(令和元年9月4日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣言（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 若山和幸

（諸般の報告）

日程第2 会期の決定

（諸般の報告）

行政報告（町長）

日程第3 報告第8号 平成30年度幕別町健全化判断比率の報告について

日程第4 報告第9号 平成30年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について

日程第5 報告第10号 平成30年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について

日程第6 報告第11号 平成30年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について

日程第7 報告第12号 平成30年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について

日程第8 報告第13号 平成30年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について

日程第9 議案第57号 幕別町森林環境譲与税基金条例

日程第10 認定第1号 平成30年度幕別町一般会計決算認定について

日程第11 認定第2号 平成30年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

日程第12 認定第3号 平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第13 認定第4号 平成30年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

日程第14 認定第5号 平成30年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

日程第15 認定第6号 平成30年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

日程第16 認定第7号 平成30年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

日程第17 認定第8号 平成30年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第18 認定第9号 平成30年度幕別町水道事業会計決算認定について

会議録

令和元年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年9月4日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月4日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘	2 小田新紀	3 内山美穂子	4 藤谷謹至	5 小島智恵
6 若山和幸	7 岡本眞利子	8 荒貴賀	9 酒井はやみ	10 野原恵子
11 田口廣之	12 谷口和弥	13 芳滝仁	14 千葉幹雄	15 小川純文

- 6 欠席議員

16 藤原孟 17 東口隆弘

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教육長	菅野勇次	農業委員会会長	谷内雅貴
企画総務部長	山岸伸雄	住民福祉部長	合田利信
経済部長	岡田直之	建設部長	笹原敏文
会計管理者	萬谷司	忠類総合支所長	川瀬吉治
札内支所長	原田雅則	教育部長	山端広和
政策推進課長	谷口英将	総務課長	新居友敬
地域振興課長	亀田貴仁	農林課長	香田裕一

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 半田健 係長 遠藤寛士

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 若山和幸

議事の経過

(令和元年9月4日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただいまから、令和元年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番藤谷議員、5番小島議員、6番若山議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの23日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、また、第2回定例会で決定した議員派遣のうち、北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査、新任議員研修会及び高校生講座（幕別高等学校）に係る議員派遣結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成30年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が議長宛てに提出されておりますのでお手元に配布いたしました。

後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 16番藤原議員、17番東口議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和元年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行についてましてご報告をさせていただきます。

本年も 10 月 1 日に 123 年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限りない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝をささげるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、各団体等から自治功労賞として 2 名、社会功労賞として 6 名、産業功労賞として 1 名の方々の推薦をいただいたところであります。

今後は、9 月 6 日に開催されます表彰者選考委員会の答申を経て、表彰者の決定をさせていただく予定といたしております。

次に、本年度の普通交付税について申し上げます。

7 月 23 日、国は、令和元年度の普通交付税大綱に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を 15 兆 2,100 億円、前年度との比較では 1,620 億円、1.1% の増と決定いたしました。

本年度の算定にあつては、子ども・子育て支援施策や児童虐待防止、障がい者の自立支援などに対応した地域福祉施策等に要する経費が増額措置されたところであります。

こうした状況のもと決定されました本町の普通交付税額は 54 億 2,075 万円で、前年度との対比では 1 億 8,917 万 1,000 円、3.6% の増となりました。

増額となった要因といたしましては、公債費に占める合併特例債償還費が前年度に比較して増となつたことなどが増額となった主な要因と分析いたしております。

なお、本年度の決定額と当初予算計上額の比較におきまして、約 1 億 6,000 万円の留保財源が生じたところでありますが、今後の補正予算の財源として有効に活用し、特別交付税や町税など、他の財源の状況を勘案しながら、今後の財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、「定住自立圏共生ビジョンと総合戦略」について申し上げます。

平成 23 年 7 月に帯広市と管内 18 町村が締結した定住自立圏の形成に関する協定により、帯広市を中心市とする十勝定住自立圏が形成されました。

この圏域における具体的な取組内容につきましては、同年 9 月に「十勝定住自立圏共生ビジョン」として策定され、毎年度、各分野における取組状況の効果検証を行いながら、28 年 3 月には新たな第 2 期共生ビジョンが策定されたところでありますが、本年度をもって計画期間が終了いたしますことから、現在、次期共生ビジョンの策定作業を進めているところであります。

また、平成 28 年 1 月に策定した「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、本年度をもって計画期間が終了するため、住民や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体等の代表 20 名で構成する「幕別町創生総合戦略審議会」において、次期総合戦略の策定作業を進めてまいります。

今後につきましては、それぞれパブリックコメントの実施などを経て、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画を策定することとしておりますが、次期共生ビジョンの策定に伴う「定住自立圏の形成に関する協定」変更手続につきましては、来年 3 月の第 1 回町議会定例会に提案させていただく予定といたしております。

次に、防災無線の導入について申し上げます。

本町では、平成 28 年 8 月の台風 10 号の浸水災害や 30 年 9 月の北海道胆振東部地震による長時間の停電時において、登録制メールやホームページ等を活用し、災害情報の発信を行いましたが、災害時等において、町民の皆さんに直接情報を届ける手法、いわゆるプッシュ型の情報提供に課題があつたところであります。

のことから、これまでの情報伝達手法について、総合的に検証、検討を行い、災害時における町民の皆さんの安心・安全を支え、的確かつ迅速な情報の提供を図るため、プッシュ型の情報伝達手法となる防災無線を整備すべく、このたび、所要の経費を補正予算として提案させていただいたところであります。

次に、「幕別はたらき隊支援事業」について申し上げます。

近年の少子高齢化の進行により、労働人口の減少による経済の縮小等が懸念されていますが、一方では、働くうちはいつまでも働きたいという高齢者が約4割いると言われており、全国的に元気な高齢者の社会参加の促進が重要であるとされております。

このことから、本年度モデル事業として「幕別はたらき隊支援事業」を実施し、特に労働力不足が深刻である介護分野と農業分野を対象に「介護アシスタント」と「まくべつ援農隊」として、二、三時間あるいは半日など高齢者の生活スタイルに合わせ、元気な高齢者の働く場の提供と、労働力不足に悩む事業者の橋渡しをすべく事業を行うことといたしました。

モデル事業の内容といたしましては、「介護アシスタント」は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びデイサービス等の介護事業所において、介護の資格を必要としない掃除、話し相手、食器洗い、配膳などの軽作業を介護現場の補助スタッフとして活動していただくものであり、8月29日、30日に開催した説明会には、合計12名の方に参加をいただき、町内6か所の介護事業所と個別面談が行われたところであります。

「まくべつ援農隊」は、農業に興味のある元気な高齢者の方を「まくべつ援農隊」として募集し、援農協力会との連携のもと、労働力が不足している農家へ紹介し、農作業を手伝ってもらい、地域農業の応援団として活動していただこうとするものであり、8月27日に町内の農家で馬鈴しょの収穫体験会を開催したところ、2名の応募があり、1名が参加されましたが、2名の方に隊員として登録いただきました。

今後は、既に町ホームページに「幕別はたらき隊」のコーナーを設けておりますが、さらなる事業の周知について、老人クラブ連合会や商工会、農業関係団体など関係機関と連携するとともに、SNSや紙媒体の活用、出前講座の実施及び体験会の開催などを通じて、引き続き隊員の募集に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、春先から晴れの日が多く、平均気温が高目で、日照時間も長目でしたが、6月下旬からの日照不足や7月の降水量不足により、一部、生育が鈍ったものの、8月の好天に恵まれたことから、総じて順調に生育しているところであります。

9月1日現在の農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦の収穫が、昨年より4日早い7月22日に始まり、8月4日に終えたところであり、10アール当たりの粗原単収につきましても、約11俵と平年を上回る収量と報告を受けております。

その他、馬鈴しょは3日早く生育し、一個重が大きい傾向で収穫作業も平年より早く始まっており、てん菜は5日早く根周の肥大も良好で、大豆も4日早く生育するなど、おおむね順調ですが、小豆につきましては、生育が3日遅く、着莢や、さやの伸長が遅れているところであります。

また、飼料用作物につきましては、牧草、サイレージ用トウモロコシとともに、平年並みに生育しておりますことから、良質な粗飼料の確保が期待されるところであります。

いずれの作物におきましても、今後、収穫最盛期を迎えるに当たり、好天に恵まれ農業者の皆さんの的確な管理により農作業事故がなく、豊穫の秋を迎えられることを心から願っております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在の公共工事の発注済額は、10億756万円で、発注率にいたしますと70.0%となっております。

現在までのところ、土木関係では、南2丁目通、忠類24号線などの道路整備工事のほか、いなほ公園ローラー滑り台更新工事を、また、水道関係では、道道豊頃糠内芽室線栄橋水道管移設工事や札内配水池耐震補強工事などの発注を終えております。

このほか、建築関係では、春日東団地公営住宅建設工事のほか、農業者トレーニングセンター改修工事やアルコ236配管改修工事などの発注を終えております。

今後は、春日東団地公営住宅外構工事や大豊浄水場機器更新工事等の発注を予定しており、安全に

工事が進められるよう適切な工期設定と適時発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ合宿誘致について申し上げます。

昨年度から、スポーツ交流人口の拡大や地域の活性化を図ることを目的に「アスリートと創るオリエンピアンの町創生事業」を実施しておりますが、本年度もその一環として、「幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会」が主体となり、道東では初となる車椅子ラグビーの公式戦と、慶應義塾体育会野球部の夏季合宿を誘致いたしました。

車椅子ラグビーにつきましては、7月27日、28日の2日間にわたり、札内スポーツセンターを会場に「第21回車いすラグビー日本選手権大会予選リーグ」が開催され、東北、高知県、北海道から各1チームずつ計3チームが出場し、2試合ずつの総当たり戦で6試合の熱戦が繰り広げられたところであります。

会場には、延べ241名が訪れ、車椅子同士の激しいぶつかり合いに大きな歓声が上がったほか、車椅子ラグビ一体験会・試乗会や元パラリンピアンの三阪洋行氏によるトークショーも行われ、その様子は国内外に動画配信されるなど、東京2020パラリンピック競技大会に向け、障がい者スポーツの理解促進や車椅子ラグビーの魅力を伝えることができたものと考えております。

慶應義塾体育会野球部の夏季合宿につきましては、監督、選手、スタッフなど総勢48名が、8月2日から8日までの7日間の日程で、昨年に引き続き、幕別運動公園野球場で行われました。

この間、小中学生を対象とした野球教室や学習指導、選手と監督による「チームをまとめるためのリーダー像」をテーマとした特別講演会を開催したほか、8月4日に実施いたしましたパークゴルフ家族大会にも12名の選手が参加し、町民との交流を深めることができたものと認識いたしております。

また、合宿期間の終盤に行われた東海大学札幌キャンパスや北海学園大学とのオープン戦では、ふだん見ることができない高いレベルの野球を多くの皆さんに観戦していただいたところであります。

スポーツ合宿誘致に当たりましては、スポーツ合宿誘致実行委員会をはじめ、車椅子ラグビーでは、90名を超えるボランティアの皆さんのが大会運営にご協力をいただき、感謝とお礼を申し上げる次第であります。

町といいたしましては、昨年から実施している合宿等誘致の課題・効果等の検証を行い、今後のスポーツ合宿等の誘致につなげてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第8号、平成30年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第8号、平成30年度幕別町健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

このたびの報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率等の健全化判断比率を監査委員の審査に付し、監査委員からの審査意見をつけて議会に報告しようとするものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和元年8月27日付で「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

はじめに、「実質赤字比率」についてであります。

算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字でありましたので、算定されておりません。

「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下7特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等の合計が黒字でありましたので、算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」についてであります。

平成30年度は10.4%で、29年度に比べ1.4ポイント減少し改善されておりますが、主な要因は、償還終了による「元利償還金の減少」などであります。

次に、「将来負担比率」についてであります。

平成30年度は99.0%で、29年度に比べ7.5ポイント減少し改善されておりますが、主な要因は、「地方債残高の減少」や公営企業の地方債償還財源とみなされる「一般会計からの繰入見込額の減少」などであります。

算定されました、実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号を終わります。

日程第4、報告第9号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第8、報告第13号、平成30年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第9号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告から報告第13号、平成30年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告までを一括してご説明申し上げます。

議案書の2ページから6ページにわたってごらんください。

このたびの報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公営企業の会計ごとに、本町においては、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、農業集落排水特別会計と水道事業会計の五つの会計ですが、この五つの会計の資金不足比率を監査委員の審査に付し、監査委員からの意見をつけて議会に報告しようとするものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和元年8月27日付で、五つの会計のいずれにおいても「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

五つの会計の「資金不足比率」につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりることから算定されないものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号から報告第13号までを終わります。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第9、議案第57号、幕別町森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 57 号、幕別町森林環境譲与税基金条例についてご説明申し上げます。

議案書の 7 ページをお開きください。

はじめに、条例制定に至った経緯について申し上げます。

国は、温室効果ガスの排出削減や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年度の税制改正において「森林環境税」と「森林環境譲与税」を創設いたしました。

「森林環境税」は、年額 1,000 円が個人住民の納税義務者に均等割とあわせて課税され、令和 6 年度から賦課徴収されるものであります。

国は、「森林環境税」の収入額に相当する額の 10 分の 8 から 9 を、私有林人工林面積などに応じて「森林環境譲与税」として市町村に譲与しますが、令和 6 年度からの「森林環境税」の課税に先立ち、令和元年度から譲与されるものであります。

市町村は、「森林環境譲与税」を「森林の整備に関する施策」や「森林の整備を担うべき人材の育成」などに要する費用に充てなければならないものとされており、基金を設置して、森林整備等の事業執行と財源管理を適切に行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 1 条では、基金の設置目的を、森林整備等の事業に要する経費の財源に充てるためと定めるものであります。

第 2 条は、基金の積立額は、森林環境譲与税に基づき毎年度一般会計予算で定めるとするものであります。

第 3 条は基金の管理を、第 4 条は基金の運用益金の処理を、第 5 条は他の基金と同様に繰替・運用を、第 6 条は基金の処分を、第 7 条は委任規定を定めております。

附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 57 号、幕別町森林環境譲与税基金条例は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[委員会設置、付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 10、認定第 1 号、平成 30 年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第 18、認定第 9 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題いたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第 5 条及び第 7 条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く 17 人の委員で構成する平成 30 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議員選出監査委員を除く 17 人の委員で構成する平成 30 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第 98

条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月5日から9月9日までの5日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月9日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、9月10日午前10時からであります。

10：32 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和元年第3回幕別町議会定例会

(令和元年9月10日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣言（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ

日程第2 一般質問（6人）

会議録

令和元年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年9月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸	副議長 中橋友子			
1 石川康弘	2 小田新紀	3 内山美穂子	4 藤谷謹至	5 小島智恵
6 若山和幸	7 岡本眞利子	8 荒貴賀	9 酒井はやみ	10 野原恵子
11 田口廣之	12 谷口和弥	13 芳滝仁	14 千葉幹雄	15 小川純文
17 東口隆弘				
- 6 欠席議員
16 藤原孟
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町長 飯田晴義	副町長 伊藤博明
教育長 菅野勇次	代表監査委員 八重柏新治
企画総務部長 山岸伸雄	住民福祉部長 合田利信
経済部長 岡田直之	建設部長 笹原敏文
会計管理者 萬谷司	忠類総合支所長 川瀬吉治
札内支所長 原田雅則	教育部長 山端広和
政策推進課長 谷口英将	総務課長 新居友敬
地域振興課長 亀田貴仁	糠内出張所長 天羽徹
住民生活課長 佐藤勝博	福祉課長 横木良美
こども課長 西田建司	保健課長 白坂博司
農林課長 香田裕一	商工観光課長 西嶋慎
土木課長 小野晴正	都市計画課長 吉本哲哉
保健福祉課長 林隆則	経済建設課長 高橋宏邦
住民相談担当参事 境谷美智子	学校教育課長 宮田哲
学校給食センター所長 鯨岡健	
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
7 岡本眞利子 8 荒貴賀 9 酒井はやみ

議事の経過

(令和元年9月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番岡本議員、8番荒議員、9番酒井議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで諸般の報告をいたします。

町長から、「令和元年度幕別町功労者の報告について」が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 16番藤原議員から、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） ここで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1点目、プログラミング教育や英語の必修化についてであります。

2020年度からの新学習指導要領によりまして、小学校ではプログラミング教育が必修化されまして、中学校では2021年からでありますけれども、文科省の手引によりますと、その狙いとしましては「プログラミング的思考」を育み、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピューター等を上手に活用して、よりよい社会を築いていこうとする態度などを育むなど挙げられております。また、外国語活動（英語）におきましては、3、4年生で必修化され、授業時間は年35単位増え、5、6年生は教科化され、「聞く」「話す」に加え「読む」「書く」という高度な学習も入ってきまして、年35単位追加の計70単位と増えていきます。

全面実施に向けて、新たな教育の取組が求められておりますが、進捗状況や今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

2点目、特殊詐欺（電話 de 詐欺）、また施設の貸し出しについてであります。

近年、全国的に報道されておりますが、特殊詐欺による被害の発生が後を絶たず、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺などの振り込め詐欺に加え、金融商品など取引やギャンブル必勝法などの情報提供を名目とした詐欺等々、さまざまに犯行手口を変えてだまし取る事件が発生しております。道警によりますと、特殊詐欺の認知件数、被害額は2018年88件、約2億100万円、2019年7月末現在では60件、約1億9,300万円となりまして、被害者の年齢層は高齢者（65歳以上）の割合が約5割となっております。幕別町内では8月、帶広警察署を名乗る男から「詐欺グループを捕まえたがあなたの名簿が流出している」等と電話が相次ぎまして、80代女性のキャッシュカードから100万円引き出される被害が発生しました。2年前には「喉にポリープができた。カバンを盗まれた」などと現金手渡し型のオレオレ詐欺で100万円の被害が発生しました。

また、公共施設の貸し出しにおきまして、過去に巧妙な手法で高額な物品を販売する会社に部屋を貸していたことがありました。現在は使用されていない状況にありますが、各施設の条例によって、使用の不承認などについても定められてはおりますが、被害者や周囲の方々からの訴えがあった後に適当ではないと気づくなど、早い段階で判断することが困難な場合もあるのではないかでしょうか。

町民が不利益をこうむらないよう、被害を未然防止することが重要であり、以下お伺いします。

①町消費生活センターの相談件数、相談の多い内容。

②特殊詐欺、施設貸し出しにおける見解と今後の対策は。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、答弁させていただきます。

「プログラミング教育や英語の必修化について」であります。

学習指導要領は、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準とされ、今後必要とされる資質や能力、また教育の方向性や指導すべき内容等が体系的に示されたもので、おおむね10年ごとに改訂され、平成29年度に改訂された新学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では3年度から全面実施となることとなっております。

新学習指導要領では、小学校からプログラミング教育を進めることとしており、児童がコンピューターで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施することになります。

また、3、4年生における外国語活動及び5、6年生における外国語、いわゆる英語になりますが、外国語活動では、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通じて、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成すること、外国語では、外国語活動に読むこと、書くことが加えられているものであります。

一つ目の「プログラミング教育について」であります。

プログラミング教育では、学習ソフト等を使ってコンピューターに意図した処理を行うよう指示する体験をさせながら、論理的・創造的に考えさせ、解決の方向性をみずから見出す力を育成することを目的としております。

このため、各学校や教員がプログラミング教育を導入するに当たって、国においては昨年3月、「小学校プログラミング教育の手引」を公表し、プログラミング教育の狙いと位置付けを明示するとともに、指導例についても示したところであり、各学校に対しましても昨年4月に手引を配布し、周知してまいりました。

また、本年2月には、プログラミング教育の円滑な実施に向け、文部科学省主催による教育担当者等セミナーが釧路市で開催され、教育委員会から1名が出席し、手引の内容をはじめ、取組事例等に

についての説明を受けたところであります。

このほか、町教育振興会や十勝教育研修センター主催の研修会、各学校における校内研修の中で、ソフトウェアを活用しながら、教員みずからがプログラミング教育を体験したり、一部の学校では、算数の授業でコンピューターを用いて正三角形を作図するためのプログラミングを通じて、図形の特徴理解と同時にコンピューターであれば容易にできるといったことに気づかせるなどの学習も試行的に実施しております。

今後、各学校におきましては、学習指導要領に例示されている算数や理科、総合的な学習の時間での実施に加え、各教科やクラブ活動での取組なども検討しているところであります。教育委員会といたしましても、教員が無理なく取り組むことができるよう、より多くの研修機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の「外国語活動等について」であります。

令和2年度から本格実施となる小学校新学習指導要領では、外国語については、小学3、4年生で外国語活動として35単位、小学5、6年生で外国語として年間70単位を学習することになります。

各学校では、既に昨年度から移行期間として進めており、本年度は、3、4年生で25単位以上を、5、6年生で60単位以上を教育課程に位置付け取り組んでいるところであります。教育委員会といたしましては、小学校教員の外国語の授業支援として、国際交流員2名による巡回指導を実施しながら、生の英語に触れることで、児童だけではなく、教員の英語力と指導力向上に努めてきたところであります。

これに加えまして、北海道の事業として、小学校外国語活動巡回指導教員研修事業を活用し、中学校の英語の教員1名を加配で配置し、各小学校を回りチーム・ティーチングを行う中で、英語授業の進め方のアドバイスや研修などを行ってきたほか、小中一貫教育支援事業の加配措置を受け、学園内の中学校英語教諭が小学校への乗り入れ授業を行うなど、さまざまな手法を駆使しながら、小学校教員の英語に対する理解を深めるとともに、英語指導力の向上を図ってまいりました。

今後におきましても、北海道教育委員会の加配事業の活用や引き続き国際交流員の派遣、小中一貫教育における中学校教諭の小学校への乗り入れ授業を通して、小学校教員が外国語の授業に携われるよう支援を行うとともに、十勝教育研修センターや北海道立教育研究所で実施しております研修講座の参加により、外国語の指導に関する教職員の資質向上に努めてまいります。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「特殊詐欺（電話de詐欺）、施設の貸し出しについて」であります。

振り込め詐欺をはじめとする「特殊詐欺」については、新聞やテレビなどのマスメディアをはじめ、あらゆる機関等が被害に遭わないよう呼びかけておりますが、依然として全国各地において、被害の発生が後を絶たない状況にあり、特にことしは、警察官を装ってキャッシュカードを窃取し、預金口座から現金が引き出される被害が多発しております。

本町では、平成28年4月に「幕別町消費生活センター」を設置し、3名の消費生活相談員が消費生活の苦情や相談のほか、関係機関等と連携しながら消費者被害防止の啓発や情報提供を行うなど、消費者の保護と適正な取引の確保に努めているところであります。こうした中、町内においても、本年8月に警察官を装っての詐欺被害事案が発生したことは、まことに残念でなりません。

ご質問の1点目、「町消費生活センターの相談件数、相談の多い内容」についてであります。

町消費生活センターにおける相談件数は、平成28年度が160件、29年度が225件、30年度が213件であり、各年度ともに60歳以上の相談者が約6割を占めています。

また、相談の内容といたしましては、各年度ともにハガキやメールによる架空請求が最も多く、平成28年度が19件、29年度が73件、30年度が68件となっており、次いで、通信販売による健康食品や化粧品などの定期購入に係る解約や返品についての相談が多く、平成28年度が7件、29年度が12

件、30年度が21件となっております。

ご質問の2点目、「特殊詐欺、施設貸し出しにおける見解と今後の対策は」についてであります。

特殊詐欺の手口は、日々形を変え、ますます巧妙化しており、被害の未然防止や拡大防止に向けては、何より消費者の意識や関心を高めるため、多様な主体が連携し、地域ぐるみで喚起し合う体制づくりが必要であると考えております。

このため、町では、迅速な情報収集に努め、広報、ホームページ、防災情報メール及びSNSなどを活用した注意喚起を促すとともに、特殊詐欺の手口や対処法などについての知識や理解を深めていただくために、出前講座を実施しております。

また、平成25年9月から実施している「幕別町高齢者見守りネットワーク事業」において、幕別町地域包括支援センターと、現在、町内161か所、町外5か所の協力事業所が連携し、消費者被害に関する高齢者の不安や異変に気づいた際には、町消費生活センターへの相談を勧めてもらうなど、地域における見守り活動を行っているところであります。

さらには、町内11か所の金融機関をはじめ、幕別町消費者協会、幕別町老人クラブ連合会及び福祉関係団体など計18団体と町で構成する「幕別町消費者被害防止ネットワーク」を平成27年12月に設立し、情報交換や情報共有を図りながら、消費者被害の未然防止に向けた啓発活動や講演会の開催などに取り組んでおります。

公共施設の貸し出しについては、公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れがないか、建物や設備等を損傷する恐れがないかなど、各施設の条例、規則に基づいて施設の使用を承認しており、特に、新規の申請や営利目的の場合については、営業内容をはじめ、利用する団体等の活動内容などの聞き取りを十分に行い、使用の承認、不承認を判断しているとともに、管理人が常駐している施設では、使用申請における目的外の使用がないかどうか、管理人が現場を直接確認させていただいております。

また、地域住民で組織する運営委員会に管理を委任している近隣センターでは、毎年度開催する近隣センター運営委員長及び管理人合同会議において、施設の管理について確認しておりますが、今後、特に営業を目的とした施設の貸し出しについては、その目的・内容等について確認を徹底するなどにより、適切な管理を心がけていただくよう会議を通じ、お願いしてまいります。

特殊詐欺などの犯罪の未然防止は、日ごろからの注意喚起と啓発活動が重要でありますことから、地域全体の防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関等と連携した多面的かつ効果的な活動を一層推進し、社会全体のセーフティネットの醸成を図ってまいります。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

まず、来年度からのプログラミング教育、英語の必修化についてでありますが、新しい時代の流れによって、こういった新しいものが授業の中に取り入れられていくということにつきましては、いたしかたない面もあるのでしょうかけれども、ただ教員の負担感については、今後より増していくのではないかという、そういった懸念を感じざるを得ないところなのですけれども、このプログラミング教育、答弁では進捗状況としまして、今のところ研修会や試行的に実施をしてきたということでありましたけれども、このプログラミング教育、全く新しいものということもありますて、教員の方たちの声といいますか、不安感、そういったものはどういうふうに捉えられていますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 試行に当たって、今現在、各学校で、小学校では取り組んでいるところでございますけれども、実施に当たっての不安感そういったところではないのかという部分でございますけれども、各学校においては、昨年度、国ほうから示されました手引をはじめ、そういったものをまず活用した中での校内研修、さらに答弁でも申し上げておりますけれども、各種研修講座を通じてプログラミング教育の導入に当たって、今、実際に内容についてどういった形で指導していけばよいかということを考えているところでございます。

不安感という部分ではございますけれども、今、各、管内でもサークル活動だとか、合同でのそういった研修も実施しているところであります、そういった部分でも参加、そういった中で情報交換する部分でもあり、今現実的に非常にその辺の部分が困ったという声はないのですけれども、どういった形で進めたらいいかという部分は、今、各学校単位で研修等を通じて実際に先生方が体験した上で今研修をしてるといったところでございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 困ったという声、表立ってではないということなのですけれども、昨年の末ぐらいに道内ニュースで報道があったのですけれども、こういったプログラミング教育に関する取組が全く新しいものということでありまして、教員の不安感が強いといった声も上がっているという報道もありましたし、全国で最も遅れているのが北海道だということで、それは文科省の調査のほうで、8割が、特に何もしていないという結果であったようあります。ことし5月公表された調査結果では、町村といった小規模自治体での実施が約3割にとどまっているといったことで、公表があって、取組が全体的に遅れているということになりましたけれども、我が町としましては、来年から本格的にスタートしていくのですけれども、スケジュール的には問題なくこれは進めていかれそうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 答弁でも申し上げましたように、手引の中でも、実際にプログラミング教育を実施していくに当たって、無料のソフト、そういったものが示されております。各学校では、基本的に今検討されているのは、そういったまず無料のソフトウェアを活用した中で、指導要領で位置付けられております例えば算数ですとか、理科、総合的学習についてはまた同じく位置付けられておりますが、そういった示された部分で、まず活用、フリーソフトといいますか、そういったものの活用を通じて実施していくというのが、大方の考え方となっております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） あまり急がせたり焦らせたりしても、かえって現場の方、教員の方に負担を強いることになりかねませんので、あまりそういう話は避けたいと思うのですけれども、中身の充実を図ることについて、もう少し主眼を置いていきたいなとは思うのですけれども、このプログラミング教育によって、幕別町の子供、どういった子に育てていくのかといいますか、人材育成といいますか、そういった教育委員会のスタンスというものは持つていらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育長。

○教育長（菅野勇次） 幕別町の子供たちをどういうふうに育てていきたいかという、教育委員会の考え方ということだというふうに思いますけれども、情報化が急速に進展しているということで、日常の営みを行う上でも情報技術を通じて行うことが当たり前の世の中になってきているというふうに感じております。さらに、今後、将来的にどういうふうになっていくのかという将来予測が難しい社会、こういった社会において、情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用する能力が求められているというふうに考えております。そうしたことから、プログラミング的思考を身につけることは、情報技術がますます身近になる中で、それらのサービスを使いこなして、よりよい人生や社会づくりに生かしていくために必要な力である、重要な力であるというふうに考えておりますので、新学習指導要領の趣旨を踏まえながら、尊重しながら鋭意進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） はい、分かりました。

先ほど、無料ソフトのお話あったのですけれども、そのＩＣＴ環境整備についてお伺いしますけれども、先般の臨時会の中でもデスクトップパソコンをタブレットで更新をしていくという、外に持ち出せる形で活用できるようにするというお話だったと思うのですけれども、そういったものもパソコン機能も備わっているので、かなり高額にはなってくるのですけれども、そういった今後の整備の中で、こういったプログラミング教育の授業が、無料ソフトとともに活用して行われていかれるのかお

伺いします。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今、来年からスタートいたしますプログラミング教育の実施に当たりましては、一定程度整備は整っているものと認識しております。必ずしも、国のはうで言っているのは、まずプログラミング教育、これコンピューター、当然ＩＣＴの整備というのは必要ですけれども、これだけに頼らず、いわゆるそういった、どういった形で物の一連の行動、自分の考えを組み合わせなければ、その考え方、活動、自分が考えた行動に達するかというのは、必ずしもパソコンといいますか、コンピューターだけではないですよという部分も指摘されております。そういった部分も総合的に考えた中で進めていくということで、今現状では、一定程度パソコン教室もそうですし、そういったタブレットを導入しておりますので、教室で使えるといった形の対応もできているのかなというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） ＩＣＴに実際は頼らない面もあるということなのですけれども、実際は活用していくのでしょうかし、そういった無料ソフトについても教員の方が実際に使いこなしていかなければいけないこともありますので、新しいことが増えるということで、教員の負担感も大きくなっていくのではないかとは思うのですけれども、特に人材のところなのですけれども、基本教員の方が教えることにはなろうかと思うのですけれども、もし負担感を軽減できるような方法として、現場の声も聞きながらですけれども、外部人材を活用するとかということで、例えば民間の専門の企業だととか、あと学校としては帯広コア専門学校だったり、北海道科学大学とかもあるのですけれども、そういったところで負担感の軽減につながるようであれば、人的なところでお力をお借りするとか、そういったお考えはお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 外部人材の活用等の考えはということだと思いますけれども、今、委員会といたしましては、今後の部分ではございますが、過去には実は今、小島議員がお話にもありました北海道科学大学の出前講座という形で、いわゆる今で言うプログラミング教育的な授業を実施した経過があります。これは、学校の要望に応じて実施しておりましたけれども、ここ数年要望がなかったものですから、実施しておりませんが、今現状では、そういった教員向けの研修、あるいは出前講座、そういうものを活用できないかどうかというのを検討しているところでございます。

それと、負担感という部分でございますが、これ国のはうでも言っておりますが、必ずしもプログラミング教育に特化した形で、授業を展開するのではなくて、教科横断的な取組ということで、先生も含め児童たちに負担のかからないような形で進めていくべきという形で示されておりまして、十分その辺につきましては留意していきながら進めたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 教科の中で行うということは十分理解はしているのですけれども、少しでも教員の負担感の軽減というところでは、なるべく教育委員会としてバックアップ体制といいますか、支援体制、そういうものが築けるように準備を進めていただきたいなというふうに思います。

次に、英語のはうなのですけれども、昨年の9月、一般質問でも触れた部分もあるのですけれども、英語の授業時間が確実に増えるということで、年35時間、1週間当たり1時間増えるという計算になるなのですけれども、札幌市的小学校では、運動会を午前中で切り上げたところもあるという、そういった事例も挙げながら質問はしたのですけれども、既に幕別町では移行期間の中で取り組んでこられたということで、小中一貫の乗り入れ授業、国際交流員の活用、道の加配教員の配置もされてこられましたけれども、そういった移行期間、実際に取り組んでこられまして、実際はどうだったのでしょうか。年35時間増えることへの対応といいますか、そういったことは現場の声をお聞きしまして、来年から本当にどうしていくのかという、そういう見通しは立ってきているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 外国語活動の指導につきましては、教育長の答弁でも申し上げましたとおり、現在2名の国際交流員、あるいは臨時的な英語指導助手、さらには加配事業を活用しながら、実施しておるほか、小中一貫乗り入れ授業、こういったものを通じてサポートしております。来年からの実施に向けましては、引き続きこういった加配事業の活用も含めまして、人的支援の必要性などにつきましては、総合的に検討してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 年35時間確実に増えるというところで、そのやりくりといいますか、調整といいますか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 授業時数の調整ということでございますけれども、ことしから長期休業日の部分で各学校3日間減じている状況にございます。今後につきましては、ことし1年間、来年から実施ですので、そういった部分を検証した上で、さらに調整が必要かどうかというのは、これから検討しているというような形になります。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 長期休業を実際に減らしたということで、そういったことも考えられるかと思うのですけれども、そうなると子供たちの負担はどうなるのかという、そういった話にもなってくるのでしょうかけれども、ことし3月、小田議員の一般質問の中では、体力、運動能力等の調査、これは小学5年生については、国の指示で必要だということは、それは理解しているのですけれども、町独自で全校、全学年、全種目、これまで行ってこられたということで、学校現場としても結構今までぎりぎりでやってこられたと思うのですけれども、こういった調査はそこまで必要ないのではないかという声も上がっているということで、しかしながら教育委員会のほうでは引き続きやるような答弁だったと思います。そういった話に触れていきますと、もしかしたらそういった部分も見直せるのではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 体力調査、全国体力調査の関係なのですけれども、以前に小田議員の質問の中でもお答えはしましたけれども、体力調査をやること自体については、先生方の負担だとか、そういったことも多少あろうかとは思いますけれども、全体的な傾向を捉えるという意味合いで、引き続き実施していくというふうには考えております。

先生方の負担感という意味合いで、今回の英語の必修化については、外国語の必修化につきましては、確かに単位数が増えるというようなことで、子供の負担ですとか、それから先生方の負担というのは、これは多少やっぱり増えていくというような認識は我々も持つてはございますけれども、そこは国の示す指針なりに基づきまして、現在はその移行期間として、昨年からもう外国語活動については取り組んでおりますけれども、昨年度につきましては、3、4年生が15時間、それから5、6年生が50時間を実施してございます。本年度につきましては、答弁の中でも申し上げましたように、3、4年生が25時間以上、それから5、6年生が60時間以上実施しております、ほぼ本年度につきましては、来年度からの移行に近いような形で実施しておりますので、そういった中で本年度は長期休業日を3日削った上で、試行的に実施しているというようなことがございます。これ全部の学校ではないのですけれども、さらに10時間なり増えるというようなことがございますので、本年度の状況を見ながら授業時数の確保については、学校行事を見直すことによって、学校行事ですとか、それから児童会活動、クラブ活動といった特別活動の時間の見直しによって、その10時間なりを増やす分を見出していくのか、あるいはさらに長期休業日を短くしていくのかというようなことも含めて、今、年度途中でございますので、本年度の実態を捉えながら、学校現場の中でいろいろ議論をしていただいているところでございますので、そういった状況を踏まえながら取り組んで決定していくかというふうに思います。最終的には、これ学校長の判断で決めることになりますけれども、町内ばらばらということにはなりませんので、教育委員会として統一した見解で進めていただくよう進めていきたい

というふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 授業時間が増える、教員の負担が増えるという、多少増えるという教育長のお話であったのですけれども、多少といいますか、かなり増えていくのではないかと、これまでもぎりぎりやってきたのにプラスアルファ新しいことが入ってくるということで、負担感はかなり増すのではないかと思うのですけれども、既に現場の声から、そういう必要性どうなのだろうかという疑問を呈する声もあるようありますから、最終的には学校の判断で決めるという話も今出ておりましたけれども、学校の裁量で必要ないというご判断、お考えありましたら、それはそれでいいのではないかというふうには思うのですけれども、体力の調査のところですね、その辺はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 体力調査の関係、今回の質問と関連しているのかどうか私分かりませんけれども、体力調査につきましては、私は先ほども申し上げましたように、子供たちの体力の状況、これは学力・学習状況調査でもそうですけれども、子供たちの体力の状況を見極めて、そして今後の指導の改善を図っていく。どういった部分が子供たちに不足しているのかというのを把握して、学校が改善プランなりを作成して、子供たちのよりよい方向に進めるための授業改善だとか、そういったものに使うという意味合いで、私は必要だというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 教育委員会としてはもう必要だというお考えだと思うのですけれども、このままいっても平行線になりますので、ここでやめますけれども、学校ごとでその本当に必要なのだろうかという、そういった声が出ているのであれば、そういったことも、学校で裁量の中で決められてもいいのではないかなどというふうなふうには思っておりますので、お伝えしたいと思います。

次に、道の加配教員なのですけれども、これは道のほうのあれなのですけれども、これは来年からの全面実施始めるに当たって、これを引き続き配置されていくものなのでしょうか。道の判断によつては、こういう変わっていくものなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 先ほど答弁で申し上げましたとおり、道の加配事業を活用しながら英語の必修化に向けて取り組んでいるところでございますが、来年度以降につきましても、町といしましては、加配事業、道のほうに要請、要望いたしまして、できるだけそちらのほう、加配つくようになってから、要望した上で授業のほう取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 道教委のほうにしっかりと要請をしていくと、していっていただきたいということを求めて行きたいと思います。

それと、この1点目の質問、総括的な話になってくるのですけれども、やっぱり教員の負担感のところにすごく懸念されるところなのですけれども、これまでも教員の多忙化、労働時間の問題について、同僚議員たちが随分議論を重ねてこられまして、今までやってこられた教育課程の中でも多忙化が問題視をされてきた。それに加えて、また新しい来年からの学習指導要領では、さらに増えていくという中で、プログラミング教育や英語、英語も小学校の教員ですと、子供に英語を教える、指導するということも、これも初めてという先生もいらっしゃるとは思うのですけれども、そういったこともありますし、さらには通告はしていませんけれども、道徳の教科化も始まっていくというふうにも聞いていて、いろんなものが増えていくわけありますけれども、総括的なところでお聞きしますけれども、学校現場、教員、そして子供たちのためにも、できるだけ余計の負担がかからないように教育委員会としてのバックアップ体制、支援体制、整えていくこと、非常に大事だと思っておりますが、これについて何かありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 教職員の負担感の増、多忙化等々のお話ございました。先ほど私も多少増える

というようなお話を申し上げましたけれども、それらに関わりましては、教育委員会といたしましては、昨年度策定いたしました働き方改革に関するアクションプランに基づきまして、できることをやっていくことによりまして、教職員の多忙化を少しでも解消するように努めてまいりますし、教育委員会といたしましても、さまざまな場面で先生方のバックアップをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 学校現場のお声を聞きながら、そういった負担の軽減、そして本当に子供たちのためになるような充実した体制をとっていただきたいというふうに、ご期待いたしたいと思います。

次に、2点目の特殊詐欺、施設の貸し出しについて移りたいと思いますが、ことし2月には、東京ですけれども、アポ電強盗という凶悪の強盗殺人事件まで、そういったものまで発生してきているような状況であります。本町では残念ながら100万円の被害が発生をしておりまして、2年前と先月8月19日にも発生をして、結構特定の地域を中心に電話が相次いだというふうに聞いております。今回の8月の事件なのですけれども、これについて相談といいますか、こういう電話がかかってきましたという通報といいますか、そういったものはどのぐらいあったのか、もし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 今回の8月にありました被害の関係ですけれども、町のほうには帯広警察署の幕別駐在所のほうから情報いただきまして、その日の午前中集中して本町地区のほうに、そういった内容が届いているということで、そのときには5件ほど立て続けに連絡があったということで、警察署のほうから連絡を受けております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 実際には言ってこられない方もいらっしゃると思いますので、それ以上の電話がかかってきているのであろうとは思うのですけれども、迷惑電話チェッカーという、電話機に接続して使う機器があるのですけれども、こういったものを道警の中で2年間無料で機器を貸し出しをしていた時期もありまして、今は終了しておりますけれども、そういった機器があり、またそういった機器を自治体の中では貸し出ししているところもあるようなのですけれども、我が町ではそういったものを行ってはきていないと思うのですけれども、そういった機器について、これまで担当課のほうで、検討されたことなどはありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 担当課といたしましても、機器の貸し出しあるいは購入の補助といった取組をしている自治体のほうにお話を伺っております。電話を使った特殊詐欺被害の未然防止策の一つとして、認識はしておりますけれども、年々電話機自体も進化をしておりますし、さまざまな機能内蔵型の電話機が普及しております。また、特殊詐欺の手口そのものが日々形を変え、巧妙化していくことなども勘案いたしまして、担当で検討している中では、まず何より消費者の意識あるいは関心を高めることがとても大切だと、まずそちらの注意喚起や啓発活動を継続、徹底していくことが、最優先であるということから、そういった機器の貸し出しや購入補助といった取組については、現時点ではといいますか、検討している中では考えてはいないという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 機器の貸し出し、あるにこしたことはないとは思うのですけれども、例えば高齢者65歳以上の方で、何人までとか、そういったようにある程度範囲を決めてやる方法もあるかと思うのですけれども、そこまでの検討もなされたということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 先ほど申し上げましたように、他の自治体での取組事例を参考にしておりますと、65歳以上の単身世帯、あるいは高齢者夫婦世帯ですか、あるいは70歳以上の世帯ですか、他の自治体それぞれの取組がございますけれども、これを幕別町で行おうとしたときに、

機器の購入だとかを例として挙げますと、今、幕別町では例えば65歳以上の単身世帯が2,374世帯、それから高齢者のみで構成する世帯が2,067世帯と、合わせて4,500世帯ほどございます。こういった世帯を対象に助成をしようと思うと、かなり費用負担も多くなると、そういった費用対効果も勘案しての検討結果でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 世帯も多いということで、費用もそれなりに要するということであるのですけれども、先ほどお話ありましたように、最近の機器なんかは詐欺防止のため、詐欺対策のため録音しますとか、そういう音声が流れるような機器が普及して、新しいものにおいては普及してきているのですけれども、そういったことも抑止力になったり、効果も期待はされるところなのですけれども、最近お金かからない方法としまして、既存の電話機の留守番電話の中に、ご家族の方にそういう音声を入れてもらって設定するだとか、あと最近は警察のほうも協力をしていただけるようで、警察官の声で音声を入れてくれる、吹き込んでくれるということもやっていただけるということで、留守番電話の設定自体もお年寄りの方にとっては難しいこともありますので、そういうことも含めてやってもらうという方法もあるのですけれども、そういったことの周知ですね、そういった方法もあるという、詐欺防止のためにあるのだということで、広報紙等々に載せて、被害に遭わないよう啓蒙、啓発していただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 小島議員おっしゃいますとおり、北海道警察のほうでも、今のようなその音声をという、そういうお話をいただいております。今後も手口自体は本当に巧妙化しておりますので、さまざまな対策という面では費用がかからない対策の一つでもありますので、そういった部分については警察のほうとも連携をしながら、検討し、あるいは周知啓発の中で生かしていきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今後も手口巧妙、いろいろ変えて再びまた町内に電話がかかってくるという可能性はこれは高いというふうに思っておりますので、引き続き不断の努力を求めていきたいというふうに思います。

次に、施設の貸し出しについてですが、過去には平成29年の予算のときだったと思いますが、その際、問題視してお聞きした経緯もあるのですけれども、被害者の方というか、当事者の方は被害意識がなかつたりして、周りの第三者の方から見て、これはこういうものに貸し出しだるのはおかしいのではないかと。特に公の公共施設でというのは信頼のおけるところであり、怪しい会社に貸し出しをするのはおかしいのではないかという話もありまして、指摘したこともあるのですけれども、結構はつきりとこれは断定できないと言いますか、断定するのが難しい部分もありますし、最終的には高額なものを買うように誘導していくような形で、いわゆるちょっと催眠商法のようなそんなような感じの形でやっていたなのですけれども、ご本人被害者意識がないわけですし、認知症の方なんかも判断が難しいということで、実際、消費生活センターのほうにも全然相談も上がってこないような状況だというふうにも聞いてはいたのですけれども、当時、中で実際何が行われているのか確認、当時ですけれども、確認しようとしたのですけれども、入らないでほしいみたいな形で断られて、確認できなかったということもちょっと聞いてはいるのですけれども、現在は聞き取り調査十分に行って、承認、不承認の判断だとか、管理人が常駐していましたら、目的外使用ないか現場を確認しているということでありまして、そうしたこととはしっかり行っていただきたいと思うのですけれども、本当に怪しいなど感じたときに、そういった現場確認を管理人だけではなくて、消費生活センターのそういう専門の方にも立ち会っていただいて、ちょっと分かりませんけれども、マルマル商法に当たるというような、そういった断定とか、そういったことはできないのでしょうかね。あくまで被害者からの訴えだとか苦情、それがないときちんとしたその詐欺といいますか、マルマル商法に当たるというこ

とを断定はできないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 申請段階で、詐欺を行う団体かどうかという見極めは、やはり非常に難しいところでありまして、ただ先ほどご答弁書でも述べたとおり、申請段階でのやはりこういったチェック、確認をしっかりと行う、また管理人が現場を確認するということは、今も現状行っております。またその中で、今その団体が行っている活動についても、消費生活センターの相談員にも相談しながら、こういった取組がどうかということは、そういった相談員に説明し、また現場も見ていただきながらやっているというのが現状でございまして、今後もそういった形でその活動内容等は確認していきながら、管理をしていきたいというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 町内のさまざまなサークル活動などにつきましては、全然使用に問題はないのですけれども、特に営利目的のところにつきましては、あまり聞き慣れない会社名だと、あと会社名自体も変えるケースもあるようあります。例えば過去承認されなかつたものが、今度は承認されるといったこともありますので、きちんとそういったところもチェック体制、注意を払って行っていただきたいなというふうに思います。

あと、ことしの7月ぐらいに出張買い取りしますといったチラシが実際に入ってきました。札幌の会社であるのですけれども、短日で町民会館や札内コミプラ、コミセンなどでも実際に貸し出しがされている状況なのですけれども、本当にそういったものも全く断定はできないのですけれども、報道などではそういったケースの中には、中にはですけれども、強引な対応をされてたり、貴金属類を安く買いたたかれて、後から戻してほしいと言っても戻ってこないといった、そういった被害もあったと報道では聞いているところでありますし、あと、今現在ですけれども、民間でありますけれども、町内の大手スーパーの中の一角では、椅子の何か健康機器に座ったら体調改善をするだとか、特にご高齢の方が多く行かれているのを実際に見たのですけれども、実際に買うと100万円ぐらいするみたいなのですけれども、そういったものも、全く断定はできませんけれども、第三者の目から見て不安といいますか、疑問を感じるところなのですけれども、そういうことが実際町内で行われているという中で、あまり言うとそれ業務妨害だとかというふうに言わわれかねないのですけれども、町民の大切な財産を守るとか、消費者保護の観点からも、今後も消費生活センターの方とも連携しながら、さらに敏感な目を持って対応していただきたい。施設の貸し出しについては、本当に慎重に行っていただきたいなというふうに思うのですけれども、何かありましたら聞きたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 今後も特に商業活動なり、販売を伴うような施設の利用者、団体等については、その活動内容などを十分に聞き取りながら、町民が安心して使える公共施設の管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今後の努力に期待をして終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11：02 休憩

11：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○3番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

将来を見据えた緑の管理体制と環境美化を。

幕別町は第6期総合計画で緑地の維持保全を主要施策の一つとし、美しい自然環境の保護と循環型社会の形成、環境美化の推進を掲げており、そのための方向性を示しております。

緑豊かな自然が織りなす環境は、さまざまな役割を果たし、町民に潤いや安らぎを与えてきました。緑の管理については、沿線町内会や事業者などの協力も得ながら取り組んでおりますが、一部地域では高齢化により歩道植栽エリアの整備や植樹ますの除草ができず、広がった街路樹の枝葉が通行に支障となっている、落ち葉の処理に困っているなどの相談を受けることが多くなりました。また、空き家周囲に雑草が生い茂り近隣住民が困惑している現状もあります。

幕別町は第6期総合計画に基づき2020年には都市計画マスターplanの改定を行い、連動して緑の基本計画が見直される予定であります。都市計画の中で市街地の拡大とともに緑の確保が一定程度進捗する中、今後は協働の体制を担う町内会の高齢化や加入率の低下などで、管理体制が追いついていかなくなることが予想されます。将来を見据え具体的な施策や実効性のある協働体制を、早急に構築していくかなければならないと考えることから、以下について伺います。

①街路樹や植樹ます等緑の管理体制の現状と課題は。

②長期的な視野に立ち、持続可能な管理体制をどう構築していくか。

二つ目の質問です。

外国人労働者の増加に伴う多文化共生の考えは。

本年4月、外国人の受入れを拡大する改正入管難民法が施行され、外国人労働者が長期間働くようになり、一部の仕事については永住も可能になりました。町内でもコンビニやスーパーで買い物したり、ATMを利用する外国人労働者の姿を見かけるようになりました。さまざまな業種で深刻な労働力不足が続く中、町内でも技能実習生などが大きく増えていくことが予想されます。

総務省は在留外国人の生活環境を整え、地域に溶け込める環境をつくるため、地域における多文化共生推進プランを策定し、主体となる自治体の役割を位置付けております。幕別町の産業などを支える現場で働く外国人を、住民として受け入れる体制を整備することは、同じ地域に住む誰もが安心して暮らせる優しい町づくりにもつながると考えます。町として今から共生の土壤を育んでいかなければならぬと考えることから、以下について伺います。

①多文化共生に向けて町の考え方と取組は。

②地域コミュニティとの関わりについて。

③町内に住む外国人向けの町独自のサービスを行う考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「将来を見据えた緑の管理体制と環境美化を」についてであります。

町にとっての「緑」の役割には、動植物の生息・生育地として生態系を維持する自然環境を保全する役割、二酸化炭素を緑が吸収することによる地球温暖化の防止につながる役割、公園においてはレクリエーションやコミュニティ活動の拠点としての役割、道路においては街路樹の配置による視線誘導や交通分離、衝撃緩和などの交通安全につながる役割など多岐にわたっており、いずれも住民生活に欠かすことのできない重要な役割を担っております。

このことから、本町では、緑化の推進を中心とした緑の基本計画を策定し、公園整備を中心に計画的な緑化を進め、公園見守り隊や協働のまちづくり支援事業を取り組むことにより、地域住民とともに緑の適正な維持・保全に努めてきたところであります。

ご質問の1点目、「街路樹や植樹ますなど緑の管理体制の現状と課題は」についてであります。

はじめに、管理体制の現状についてであります。

街路樹は、主に歩道に植えられるため、限られた範囲でさまざまな障害物がある中で生育しなければならない環境にあることから、その管理には定期的な剪定や草刈りのほか、倒木を防ぐための対応

も行いながら、街路樹を健全に維持していくことが必要となってまいります。

街路樹の管理に当たりましては、道路パトロールや道路利用者等からの情報提供をもとに、道路交通への支障や危険の未然防止に努めているところでありますが、道路パトロールでは、街路樹の生育不良や枯れ木、枯れ枝、ぶら下がり枝のほか、歩行者や道路標識の視認性に対する影響の有無の確認に努めています。

また、道路利用者からは、倒木発生等により交通に支障となる情報提供が、周辺住民からは病害虫の情報や枯れ木等の情報が寄せられております。

街路樹の剪定につきましては、通行や視認性に支障となっている箇所など交通安全上危険性が高い箇所を優先的に実施し、そのうち、高木の剪定は、道路管理を委託している業者で、低木の剪定は、幕別町社会福祉協議会に委託し、植樹ますの除草作業とあわせて実施しています。

このほか、一部の町道や道道、国道において、地域住民による花の植栽や除草作業を実施していただいており、昨年度の実績としては、市街地では協働のまちづくり支援事業を活用した活動が13件、手づくりのまち推進委員会忠類事業部による「花いっぱい運動」が国道236号で実施されており、郊外地においても、幕別町農地・水保全管理対策協議会が9地区において実施しております。

また、落ち葉の清掃につきましては、沿道や周辺にお住いの皆さんに協力をいただき実施しており、配布したボランティアシールをごみ袋に貼っていただいたものを、町が回収しているところであります。

課題といたしましては、維持管理費はこれまで人件費や機械経費の上昇により増加傾向にあり、これからも増加していくものと考えられます。

このため、危険のない範囲で、できる限り町民の皆さんの協力をいただきながら、効果的な維持管理の実施を心がけていかなければならないものと考えております。

ご質問の2点目、「持続可能な管理体制をどう構築していくのか」についてであります。

町内には、都市計画道路を中心に多くの街路樹を配置し、緑豊かな道路景観を形成しておりますが、今後においても定期的な剪定が必要なほか、次第に老木化していく街路樹が増加し、将来的には植えかえる必要が生じることから、今後、計画的に更新を行うことが必要であると考えております。

その際、樹種の選定に当たりましては、より街路樹としての適性が高く、十勝の気候や環境に適した樹種を選定するとともに、成長が比較的遅い樹種への転換が望ましく、今後、緑の管理を継続的に行う上でも重要であると考えます。

また、道路構造令の規定に満たない幅員となっている歩道の植樹ますや交差点付近にある植樹ますにつきましては、地域住民との合意形成が前提となります、歩道空間の確保や堆雪スペースの確保を図るため、植樹ますを撤去して舗装化することも、交通安全対策や維持管理費の縮減に向けては選択肢の一つであると考えております。

このほか、幹線道路や災害時の緊急輸送道路につきましては、街路樹が倒木して道路を塞ぐようなことが起こらないよう、重点的に安全管理を行うなど、今後とも地域住民の皆さんの協力をいただきながら、町民の安全安心につながる緑の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、「外国人労働者の増加に伴う多文化共生の考えは」についてであります。

グローバル化の進展に伴う在留外国人数の増加を踏まえ、国は、1980年代後半から重点的に取り組んでいた国際交流や国際協力を通じた地域づくりに加え、外国人の方が地域社会の構成員として、ともに生きていくことができるよう、地域の国際化を推進していくことが必要であると位置付け、平成18年3月、「地域における多文化共生推進プラン」を策定したところであります。

このプランをもとに、外国人の方も含めて、全ての住民が活躍する住みよいまちづくりに向けた取組が各自治体で広まっており、国籍や民族などの異なる人々が互いの違いを認め合いながらともに生きる社会である「多文化共生社会」の実現に向けた取組が進められております。

ご質問の1点目、「多文化共生に向けて町の考え方と取組は」についてであります。

多文化共生社会の実現には、外国人の方が地域住民の一員であるという視点に立ち、同じ地域の構

成員として、対等の関係を築きながら共生していくことが必要であることから、情報発信・まちづくりなどにユニバーサルデザインの視点を持つことや外国人の方と住民との相互理解の醸成が大切であると考えております。

本町における多文化共生に関する取組としましては、英語、韓国語、中国語に対応したホームページの多言語化を図るとともに、国際交流員による幼稚園での教育活動や小中学校での英語教育などコミュニケーション支援や、町内中高生とオーストラリアのメルローズハイスクールとの相互ホームステイによる国際交流を通じた相互理解の促進に取り組んでいるところであります。

今後は、さらなるグローバル化の急速な進展に伴い、長期間在留する外国人労働者の生活相談体制の構築や町内会等の地域社会に対する理解促進についての支援のほか、外国人観光客を含む災害発生時の情報伝達や医療通訳、さらには、外国人の方の子供の教育支援などの課題が生じてくるものと考えております。

町といたしましては、このような課題を念頭に置き、外国人の方が安心して働き、暮らすことができる環境づくりについて、受入れ先企業等からの聞き取りや先進事例を学びながら、町として果たすべき役割について、研究してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「地域コミュニティとの関わりについて」と、3点目の「町内に住む外国人向けの町独自のサービスを行う考えは」につきましては関連がありますので、合わせて答弁させていただきます。

社会・経済全般にわたる国際的な動きが活発化している中、外国人の労働者は、農業や介護分野における新たな担い手となるなど、地域産業や経済の振興につながることが期待されるとともに、外国人の方が町内会等の地域コミュニティへ参画することにより、地域住民にとって身近な存在となっていくことが考えられます。

一方で、外国人の方が地域コミュニティと関わる上での課題として、日本や地域の文化・慣習やルールに不慣れであることや、円滑なコミュニケーションに必要となる日本語能力が不足していることなど、地域住民において漠然とした不安感等があると言われております。

これらの課題に対応するため、多くの外国人の方が居住する自治体では、ごみ分別表の多言語化や英語による生活ガイドブックの配布、留学生など在留外国人の方と共同でイベントを開催するなど、外国人住民と日本人住民が互いの文化や価値観を尊重し合い、ともに安心・安全な多文化共生のまちづくりを進めるための取組が行われております。

本町では、忠類地域の農家で働く中国人の方々が、受入れの始まったときから、盆踊り大会やふるさと忠類運動会、どんとこいむら祭りなど、地域のイベントに毎回参加し、地域住民や来訪者との交流を深めています。

本町においても、今後、外国人の方が増えることも想定されることから、外国人と町民がお互いの文化を理解するための交流のあり方等について、他の自治体での課題や取組などを踏まえながら、多文化共生社会に関する調査研究を進めていくとともに、外国人の方のニーズに対応したサービスのあり方についても、必要に応じ、検討しなければならないものと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○3番（内山美穂子）　ご答弁いただきました。

日々成長する緑の管理はご苦労も多いかと思いますが、日ごろ個々の事例にしっかりと対応していく姿勢は評価したいと思っております。

ご答弁にもありました、緑が私たちに与える影響は大変大きいものであります。町内には、イチヨウ並木、桜の名所もあり、幹線道路沿いはきれいに整備されているところが多いと思っています。しかし、その一方で通告でお伝えしましたように、一部では住民生活に支障がある箇所も発生しております。また、樹木の中には、大きくなり過ぎて安全性が不安視されたり、良好な樹形を維持できないものもあり、十分な沿道の整備には至っていないと認識しております。そこで、近年の社会情勢の

変化に伴って、緑の管理体制が追いついていかなくなるのではと懸念するところから、今回、質問させていただきました。

町の課題として、維持管理については、人件費や機械経費の上昇によって増加するとのことでした。決算資料、過去4年間でありますが、道路維持管理の項目で、町道管理委託の夏維持には、支障木の伐採費用が計上されております。これは、路面補正なども含まれるので、緑に限定したことは言えませんが、全体として数字はかなり高くなっています。また、町道清掃委託費は4年前に比べると、3割以上高くなっています。今後はさらに大きく増加するのではないかと思いますが、今後の見通しについてお聞かせ願います。

○議長（寺林俊幸）　土木課長。

○土木課長（小野晴正）　道路の緑の維持管理の今後の経費の見通しということでございます。

見通しというものは、特に計画的な数字として示しているものはないのですけれども、継続的に30年度にかかった費用はかかるのかなというふうに考えてございます。30年度は、今、内山議員からも決算の関係でお話ありましたように、道路清掃業務といたしまして、約1,630万円、それから道路維持工事で高木の街路樹の剪定を行った工事が11工事ございまして、約570万円となっています。合計といたしまして、街路樹等の管理、それから清掃につきまして、道路の関係で2,200万円が30年度でかかるところです。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○3番（内山美穂子）　答弁いただきました。

今後も継続的にかかるということですが、総務省の情報通信白書、これは平成24年のものなのですけれども、国土の姿として国土基盤ストックの老朽化によって、2030年には更新費、維持管理費が倍増すると予測しております。さらに、国の緑化計画には今後の維持管理、更新の山が到来する中で、今ある緑とオープンスペースを効果的、効率的に管理し、都市を再構築していくためにリノベーションの推進を図り、ストック効果を高めることができると書いています。

一例ですが、昨年公共施設のオープンスペースに植えられているシラカバが高くなり過ぎまして、屋根の上に覆いかぶさり、隣接する施設の駐車場に枝が落ちてきて、安全性に問題があった状態がありました。大がかりな剪定が必要となり、町に要望してもなかなか剪定が進まなかったという事例がありました。最終的には、企業の社会貢献事業でやっと対処していただいたという経緯がありました。この先、樹木の成長とともに、リスクやコストがさらに増大していくと思われますが、町内の街路樹などを適正に管理していくためのマニュアルのようなものは、あるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　土木課長。

○土木課長（小野晴正）　街路樹等を管理するマニュアル等のものということなのですけれども、現在うちの町では、マニュアル等はございません。しかしながら、街路樹につきましては、これまで街路樹の整備や維持管理に当たりましては、日本道路協会が発行しております道路緑化技術基準・同解説や北海道が策定しております北海道の道路緑化指針などを参考にして、整備及び維持管理を行っているところであります。

今現在は町独自のマニュアル等がございませんけれども、こういった基準や指針に基づいて参考にしながら維持管理を進めているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○3番（内山美穂子）　北海道道路緑化指針などを参考にして進めているということでありました。緑の基本計画についても、理念的なことが中心で、植栽基準、計画的な更新や樹種の変更、また撤去などの具体的な方針が示されておりません。将来的なことを考えると、これらを明確にした指針も必要ではないかと思います。適切な時期に適切な維持管理をしていくことが、長い目で見ると、コスト削減になるのではないかと思います。ご答弁の中でも、選択肢の一つとして植樹ますのことに触れられておりました。街路樹や植樹ますについて触れられていましたが、北海道の道路緑化基準にし

ても、これを参考に進めていくには、地域の特性、そういったもの、地域の実情もある程度加味していかないと、計画的にできない面もあるのではないかなというふうに思っております。具体的な整備計画が必要ではないかと思うのですけれども、そういったお考えはお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） まず、道路の通行上、安全管理、通行の安全が確保された状態の中で、やはり適切な維持管理をするという前提で、先ほども申し上げましたように、道路の緑化基準ですとかというものが一応定められているというものなのですけれども、答弁の中にありましたような樹種を違うものに変えていくですか、また植樹ます一部つぶしていくということは、一部これまでも既に実施をしているところもありますし、基本的な考え方といたしましては、まずは道路の通行上の安全を確保する、そして支障となりそうな場所ですとかというようなところは、そうした対応をするというのは、まず減らしていただいと。あと、議員おっしゃったような樹種をまた違うものに変えていく、これは管理者としては一番はやはり手間のかからないような樹種にする、またそれと次には、変更する場合にあっては、当然地域の住民の方々の一定程度の合意もやはり必要であろうというふうに考えておりますので、改めて整備の考え方を記すということまでに、まだ考えは至っておりませんけれども、結果としてはこれまで、これからも答弁にありましたような考え方で緑化については進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 進め方に関して、今お話を聞いて理解したところもあります。ただ、実際に具体的な緑の基本計画の下の実際の個別計画をつくっているところもあり、読ませていただいと、大変参考になるのではないかと考えるところがあります。例えば、旭川市や北見市、美瑛町は、指針や整備計画の中で、地域の特性に合わせた計画的な更新、樹高抑制や剪定管理による樹形の再生、シンボル並木の形成などの方針が細かく定められております。ぜひ参考にしていただきたいと思います。

次は、環境美化の視点での管理体制について伺います。

私は、こうした議会に、特に一般質問があるときに、朝とても緊張しながら車を運転するのですけれども、きょうも車を運転してきたときには、道路の沿道沿いに赤いサルビアの花が鮮やかに咲いておりまして、大変心の緊張が解きほぐれたというか、心がなごんだといった状態がありました。

ご答弁にもありますように、各町内会の方々が毎年色とりどりの草花を植栽、維持管理されていますし、手づくりの町推進委員会の忠類では、花いっぱい運動の一環として、国道沿いの花壇の植栽や草取りを行っていて、いつも感謝しておる次第であります。本来は、自分たちでできるだけ美化活動をしていくことが基本だとは思いますが、これは難しい面もあり、今後、地域の高齢化が加速すると、活動される方が非常に少なくなっていくことが考えられると思います。こうしたことを踏まえ、既存の協働体制、協働事業をいかに活性化させていくかが課題だと思っております。既存の事業に対する検証や評価を踏まえた上で、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 協働のまちづくり事業に限ったことではないのですけれども、最近、建設工事等々に伴いまして、土木を中心とした建設業者さんの方々が地域貢献ということで、さまざまな貢献をしていただいているわけでございますけれども、その中で一例を挙げますと、町内の道路でたまたま囲まれた花壇上になっているスペースへの花植えということを、この間10年間継続してやっていただいているという事例がございまして、これかかる経費も相当の経費、通算しますと100万円を超えるような経費を要していたというようなことで、表彰規定に基づいて、そして表彰させていただいたというような取組を実際にやっているところであります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 今ある協働事業の中で、もっと充実していかなければならないというお考えは、お聞きしたいです。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 済みません。今、植樹ますへの花植えですね、道路でいいますと、そうしたものを中心に、あとちょっと離れますけれども、緑の観点でいきますと、公園の管理をやっていただいているとか、こうしたことを公区の皆さんに協力をしていただいているのですけれども、道路の観点でいきますと、植樹ますという中での花を植えるという一定のオープンスペースの、狭いオープンスペースでありながら花を植えるというようなところについては、やってはいただいているのですけれども、例えば維持管理をするという観点の中でいきますと、樹木の剪定をするのですとかということを考えられなくはないのですけれども、道路に関して言いますと、歩道なり車道なりの通行スペースとしての利用の安全が確保されなければならない、その上での作業をしなければならないということをございますですから、道路のスペースの中でやれることがあるのではないかといった場合には、当然こうしたことがクリアされたということが前提条件となって、こうした協働のまちづくり支援事業ですとかということにつなげていくということになるのかなというふうに考えていまして、今の時点では、ちょっとこうしたところまで新たに追加をするということに関しては、ちょっと思いとしては至っていないという状況であります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） どうしてこのような質問したかと言いますと、過去の一般質問でも、札内中央町の中心市街地の植樹ますについて、もう高齢になり過ぎて、地域での管理は難しいといった相談がありました。この地域は国道からJR札内駅に入るメインの通りでありますと、かなり通行量も多いところであります。就労センターも入られているのですけれども、それは年に2回ということなので、なかなか追いついていかなくて、きれいな状態があまりないということでした。この相談者の方からは、私も相談を受けたのですけれども、これまで若いときは何十年もきれいにやってきたのだけれども、もう体が動かなくて、公区でもなかなかやっていくことができない。それで何とかしてほしいという切実な声でした。これは地域全体の課題であり、容易に解決することは難しいと思いますが、こうした事例に対して、公区以外の協働体制で行う方法はないのか、こうしたことを含めて、もう一度お考えをいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、現実に協働のまちづくり事業を活用して、13の地域において1万4,000株を超えるような、そういう植栽もしていただいているわけでありますと、私はこのことは本当に大切にしなければならないでしょうし、なるべくそこに参加する人たちも多く、一人でも多く毎年増えていけばすばらしいことだなというふうに思っております。ですから、まずは地域で今までやってきた人ばかりに頼るのではなくて、公区なら公区の中で広く呼びかけていただいて、一人でも多く探していただく、そういう機運を盛り上げるということが必要であろうと。それは言いながらも、結果的には、今のお話のようにできないところも出てくる、あるいはほかの地域も公園のアダプトプログラムではないのですけれども、今までやっていたのが結局出席する人がいなくなってきた結果、公園全体の草刈りができなくなったと、そんなこともあって、そこは草ぼうぼうにするわけにもいかないので、町が直営でやっているという状況でありますけれども、じゃ、植樹ます全部花植えを町の手でやろうかということになると、これも無理な話でありますので、そこは近くに住む企業の応援をいただくでありますとか、なるべく多様な参加を募って、できることは地域の中でやっていくということをまずは進めなきゃならないなというふうに思います。ただ、これを全国的に進めるとか、そういうことはなかなか難しいので、やはり自分たちの住む町は、街路は、自分たちがきれいにするのだと、そういう気持ちをやっぱり盛り上げていくことが一番大切であろうというふうに思いますので、まずは公区内、そして隣接する公区の協力を得ながらやっていけるのであれば、その辺の機運は盛り上げいかなければならぬ、町としてもそういう要請もする必要があるのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 私ももちろん、基本的にはそれぞれの公区で皆さんのが協力し合ってやるのが、本当に本来の姿だとは思っておるのでありますけれども、このような声というか状況もあり、例えば町全部

をそういうふうにしてくださいとなると、大変だと思うのですけれども、ここの地域は特に中央市街地に当たります。商店街の活性化もあるのでしょうかけれども、そういった視点での事業も大事なのでないかなというふうに思っております。

ほかの自治体でも同様の課題を解決するために、さまざまな施策を考えております。その一つが、各自治体の管理する道路沿いの花壇に、今おっしゃっていました個人や企業から協賛金を募って、年間の維持管理費に充てるスポンサー花壇事業があります。花壇には、会社名が入ったプレートを設置します。この事業への協賛は、税法上の優遇措置もあり、企業にとっても社会貢献ができるという点でメリットがあるのではないかというふうに思っております。

仙台市では、ことしから緑の基本計画に基づいて、市民協働の推進の一貫として、このスポンサー花壇の実施を始めました。何か手立てをしなければ、現状は変わらないと思います。この札内中央町の中心市街地の沿道沿いの美化活動、沿道沿いの課題を環境美化の観点を盛り込んで、こうした先進事例を参考にしながら課題を解決する方法もあると思いますが、このことについてのお考えいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと事例が 103 万都市の仙台を出されると、それとうちの町が一緒になるのかという非常にそういう思いを持って今聞いていたわけなのですが、やはりこれは企業が協力をすることとは、そこに宣伝効果がなければなかなか協力してもらえないことがあるわけでありまして、言ってみれば、施設のネーミングライツに似たようなところがあるのかなと。この花壇は我が企業が手入れをしましたというプレートを、そこで企業の P R と役務の提供を相殺をして、協力してもらうという形だと思います。そのことを否定するものではありませんけれども、なかなかその事業を組み立てるということは難しいなという感じで今聞いておりました。もう少し大都市ではなくて、二、三万の都市でのいい事例があれば、そういったことも参考にしながら事業の組み立てというは必要であろうというふうに思っております。基本はやはり、その地域に住む人たちが過ごしやすい、気分よく気持ちよく過ごしていける環境づくりを、自分たちが基本は整備をするのだということから発展させて、どこまで周りの協力が得られるのかという順番で、組み立てをしていかなければならないなというふうに思っております。

今、お話をありましたことについては、もう少し私どものほうで事例を研究した中で、事業の組み立てができるかどうかについては考えなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3 番（内山美穂子） 私も仙台市の事例を挙げたのは、つい最近始まったということで挙げたのですけれども、全国にはいろんな自治体でやっているところもありますし、もちろん小さい町でもやってるところがあります。今、手元に資料がないのでお伝えできないのですけれども、ぜひ参考にして、検討していただければと思っております。幕別町の実情に合わせて、効果的な施策を推進して、さらには中心市街地の美化にも貢献していただきたいというふうに期待して、次の質問に入らせていただきます。

2 番目の質問です。

外国人労働者の増加に伴う多文化共生の考えについてであります。町内には現在さまざまな在留資格を持つ外国人が生活しておられます。外国人労働者については、3 月の一般質問にもありました。町内の事業者からは、実習生などに対して生活環境を整えて、買い物や食事に連れてったりスポーツに参加してもらったりと、健康面、メンタル面、安全面などに配慮しているというお話を一部でお聞きしております。国の多文化共生プランの中では、市町村の役割を位置付けていますが、幕別町として単独のプランは作成していないのですが、総合計画の中で、国際交流の推進を施策としております。本来であれば、国がすべきことは多々あるかと思いますが、外国人定住者の増加は明らかなので、今後は外国人労働者が増えることを酌んだ町の取組内容の拡充が求められると思います。

そこで、これまでに事業者から町に外国人労働者に関する相談はなかったのか、お聞きしたいと思

います。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） ただいまのご質問にお答えいたします。

直接事業者から課題とかの提案はなかったのですけれども、我々のほうから逆にお聞きしたところ、生活面での課題、あと就業面での課題というのはお聞きしております。生活面では、工場立地の問題の関係もあって、買い物だと交通の便で支障があるということ、それと住宅が少ないということ、あと就業面では言葉の問題というのが、中には言葉をしゃべれない方もいらっしゃいますので、言葉の問題がありました。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 今後そのような問題を解決するために、いろんなことをやっていかなければいけないとは思います。

順番でいきますので、地域コミュニティとの関わりについてのところなのですけれども、外国人労働者が地域とのつながりを必要とするのは、まず災害のときです。職場以外で災害が起こった場合、つながりがなかったら、頼ることも、助け合うこともできなくなります。町として、外国人労働者への災害時の対応について、お考えをお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 本町における外国人の支援策ということでありますが、本町で、町の防災計画におきまして、言語や生活習慣、また災害意識ということで、異なる文化をお持ちの外国人については、要支援者と位置付けしております。そういった方に対しましては、避難情報には避難所、こういった場合においては多言語による表記で迅速な避難に努めてもらうというふうに定めております。実際、これまでの災害においては、外国人の方が避難所に来られたということは、ちょっと私の記憶ではないのですが、こういった防災計画に基づいた対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 防災計画に基づいて避難所の多言語標識、そういったこともやっていくということなのですけれども、現状は外国人労働者は職場の近くに住んでいるケースが多いようなのですけれども、中には少し離れたところにお住まいの方もいらっしゃいますし、一部では家族を母国から呼び寄せるといった予定もあると聞いております。そうした場合は、職場から離れた一戸建てに住むこともあるかと思いますので、地域に入って協力し合えるようなそういった取組も大切だと思います。

もちろん、地域の防災訓練への参加、これはちょっと考えられると思います。ぜひ地域コミュニティに参加できるような取組を考えていただきたいと思います。何か地域コミュニティに参加するような、こういったことは考えておりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 答弁の中で、忠類の事例については申し上げたところであります、もう既に地域コミュニティに溶け込んで、何かあるたびに顔を出してくれると。もう自然の中で、住民の一員として活動してる実態があるわけであります。農家については、ほぼ農家の庭先にプレハブ住宅等を建設して、そこで暮らしているので、さほど心配することはないのですが、やはり製造業等で外国から入ってこられて生活している方、これ町内でも24人が現在外国から来ているという事業主があるわけでありますけれども、ここについては会社の敷地内に社員住宅といいますか、そういう住宅を整備してそこに住んでいる、あるいは1か所にまとまって住んでいることがありますので、そこは今のところは、まずは会社を通じてどういった行動をとればいいのか、会社との連携を密にしていただいた中で、素早い避難行動をとっていただくことが大切であろうと思いますし、地域の行事についても、参加してもらうということも必要になってくるというふうに思っております。

ただ、24人も今いるところでは、集団生活をするがために、先に来た人が日本語が分かると。そ

すると後から来た人は日本語を覚えていないで、母国語で話をするという、そういうことも出てきてるというふうなお話も聞いておりますので、なるべく外国から来られた人の努力もしていただくようにして、まずは言葉が分からなければ、全く行動ができないということがありますので、そういう言葉の教育も含めて地域の一員として入ってくるように、そんな中で町ができることがあるとするならば、それはお手伝いをしなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 忠類地区では、もう既に地域コミュニティとの関わりをずっとやっているということで、そういったことが、この本町だとか、市街地の製造業のほうにも拡大していかなければいいなというふうに思っています。

今、お話の中ありました先ほどの商工観光のほうからのお話もありましたが、一番問題なのは、日本語だと思います。私も聞いているところによると、やはり日本語を学びたいという外国人の声もあります。向こうで技能実習生は、送り出し期間で一定の日本語教育を受けてから来日します。しかし、その多くは読み書きが中心であって、発音も向こうの発音は、なかなか日本人の実際の発音と違うので、実際に使ってみると、本当にゆっくり話さないと通じないと面も多いと聞きました。通常の業務であればいいのでしょうかけれども、危険を回避するというときには、早く話さなければ伝わらないこともありますので、やはり日本語の習得というのはすごく大事だと思います。

帯広の森の交流館・十勝では、十勝在住の外国人のため、日本語教室が開かれております。ほとんどの技能実習生は運転免許証を持っていないため、公共交通か自転車での移動、また事業者の送迎が必要で、実際に町内の技能実習生も、ここに受講したことがあるそうですが、距離的に遠くて続けられなかつたというお話を聞きしました。

外国人材受入れ拡大のために、ことしの6月28日に、日本語教育の推進に関する法律が施行されました。この中で、国や地方自治体は、日本語教育を進める責務、企業には雇用する外国人やその家族に日本語教育の機会の提供に努めるとしています。今後、日本語の教育環境に向けて考えなければならないということで、先ほどお聞きしましたけれども、幕別に十勝インターナショナル協会があります。幕別町も会員になっておりまして、この協会は十勝管内の市町村が地域の国際化施策の推進などのために設立したもので、現在、幕別町の教育委員の方が副会長を務めておられます。この協会を核にして、各団体や市町村間のネットワークづくりも進めており、講師派遣事業も行っております。こうした事業を活用して、町内でも日本語教室を開くことが可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 当然そういった協会あるいは財団法人等団体があれば、なるべく広域の中でやることは私必要だらうと。幕別だけではなかなか難しいわけでありますので、そういった情報提供であるとか、町がまとめてバスを出すというのは、これなかなか難しいので、まずは雇用している事業主が責任を持ってやっていただきたいというのが私の本音であります。それがたくさんまとまればまた変わってくると思うのですが、1人2人のために行くというのはなかなか費用対効果の面でも難しいので、しかも言葉はいろんな言葉があるわけで、英語だけだったら話は割と簡単なのですが、そうではなくて今は英語圏以外からたくさんの方が入ってきてるので、そこはどういったことができるのか、効率的にできる場合については、町もお手伝いしなければならないでしょうが、個々の対応ということになると、なかなか難しい面がありますので、まずは事業者の努力していただいて、事業者との意見交換を通じて、町が何ができるかということは探っていかなければなりませんし、また来年4月になると、農協なども新たに受入れをしていくということが出てきますので、そういった中で、私どもとしてみれば、町ができること、事業者と意見交換をしながら考えていくなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 私がちょっと前に言いましたのは、幕別町内で教室を開くということに関してなのですけれども、バス出してまで行くというふうにはなかなか難しいとは思います。実際に事業者

でも、外国人の方を連れて帯広の森、西のほうに連れていったことがあるそうなのですけれども、片道40分とか、本町からだったらかかりますよね。なかなかそういうのはできないということで、何とか教室を開いてほしいということと、あともう一つ、例えば幕別町の図書館を利用しているのか分からぬのですけれども、図書館に外国人向けの日本語のテキストを置くということもできるのではないかと思います。

先ほど言ったように、多言語での対応というのは、どういうテキストを用意していいかということはちょっと私も今の段階でははつきり言うことはできないのですけれども、ただそういう声がありますので、実際に置いて、例えば図書館の中でも簡単な日本語でリクエスト受け付けますよみたいな、そういうお知らせをすると、利用したいということなので、利用することがあると思います。この本についてはどうでしょうか、本についても含めて。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういうニーズがあることについては、今承知をいたしました。ただ、それはどのぐらいの人数であるのか、そのニーズというのが、町内の事業所で働いている方々、100人近くいるわけですから、そういう中のどのぐらいに当たるのか、ほかの方はどういうふうに思っているのか、これはやはり事業主が一番意向を把握していますので、そこと協力させていただきながら、まとまりがあるのであれば、そういうことは考えられないわけではないのですけれども、やはりそこにかかる費用がどのぐらいになるのかということも勘案しながら、やれることはおのずと限界がありますけれども、状況を見ながらこれは対応するしかない、対処療法的な形になるかと思います。なかなかはじめから用意するというのは難しいわけでありまして、しかもどこから来るかということも年々変わってくるわけでありますので、その辺の事業者の意向、考え方も踏まえながら、対応しなければならない場合については対応してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） よろしく、できる範囲というか、要望に応える形でやっていただきたいと思います。

ご答弁の中にもホームページ上の多言語化が書かれておりましたが、8月29日に道内に住む外国人の生活や仕事に関する相談窓口、北海道外国人相談センターが、これは札幌に開設されたのですけれども、11言語に対応で、離れていても電話で三者対談みたいなことができる制度であります。ぜひこういったものも活用しながら、町独自でできるサービスというのも進めさせていただきたいと思います。

先ほど話にもありましたが、外国人定住人口の増加に伴って、今後は住宅の確保などのハード面についても、連携した取組が必要になってくるのではないかと思います。ハード面とソフト面の両面で、町がサポートできるところはサポートしていただき、同じ地域住民としてみんなが安心して暮らせるよう、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、何かあればお話ししてください。答弁いただきます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これですね、将来どういうような形になっていくのかというのは、なかなか今の段階で想像がつきにくいところがあります。ただ、増えていくことは間違いないのだろうなというふうには想像しておりますけれども、その規模が今の100人規模が300人なのか、500人になるのかによっては対応し切れない部分も出てきます。ただ、町で今考えているのは、住むところというのは必ず必要になってきますので、そこは職員住宅であったり、公営住宅の一部活用などができるのかということは念頭に入れて今考えておりますし、あとWi-Fiなども必ず必要だというので、これは基本的には事業者の責任だと思いますけれども、それがどの程度まで必要になってくるのか、どの範囲で必要になってくるのかということもありますので、そういうサービスの需要を踏まえながら、町がやらなければならないところはやっていきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 今、住宅について職員住宅ですか、公共の住宅をこれから検討していくとい

うことになりました。今後の取組に期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12：10 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、中高年のひきこもり「8050問題」に多様な支援を。

国はことし3月、中高年層を対象としたひきこもり実態調査の結果、40歳から64歳のひきこもりの人が全国で61万3,000人に上ると公表いたしました。ひきこもりは若者だけではなく、さらに上の世代でも深刻になっています。

50代の子の面倒を80代の親が見る「8050問題」が共倒れのリスクとあわせて指摘されていますが、対象者の3割超えが親に生計を頼っている実態が明らかになりました。

ひきこもりは本人だけではなく、世帯単位で支援することが重要であると考えます。誰にも相談できずに孤立する本人や家族を見つけ出し支援の手を差し伸べる体制づくりを構築することが急務と考えます。

そこで以下の点について伺います。

①本町の中高年層のひきこもりの現状をどのように把握をしているのか。

②相談窓口における相談件数、相談事例は。

③相談窓口対応職員の人材育成及び研修体制は。

④ひきこもりに特化した相談窓口を今後整備する考えは。

⑤中高年のひきこもりの深刻化が予測される中、当事者、家族に対する新たな支援策の考えは。

2、医療用ウィッグ購入への支援制度について。

がん患者が抗がん剤治療を受けた際、副作用として髪の毛が抜けることがあります。特に女性の患者さんが治療をしながら社会生活を送る場合、また働きながら治療を受けたいという患者さんは、ウィッグが必要となります。

この医療用ウィッグは高額であり、20万円から数十万円のものもあります。こうした方々に対し、購入費の助成をしている自治体もあります。

本町においても、今後のがん対策の一環、またがん患者の就労支援対策として、購入補助制度の創設が必要と考えますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「中高年のひきこもり「8050問題」に多様な支援を」についてであります。

国では、平成22年5月に公表した「ひきこもり評価・支援に関するガイドライン」に基づき、さまざまな要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を「ひきこもり」と定義しております。

また、内閣府は、平成27年度に実施した「ひきこもりに関する実態調査」で、15歳から39歳のひきこもりを54万1,000人と推計し、30年度に実施した「生活状況に関する調査」では、40歳から64歳のひきこもりは61万3,000人と推計しており、若年層のひきこもりを上回るなど、ひきこもりは若者特有の現象ではないとされたところであります。

ご質問の1点目、「本町の中高年層のひきこもりの現状をどのように把握しているのか」についてあります。

ひきこもりは、本人や家族にとって大きな負担となるだけではなく、将来における労働力の減少や社会的負担の増大につながることが懸念され、社会全体で対応すべき課題とされておりますが、社会との関係性が失われていることから、その実態について把握することは困難な状況にあります。

質問の2点目、「相談窓口における相談件数、相談事例は」についてあります。

中高年層の相談件数については、平成30年度は11件で実人数は4人、29年度は3件で実人数は2人、28年度は8件で実人数は3人となっておりますが、これまで継続して相談を重ねた結果、今年度になってから、1人の方が自立した生活に向けて就労支援の事業所に通うこととなり、地域社会につながりを持つことができるようになりました。

また、相談事例の内容については、外出や社会とのつながりに関すること、就労に関すること、将来の不安などについてが主なものとなっておりますが、ひきこもりの相談については、いずれも1回、2回の相談で解決することは少なく、長期にわたる関わりが必要となりますことから、今後も継続的に相談者に寄り添いながら、丁寧な支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「相談窓口対応職員の人材育成及び研修体制は」についてあります。

相談窓口対応職員の人材育成及び研修体制については、北海道が設置しております「北海道ひきこもり成年相談センター」が主催する「ひきこもり支援研修会」に、平成29年度は関係課から6人の職員が参加し、30年度は本町を会場として開催され、福祉課担当職員3人が参加したところであり、研修後に関係課の職員と研修内容の共有を行っております。

また、今年度は「NPO法人北海道ソーシャルワーカー協会」が主催する「ひきこもり支援セミナー」が10月に開催されますことから、福祉課担当職員1人を参加させる予定であり、今後もさまざまな機会を捉えて、資質向上に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「ひきこもりに特化した相談窓口を今後整備する考えは」についてあります。

本町では、相談したいときに気軽に何でも相談できる窓口、いわゆる「よろず相談窓口」を福祉課に設けており、その内容に応じて各担当課と連携して、電話や訪問による相談支援を行っております。

また、相談の中で、より専門的支援が必要な場合には、北海道が設置している「北海道ひきこもり成年相談センター」へつないでいるところあります。

さらには、健康相談、生活相談、納税相談など窓口来庁時や電話での相談、介護認定に係る調査の訪問時など、さまざまな機会を通し、家族のひきこもりの相談を受けており、今後もこのような全庁的な相談体制の中で、職員の研修を重ねながら、窓口の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「当事者、家族に対する新たな支援策の考えは」についてあります。

ひきこもりの状態にある方やご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱え、生きづらさと孤立の中で日々葛藤しながら過ごしておられることが考えられますことから、時間をかけて寄り添う支援が必要であり、安心して過ごせる場所があることや、みずからの役割を感じられる経験をすることが、社会へ出る一つのきっかけとなります。

平成29年9月には、町内において、女性を対象とする「ひきこもり当事者の会」が発足し、町では職員が会の立ち上げ準備から関わるとともに、会場の確保や会合にも出席しておりますが、現在では、ご家族も参加されるようになっており、今後とも、当事者の会に参加している方々の悩みや意向を把握しながら、町としてできる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、「医療用ウィッグ購入への支援制度について」であります。

がんに対する治療法は、がんの種類や進行度などによって異なりますが、大きく分けて外科的切除、化学療法、放射線治療の3種類があり、この中の化学療法の一つに抗がん剤治療があります。

抗がん剤は、分裂して増殖しているがん細胞に作用する薬であり、正常な細胞でも、分裂速度の速い血液細胞や胃腸粘膜、毛根の細胞などは、抗がん剤の作用の影響を受けやすく、薬によってさまざまな副作用があらわれ、その出方にも個人差がありますが、最も頻繁にあらわれる副作用の一つに、

脱毛があります。

脱毛は外見に変化が起こることにより、「周りの人からどう思われるか気になる」「今までとは変わってしまった自分を見せたくない」などといった思いから、社会とのつながりや人間関係を避けるようになってしまう患者も少なくはなく、治療を行いながら社会生活を送る上で、医療用ウィッグが、精神的ケアの役割の一部を担っていることについては理解するものであります。

しかしながら、医療用ウィッグは直接的な治療行為ではなく、また抗がん剤の副作用による脱毛は治療における一時的な症状であり、治療終了後には、個人差はありますが、多くのケースで髪が生え始めるなど短期的な使用となるものであることなどから、町といたしましては、医療用ウィッグの購入補助制度に優先し、がんにならないための予防に重点を置くことが重要と考えております。

国立がん研究センターの調査によりますと、「禁煙」「節酒」「食生活」「身体活動」及び「適正体重の維持」の五つの生活習慣に気をつけることで、がんのリスクは、ほぼ半減するとの報告もされておりすることから、町といたしましては、保健師、管理栄養士等による生活習慣等に対する保健指導のほか、広報等を通じた啓発活動など、がん予防に関する各種取組の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

ひきこもりは、子供や若者だけではなく中高年にも多く、不登校によるひきこもりがそのまま続いている。また、就職をしながら職場環境のストレスなどにより、転職やリストラに遭ってそのまま。また、ニートなど家の中に引きこもってはいないけれども、仕事にはついていないというケースがあるかと思います。収入がないので、親の年金に頼って生活をしているということで、親御さんも子供の将来の心配をしているということをお聞きいたします。各個人や家庭内だけの問題ではなく、社会的な問題と捉えて、今回、質問をさせていただいたところであります。

国は、昨年12月に、全国で無作為に抽出した40から64歳の男女5,000人を対象に調査を行っております。その中でも、ひきこもり状態にある人のうち、男性が76.6%、女性が23.4%。ひきこもりの期間は、3年から5年が21.3%、30年以上は6.4%。ひきこもりが始まった期間は、20代が27%、そして50代、60代とありますが、60代で17%、一番のひきこもりのきっかけというのが、退職が多いということであります。その後に、人間関係、病気なんかが続いているといいますが、このような調査の結果が、もう詳細に出ているわけでありますが、そのようなところで、本町としても、町長の答弁の中にも、その実態については把握することは困難な状況にあるということで、今答弁をいただきましたが、調査をしない限り、このような詳細な推計が出てこないのではないかと思いますが、その点については、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国の調査そのものが、層化二段無作為抽出による出現率を見て、そこから対象となる人口に率を、出現率を乗じて推計をしたものであります。全対象年齢の方に直接アンケート用紙等を配って調査をしたものではありませんので、そこはどこにどういう方がいらっしゃるかということは、なかなか町としては押さえ切れないわけであります。何か相談をされたときを通じて把握できるということなので、調査をやるにしても、これは非常に難しい。全町民にアンケート用紙を配らないと、調査ができないことがありますので、そこは難しいだろうな。だた、国がやっていく統計、推計というのは、本町においても、そんなに傾向的には違いがないということを踏まえて、対策を講じていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、町長がおっしゃったように、本当に一人ひとりにアンケートというわけはいかないと思うのですが、これは家族や地域、あるいは当事者が申し出ないと、なかなか難しいということがあると思います。またさらには、プライバシーの問題なども含めますと、調査は厳しいもの

ではあるとは私ももちろん認識はしております。しかしながら、目安というものがやっぱり出てこないのではないかなどと思います。今回、初めて国で調査をしてからも、やはりその後、自治体でもある程度の数字を把握するためには、調査を行っているところもあります。したがいまして、ひきこもりの実態調査というわけはいかないと思いますので、生活環境、そして生活状況といったような、それにつけて加えて、この家の中のひきこもりというようなことも、ちょっと項目を増やすようなこともしながら、調査をできないものかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 調査をすることが無駄だとは言いませんけれども、やはりそんなに傾向、私は全国調査と変わるものではないというふうに思っておりますので、やはりどこにどういう方がいらっしゃるかということを把握するために、やはり細かく啓発をして、困ったことがあったら、どんなことでも結構なので、気軽に相談に来てくださいということを徹底することが一番なのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 確かにそうですね。したがって、うちの町では「よろず相談」ということで、相談を福祉課に設けていると思うのですが、でもちょっと質問も前後してしまいますが、「よろず相談」にいたしましても、では、どれだけ町民に伝わっているのか、どこに相談していいのか、うちの息子が、もう50、60になっている息子が、80、90の親が、では、どこに相談をしたらいいのだろうというところが、一番のネックになっていると思うのですが、その中で、うちの町では、「よろず相談」でどんなことでも相談を受けますよ、まず相談をお聞きしますよというような窓口が、「よろず相談」の窓口だと思うのですが、それが、どれだけ町民の方たちに分かっていただいているのか、その点については、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはどれだけ浸透しているかということは、これもアンケートをとっているわけではないので、分かりませんけれども。ただ、これはどんなことでも構いませんから、相談してくださいということで、「よろず相談窓口」を設けているわけで、相談、町と町民との関わりというのは、これだけではなくて、いろんな場面があるわけですね。それは、例えば介護保険の調査に行くとか、納税相談があるとか、健診をやるとか、さまざまな機会を通じて、町民の方と接する機会がありますので、そういうあらゆる機会を通じて、困り事についてはお聞きをして、そして専門的な相談が必要であれば、そこにつなげていくということが必要だろうと思いますので、まずはその「よろず相談」だけで相談があるのだということではなくて、いろんな町民と接する機会を通じて、こちらから困ったことありませんかということを、問い合わせていくということが必要だろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 私たち議員の仕事といたしましても、やはり町民の方のところに行って、何か困ったことありませんかということをお聞きしたりもしますが、その行っているから、こんなことが、こんなことがちょっと困っている、どうしたらいいのだろうという相談はお受けしますが、窓口に来て、「よろず相談」の中で、こういうふうにというのは、もうよっぽどのことだと思うのですよね。ですから、やはり居場所づくりというか、そういう集まり、自由に出入りができる、いろんな話ができるような、そういうような施設も、やはり社会福祉協議会との連携もとりながら、そういう場所も、居場所づくりのところをつくって、そしてそこにまた相談をお聞きし、深い相談だったら、本当に窓口に、またその部署につながるというようなこともあると思うので、やはりそういう窓口だけではなく、居場所をつくるということはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これですね、部屋を設けたからといって、周りの目が気になって、そう気軽に来てもらえるわけではなくて。例えば、これちょっと全く違う話ですけれども、消費生活相談なんかが

やられているわけでありますけれども、例えば忠類あたりに行きますと、もう皆さん住民、顔が分かっているので、相談に行きたくないということですね。ですから、電話だったり、違うところに行ったりという、そういう世間の目が非常に気になることもありますので、私はまずは職員が町民と接した中で、お聞きして、それを今度その情報を担当のほうにつないで、担当からお話をさせていただくということが必要であろうというふうに思います。場合によっては、それはそれで来たときには、当然個室に入るとかということはありますけれども、常時ここですよという部屋を設けるというのは、なかなか難しいのだろうなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○7番（岡本眞利子）　そうですね。もう全部町長に否定されていますけれども、とにかく本当に今回の全国で61万人の上の調査が公表された中で、関係機関に相談をしたいと答えた人が半数以上いるということです。その中で、本町ではひきこもりの相談は、数は少ないのでけれども、やはりその中から、窓口に来て相談をするというのは、本当にもう大変な状況の中、窓口に来て相談をすると思うのですけれども、この相談の場合も、窓口に来るか電話の相談ということですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　相談は、どんな形でもいいと思うのです。ともかく、困り事、こんな困り事がありますよといったときに、では、行政側からどういうふうに今度アクションを起こしていくかということです。それで、電話で長々と相談を受けるということはありませんので、そういう一報があつたときに、これ本当にやっぱり困っているのだろうなということで、相手の立場になって、こちらから出かけていく、あるいは家に来てもらうのが困るというのであれば、どこか支所なり、そういう場所を決めて、では、ここで何時にお会いしましょうといった形で、相談を受けるということにならうかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○7番（岡本眞利子）　私の質問の仕方がちょっと悪かったのですけれども、相談の方法という言い方をしたらいいのか、窓口に来て相談をするだけではなく、やはりSNSやそしてLINEなんかでも、当事者が相談をするということは、窓口に来て相談をするということは、なかなか難しいと思うのですけれども、その中で、LINEやそしてSNSで相談するというと、家の中に引きこもっていても、自分は何とかしていかないといけないと思っている方もいらっしゃると思うのですけれども、その中で、そういう相談ができるというようなことはないのかなということをお聞きしたところであります。

○議長（寺林俊幸）　住民相談担当参事。

○住民相談担当参事（境谷美智子）　例えば、保健課の場合でしたら、健康相談ということで、係のメールを持ってたり、あと、QRコードをいろいろな配布物につけることで、個別の相談なんかを受けることもしております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○7番（岡本眞利子）　今、うちのホームページ見ても、町長にご意見ということでありますよね。そういうように、やはり町長に面と向かって言うことはなかなか大変なことだと思うのでね、その中でも、ホームページで書いたりとかということも、町長に質問があつたりというようなことも、やはりできるようにというふうに、うちの町もいろいろと考えていると思うのですけれども、その中で、ひきこもりという状況の中で、誰かに相談したいのだけれども、誰も相談に乗ってもらえないという心の声を、何とかそういうもので相談ができるような体制も、今後つくっていくべきではないかななど。今、参事がおっしゃったように、いろんなところでつながるようにということなのですけれども、それがたらい回しにならないように、ぜひともしていただきたいと思います。

では、次の質間に移りたいと思いますが、その中で、2番目と3番目の質問もちょっと関連しているかと思うのですが、相談の中で、職員の人材育成ということでお聞きしたのですけれども、この中では、職員の人材育成ということで、行政の職員向けの相談の支援従事者養成研修とか、ひきこもりサポート養成講座が行われておりますが、大変うちの町としても毎年行われているということなので

すけれども、参加人数が少ないのでないのかなというふうに私は感じたところであります。若い職員なんかは、これからさらにいろんな課を回って、何年もこの仕事でいくと思うのですが、その福祉課だけが研修に参加するという考えではなくて、全職員ができるだけ参加して、それをこれから行政に生かすことができるような体制をつくっていく必要があるのではないかと思いますが、その点については、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどもご答弁でお答えしたのは、29年度が6人ということで、ほかの年度から見たら多いわけでありますけれども、これは取つかかりの年でありましたので、これは各担当から代表的な方に行っていただいて、こんなものだよということを押させていただいた中で、翌年度は担当が3人行ったということで。決して、行った人間だけが研修を受けるというか、資質が上がるわけではなくて、やはり持ち帰って、しっかりと担当課の間で、担当する職員の間で情報を共有することによって、資質を上げていくという考え方であります。

したがいまして、今は、本年度ですか、10月は福祉課の職員が1人だけという、寂しいように感じますが、聞いてきたこと、学んできたことは情報共有するということでありますので、そこはご理解いただきたいなと。それと、全職員ということもありました。その点については、職場内研修等やっておりますので、そのときそのときのタイムリーな話題を職場内研修で、講師を招いてお話をしていくだけで、勉強していると、そういうこともやっております。その題材として、ひきこもりがいつ来るかということは、ちょっと今のこの場では申し上げられませんけれども、やはり町として抱えている職員として解決しなければならないための資質づくりについては、職場内研修をやることによって、情報の共有、資質の向上を図っておりますので、そういったことも含めて、全職員の意識向上が図られるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 私も今の町長の答弁に本当に賛同するところでありますが、30年度は本町で会場として開催をされて、福祉課が3名ほど参加をしたというところですけれども、ことしはまた10月にも開催されるということですが、福祉課の担当職員が1名だけ参加をする予定だということであります。やはりこれらの若い職員に対しては、本当にこれからどんどん課長、部長になっていかれる方が多いかと思いますが、その中で、しっかりと人から聞く話よりも、やっぱり現実に自分が参加して感じたことを、それをさらにまた下の職員に伝えていくということも大事ではないかなと思いますので、先ほどの答弁の中にも、職員の研修を重ねながら、「よろず相談」のところですね、窓口に充実に努めてまいりたいというところがありますので、というふうに答弁をいただきましたので、そのようにしっかりとやっぱり研修、私たちも話を聞くよりは、やはり自分で参加をして、感じたところを残していくということが、私たち議員の資質ということもありますので、そういうところもしっかりと職員を考えていただきたいなというふうに思うところであります。

そして、5番目なのですけれども、5番目の質問に移りたいと思いますが、中高年のひきこもりの深刻化が予測される中、当事者、家族に新たな支援策をということで質問をさせていただきましたが、その中で、新たなことは考えていないということであります。町ではできるだけ支援に努めてまいりたいというご答弁いただきましたが、その中で、やはり今までと同じでは進んでいかないのではないかなどというふうに、私は感じるところであります。ひきこもりの期間が長くなるほど、社会復帰が難しくなると言われており、結果、生活困窮に陥るリスクが高くなります。そういうことから、早い段階で支援を行うことが必要であるというふうに私は考えたのですが、この親亡き後に困窮する問題も指摘されておりますが、この家族との連携ということは、町としてどのように捉えているのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） このひきこもり対策で一番大切なのは、家族の協力、理解が一番始めだと思うのですよね。いきなり本人が役場に電話してくるようであれば、これはもう立ち上がりつつあるという

か、立ち上がっている状態だというふうに思いますので、いかに立ち上がるきっかけを、本人に持つてもらうかということが一番大事だろうというふうに思うわけであります。そのためには、やはり常日ごろからそばにいる親であったり、家族であったりが、本人に対して否定をしないで聞いてあげる、理解してあげるというところから一步始まるわけですから、そういう中で、本人が自分に自信をつけるだけとか、自己肯定感を回復させるだとかいうことがあれば、半分ぐらい私は立ち直りかけているのかな、立ち上がりかけているのかなと、そんな感じがいたしますので、やはり支援というのは、家族に対してしっかりと、家族が本人に対して支援できるような支援を町としてはやっていくことが大切であろうというふうに思っておりますので、やはり家族から相談をいただくように、啓発をしていかなければいけないなというふうに思いますし、また会がありますので、会の中で、情報があれば、そこはかなえられるものであれば、やっていかなければいけないなというふうに思っておりますので、いずれにしても、家族が一番、家族の協力が一番大切だろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 29年9月には、町内において、女性を対象としたひきこもり当事者の会ということを発足しているそうですが、その後30年、また31年ということで、どのように進んでいるのか、またその数も相談する、参加される数も増えてきているのか、お聞きをいたします。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（櫻木良美） 29年の9月に発足いたしましてから、数については、そう増えてはおりません。数人で細々と行っているような状況にあります。なかなか当事者の方が出てくるのは難しくて、町長の答弁でもありましたように、家族の方の参加もできるということになりまして、家族の方の参加をされた中で、運営しているようなところであります。ただ、人数少くとも、そういう方々が参加できる場所だけは確保したいということで、月に1回集まる場所を提供しているような状況でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 人数は増えてはいないというですけれども、ひきこもりって、きのう、きょうやったからどうこうなるという問題ではないと思います。長い目で見て、しっかりと粘り強い対話を重ねながら、そして少しでも改善ということを考えるところでありますが、やはり家族が元気になると、当事者にも伝わってくるのではないかと思います。したがって、また本人が元気になれば、窓口にも来られるというような状況にもなると思いますので、しっかりとその会を存続させていただき、そしてさらに困っている、そういう家族の方が参加できるような会にしていただきたいなと思います。今後、行政に求められる支援については、ひきこもりを正しく理解をした専門職を育てるとともに、困難を抱えた家族を温かく見守る地域づくりをすることが重要であると、私は考えます。ひきこもりの支援は、入り口がまず第一に重要だとあります。就労ありきではなく、寄り添って話を聞き、関係性を築くことだと思いますので、今後さらに努力をしていただきたいなと思います。

次に、医療ウィッグ購入への支援制度についてお伺いいたします。

脱毛は、患者の外見を大きく変えるため、学校や職場に通う際のストレスになることが多く、特に子供や若者、そして女性への影響は大きいものであります。ウィッグは健康保険の対象外のもので、実費で購入しなくてはならず、経済的な負担は大きいです。こうした中、NPO法人や企業などの社会貢献として生まれたヘアドネーションがあります。これは、自分の髪の毛をある程度の長さで寄附をする、ウィッグをつくっているそうですが、現状は、子供用になることが多いようです。したがいまして、大人用になると難しい面もあります。

国の方でも、運転免許証の写真を撮る場合、以前は、抗がん剤で髪の毛がなく、帽子をかぶっていても、帽子をとり、写真を撮っていて、撮るという制度になっていましたが、本人にとっては、すごい苦痛な思いをしたというお話を伺いました。しかし、現在では、制度も改正され、帽子着用のままで運転免許証の写真を撮ることも可能になりました。したがって、がん患者の方、ウィッグを必要

としている方たちの外見ケア、アピアランス支援のために、補助購入制度というものを用いられているそうですが、北海道では、まだまだ知られていない制度であります、本州では、乳がん手術の後の補正下着や人工乳房などの必要とされる方は、医師の診断書があると、補助をされるというところもあるそうですございます。

したがって、先ほども答弁の中にありました、確かに抗がん剤治療が終わって、何か月かすると髪の毛がだんだんと生えてくるということは承知しておりますが、女性にとっては髪は命です。やはり、その中で女性はやっぱり髪の毛が少ないとすごく悩みます。したがって、本当に短い期間かもしれません、これはウイッグを使用して、心のケアで、そして前向きな気持ちで仕事に励んだり、そして治療に励んだりということができるのではないかなど、私は感じるところで、今回このような質問をさせていただいたのですが、町長の先ほどのご答弁の中にも、短期間だから、ちょっと難しいのではないかと、ウイッグだけにというようなご答弁もいただきましたが、やはりその短期間だから、長い期間だからというところではなくて、心のケアとして、これは考えることができないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 髪の毛があることの大切さ、本当に私も理解するところでありますし、ましてや女性であれば、やはり髪の毛がちょっと薄くなっただけでも気にされるということもあるかというふうに思います。

それで、当事者のお話を聞きますと、20万、30万という高いものを買っても、一つでは足りないとということですね。それと、手入れが大変。要は、髪の毛が抜けますから、抜けた毛と絡みついて、その手入れが大変だということでありますし、つけるのは外出するときだけ、家の中にいるときには帽子などをかぶることが多いということですね。そうすると、どういったものが必要かというと、そんな高くなくていい、二、三千円のものでもいいから、ファッション的に、要は髪の毛があるような形ができれば、それで十分だということあります。そうすると、二、三千円からあるということですので、何十万だと経済的負担も大変だなということにはなりますけれども、10,000円を下る、5,000円足らずの額で用意ができるとなれば、果たして、これも必要なのは分かりますけれども、施策としてはどうなのかということにもなりますので、先ほど答弁したように、今、これを助成制度を考えたときには、施策として組み立てるには難しいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、町長すごく、何て言うのでしょうか、すごく軽く言いましたけれども、この医療ウイッグとおしゃれウイッグは違うんです。おしゃれウイッグというのは、薄くてすごく、私たちこの髪の毛がありますから、そこに引っかかるようになっていますから、薄く軽く、風が吹いても飛ばないようになっていますが、医療ウイッグというのは、このつむじが見えない、厚いですよね。そして、この人工毛と人毛との金額ももちろん変わってくるのです。ですから、まあ本当に短期間だから、おしゃれウイッグでいいのではないかなどいうふうな、私も最初はそのように考えました。しかし、やっぱり現実を見てみると、おしゃれウイッグだと、地肌がない中、全部透けて見えてしますよね。ですから、医療ウイッグということになるわけなのですけれども、その中でも、今子供のがん何かもあるところから、子供用のウイッグまで、今、人毛を切って、自分の髪の毛を伸ばして、それを31センチ伸ばすと10人～20人の人の髪を集めて、子供のウイッグができるのですけれども、そのようなことから、やはり医療ウイッグは高い、そしておしゃれウイッグはちょっとおしゃれで、一つ、二つあっても何万円かで買えるぐらいなら、一つ、二つというようなこともあるのですけれども、医療ウイッグはそういうわけにはいかないかと思うのですよね。

ですから、本当に、北海道ではまだ助成をしている町がないのですけれども、これも北海道ともしっかりと連携をとっていただきながら、我が町から、北海道の中でも幕別町からなるようにしっかりと話をさせていただきながら、がんに罹患した人が、本当に心のケアで落ち込まないように、またこれから、ひきこもりということも考えられるのではないかと、私は感じますけれども。そのような、ち

よつと飛躍してしまいますが、そのようなこともありますので、ぜひとも前に進めていただけます。そういうお考えでしていただきたいなと思います。

もちろん、先ほどの答弁の中でも、がんにかかるないような予防ということでお答えいただきましたが、もちろん誰も、がんにかかるうと思っている人いません。それで、がんにかかるないように、私たちがふだんの生活習慣を変えていかなければいけないところですけれども、もうがんに罹患した人は、それなりに本当に前向きな考え方を持って治療に進んでいかなければならないと思うので、そういう人たちのための、前向きに進めるための考えではないかなと思いますので、これも道のほうともしっかりと協議をしていただきながら、こういう助成ができるような制度を幕別町から、北海道の中でも幕別町から進めていただきたいなと思います。

最後になりますが、今回の2点の質問ですが、小さな声を受けとめて、町で可能のこと、不可能なこと、国の施策に特化するものなど、我が町では、どこまで住民に寄り添えるか、住民が住み続けたい町にするかによって、今後の幕別町の発展につながることだと思いますので、ぜひとも力を発揮していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、13時55分まで休憩いたします。

13:46 休憩
13:55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問をいたします。

一つ目、子どもたちのための学習環境をあります。

文部科学省は、小学6年と中学3年を対象に4月に実施した全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）の結果を発表しました。

全国学力テストは全員を対象としてきたことで、回を重ねるたびに点数競争が激化し、問題を広げてきました。

全国学力テストで毎年上位になっている福井県では、教師から厳しい叱責を受け続けた中学生が自殺するという痛ましい事件をきっかけに、県議会が「県の教育行政の根本的見直しを求める意見書」を採択、「日本一であり続けることが目的化し、本来の公教育のあるべき姿が見失われてきたのではないか」と述べています。

テストの結果は「学力の特定の一部分」「教育活動の一側面」でしかありません。全日本教職員組合が平成30年度に実施した調査では、「『できない』と意識する子が苦手意識を強める」「学力的に課題を抱えている子が前日に大暴れ」など、子どもが追い詰められている現状が指摘されています。

豊かな学力を保障するためには、教員の定数を抜本的に増やして多忙化を解消することと、教員が授業の準備に十分に時間をかけ、創意あふれる教育ができ、学習の遅れがちな子どもにも丁寧に対応できるよう、学校の環境整備が必要と考え、以下の点を伺います。

①子どもと教職員に過度な負担となる学力テストは中止すべきと考えるが町の認識は。

②学力テスト対策として問題視されているチャレンジテストや学力テストのための特別授業の実施状況は。

二つ目、学校給食の無償化をあります。

子どもの貧困が問題になり、学校給食無償化の流れが加速しています。平成30年7月に文科省が発表した調査結果では、回答のあった全国1,740自治体で、小中学校で完全無償・一部無償を実施している自治体が506自治体で29%の約3割に上っています。

憲法 26 条には、「義務教育は無償とする」と定められています。学校給食は言うまでもなく教育の一環です。しかし、現在、無償なのは授業料や教科書に限られており、給食が、貧困家庭の命綱という側面があるにも関わらず無償ではありません。

給食は将来を担う世代の健康に寄与する社会保障として捉え、社会全体で費用を負担するべきと考えます。

学校給食法は食を通じた子どもの心身の健全な発達を目的とし、食育の推進をうたっています。

食育の立場から学校給食、そして社会保障としての学校給食の無償化について、以下の点を伺います。

①学校給食費の無償化に要する費用は。

②町の学校給食費の無償化・一部負担軽減に対する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 荒議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「子どもたちのための学習環境を」についてあります。

全国学力・学習状況調査につきましては、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上」を実現する方策の一つとして、平成 19 年度から悉皆調査で実施され、22 年度からは、全国の 3 割の学校を抽出する調査と学校設置者の希望により調査を利用できる希望利用調査方式に切りかえられ、25 年度から再び悉皆調査として実施されてきたところであります。

対象とする学年については、義務教育における最終学年の学力等の状況を把握するため、小学 6 年生、中学 3 年生とされており、教科につきましては、「読み」「書き」「計算」など、日常生活やあらゆる学習の基礎となる内容を教える教科として、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学とされております。

また、3 年に 1 度の実施教科として、平成 24 年度からは、科学的な見方や考え方の育成などの観点から理科が追加され、本年度からは、英語教育の充実に向け、中学校の英語が追加されたところであります。

ご質問の 1 点目、「子どもと教職員に過度な負担となる学力テストは中止すべきと考えるが町の認識は」についてであります。

現在の全国学力・学習状況調査は、平成 19 年度から小学 6 年生と中学 3 年生を対象とした悉皆調査として実施され、あわせて、学校に対し、ふだんの授業における児童生徒の学習の状況などを調査する「学校質問紙」や、児童生徒に対し、家庭での学習や授業を感じていること、地域への関心などを調査する「児童生徒質問紙」も行われることとなったことから、名称を「全国学力・学習状況調査」とされたところであります。

全国学力・学習状況調査については、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況の把握・分析を行い、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる」ことを目的としております。

この調査につきましては、特定の学年を対象とし、毎年実施する教科につきましても、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学に限られ、学力の一部であるということは認識しているところでありますが、先ほど申し上げましたとおり、学力・学習に対する実態把握から、学力の定着につなげるために非常に重要な方策であると考えているところであります。

ご質問の 2 点目、「チャレンジテストや学力テストのための特別授業の実施状況は」についてであります。

チャレンジテストは各都道府県において、「全国学力・学習状況調査」の結果をもとに、児童生徒が苦手としている内容などを中心に作成されたテストであり、北海道においても Web システムを活用

し、問題などがダウンロードできるようになっているところであります。

チャレンジテストは全学年において、1学期・2学期のまとめとして行われる学期末問題、1年間の総まとめとして行われる学年末問題、長期休業中に学習の振り返りとして使用する長期休業版、各学期の課題に応じたサポート問題が配信されており、学期末・学年末問題においては、全国学力・学習状況調査で実施される教科のほか、社会や理科、英語についても作成され、毎年度配信がされているものであります。

このように、チャレンジテストは、各学期あるいは各学年でのつまづきやすい単元の洗い出しや、学習内容の定着を図るために活用されているものであり、全学年で実施しているところであります。

また、学力テストのために特別な授業を行っているという実態はなく、日ごろの1単元ごとの丁寧な積み重ねが学力テストの結果につながっていくものと考えております。

次に、「学校給食の無償化を」についてであります。

学校給食法では、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、食生活が自然の上に成り立つものであることの理解、生命及び自然を尊重する精神や環境の保全に寄与する態度を養うなどの目標が定められているところであり、学校給食は、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものと考えております。

文部科学省が平成29年度に実施いたしました「学校給食費の無償化等の実施状況」の調査では、北海道179自治体のうち「小学校・中学校とも無償化を実施」が15自治体、「小学校のみ無償化を実施」が1自治体、「一部無償化、一部補助を実施」が43自治体、計59自治体で学校給食費の無償化や一部補助を実施しているところであります。

ご質問の1点目、「学校給食費の無償化に要する費用は」についてであります。

推計に当たっては、年によって児童生徒数や食数に増減がありますことから、児童生徒数については、本年5月1日現在とし、年間の平均的な給食日数で申し上げますと、小学生が1,398人、中学生が725人、計2,123人、年間平均200食となり、年間に係る給食費の歳入の額を積算いたしますと、小学生が約6,600万円、中学生が約4,100万円で、総額は約1億700万円となり、この額が無償化に要する費用となるものであります。

ご質問の2点目、「町の学校給食費の無償化・一部負担軽減に対する考えは」についてであります。

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する費用は学校設置者が負担し、これ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者負担と定められており、受益者負担の観点から法の規定に基づき、学校給食費を保護者に負担していただいております。

先ほど申し上げましたとおり、本町の児童生徒数は2,000人を超え、無償化には多額の費用を要しますことと、ご質問の「社会保障として捉え、社会全体で費用を負担すべき」については、学校給食法の本来の目的と異なるものでありますことから、学校給食費の無償化の実施は難しいものと考えております。

また、学校給食費の一部負担軽減に対する考えについてでありますが、生活保護世帯や就学援助の認定を受けた世帯の児童生徒につきましては、保護費や扶助費として給食費が措置されており、本年9月1日現在で申し上げますと321人が対象となり、児童生徒の7人に1人は、学校給食費の手だけが実施されているところであります。

さらに町では、地産地消の推進と児童生徒の本町への愛着、地域理解を深めることを目的に、平成21年度から地場産食材料費として1食当たり3円を負担し、26年度の給食費改定時には、8円に増額し実質的な保護者負担の軽減にも努めているところであります。

以上のようなことから、本町において学校給食費の無償化につきましては、実施する考えはありませんが、義務教育に係る保護者負担の経済的な軽減を図るため、修学旅行に要する費用の補助や就学援助等による支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

子供たちの学習環境であります、今本当に子供たち、そして教職員に置かれている状況、本当に忙しい、この言葉に尽きると感じています。子供たちは学校の授業だけではなくて、塾や習い事に通い、中学では部活動や受験に備えた特別授業に参加する、教員は過労死ラインを大きく超え、働き方改革を真剣に取り組まなければならない状況にもなっています。

昨年度から、学習指導要領の移行期間になったことで、英語授業がさらに増えて、小学校5、6年生では、35こまから70こまと倍増に、高学年では1,015時間を超える授業を実施しなくてはならず、中学生と同じ授業時間数を確保しなければなりません。そのために、小学校では、夏休みなどの長期休業を削り、授業に充てるなど、現場では授業時間の確保のために運動会の練習や学習発表会、準備時間を削るなど、子供にも教師にも大きな負担となっています。さらに、幕別町では、小中一貫、コミュニティスクールなどの準備や会議が続き、疲弊は絶えません。

今回、学力テストを実施されるようになってから、約13回目を迎えるました。その必要性、その効果について、いま一度考える時期であると感じ、今回、質問いたしました。答弁では、学力の定着につながるため、重要な方策ということでしたが、今の学力テストは点数競争に進む、いわゆるどこが一番をとれるのかとか、どこがよりよいところになれるかというような、競争社会になっていると感じていますが、この点数競争の学力テストについて、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今のご質問でございますけれども、競争が目的になっているというか、そういうようなお話をございましたけれども、この学力テストにつきましては、競争ということではなくて、あくまでも各学校において、その学力テストの結果に基づいて、授業改善なりそういったことをやった上で、子供たちの学習の定着を図るというのが一義的な目標でありますので、そういったテストの点数、結果的にそれが点数が上がればそれにこしたことではないのですけれども、競争ということで、順位を競うとか、そういうことを目標にしているものではないということでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 教育長は、競争すべきものではないという認識でよろしかったですか。私もそのように感じていますが、しかし、現状では競争というようなことになっています。何よりも、学力テストの意義もやはり疑わしいものがあるではないかと感じています。先ほど、通告書にも書かせていただきましたが、できないという意識が、子供の苦手意識を生まれる、要は学力的に課題を抱えている子が、前日に大暴れするなど、やはりすごくストレスになっているというような状態があります。特に難しい問題が、子供たちにできないという認識を植えつけて、そもそも学習に取り組めない、例えば算数ができないからやりたくない、だからずっとやらない、でもやらなければならない、でもやりたくない、といった悪循環から、勉強から遠ざかってしまうというような現状もあります。特に今回の学力テスト、英語が導入されることになりました。中3の英語で、正解率が1.9%という難問もありました。そんな問題を全員対象に実施する意味があるのかをやはり私は問われているのではないかと思います。やはりこうした正解率が極端に低いものは、競争をおおるような、おおるといつたらあれですけれども、競争を助長するようなことにもなりかねないのではないかということで、学力テストの今のあり方にも大変問題があるのではないかと思っています。

視点を変えてお話をしたいと思いますが、中学校では、中間テストや期末テストが学習指導要領に合わせて、年4回実施されています。ここで、生徒の習熟度並びに学習状況の、ある程度図れるという感じていますが、さらに学力テストを実施する必要性があるのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 期末テスト等、ほかにあるということでございますけれども、確かに通常の授業の中でも、期末テストや何かにも関わらず、ほかにもテストは実施しているというふうに認識し

ておりますし、複数のテストをやることで、その子の不足している部分だとかというのが分かってくるというようなこともありますし、先生方もその学力テストなり、ほかのテストも同じだと思いますけれども、その結果に応じて、個々の生徒の不足している部分はどこなのだろうかということを把握できますし、そういうことを授業改善あるいは個人指導の中に反映させているということですから、そういう複数のテストをやること自体は、私はいいことではないかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 中間、期末だけで年4回、3か月に1回テストしているのですよね。もう既に、これはかなり多いのではないかというふうな実感はあります。でも、やはりこれは学習指導要領にのっとって、やはり習熟度がどれぐらい進んでいるのかを図るために、この間ずっとやられてきました。さらに学力テストというものが増えることで、本当に子供たちをはじめ教師にも、大きな負担になっているのではないかと感じているところであります。

次に進みますけれども、2017年の8月、2年ほど前なのですけれども、毎日新聞に10回目の学力テストの実施状況について特集をされていました。文科省が16年度、要は前年ですね、17年度の報告だったので、16年度の実施した学力テストで、過去と同一の問題を出題し、その回答結果を分析していましたということが新聞に載っていました。ここでは、結果がほとんど、問題の正解率が変化していない、要は変わらないというような状態が文科省でも示されました。子供たちの学力にプラスの面の変化が本当に乏しくて、応用問題が苦手というのは現状でも変わりません。テスト結果が指導法にどのように反映されているかも、やはり私は疑問を投げかけざるを得ないと思います。

特に、教育長は学力テストの目的が、児童生徒の学習状況の把握であり、分析、教師の指導改善というお話がありました。しかし、全生徒、全児童を対象とするというところで、競争を生むというのも事実であります。やはり傾向を図るのであれば、悉皆調査、いわゆる全体調査ではなく、必要はなく、都道府県レベルで傾向を図るのであれば、以前のような抽出調査で十分対応ができるのではないかと思いますが、教育長はこの辺についてどのようなお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 悉皆でやることの意義ということでございますけれども、先ほど各種テストのお話も出ましたけれども、この全国学力学習状況調査については、全国的に悉皆で行っているということでありますので、全国的にどういった問題がある、例えば、北海道、そして幕別がどの辺に不足している部分があるのか、子供たちにはどの辺が弱いのかというか、不足している部分があるのかというような把握では、やはり悉皆でやることの意義というのがあるのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） やはり全体になると、競争を生むことがあります。抽出になると、なかなかそういったもの、競争になるのが難しいというのがありますから、抽出調査であっても、傾向というのは、ある程度図れるのではないかと思うのです。教育長はどのように感じますか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） この学力テストにつきましては、ほかのテストもそうでしょうけれども、当然その個人の調査結果というのもフィードバックされてまいりますので、そういう個人の結果を踏まえた中で、また先ほども申し上げましたけれども、個人の不足している部分だとかが分かってまいりますので、それを指導改善につなげていく。そして、それは児童生徒個人にも還元されますので、その子供たち自身も、自分はこういったところが不足しているのだというようなことを把握した上で、自分の目標とか課題だとかを見つけるということにもつながっていくのかなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 先ほどもお話ししましたが、やはり習熟度、いわゆるどこが足りないかについて

は、中間テスト、期末テストである程度分かるのではないかと思うのです。全国的な傾向や対策、例えば先ほど教育長がおっしゃったとおり、北海道の傾向や幕別町の傾向であれば、抽出でも可能であると思うのです。やはり統計的にとるのに、全体的に統計をとると、物すごい予算がかかるとか、ものすごい費用がかかるということから、統計をとるときには、全体を図るのではなくて、抽出で行っているというのが、どこの省庁でもやっているのではないかと思うのですが、学力テストだけなぜか抽出から悉皆、全体調査になったという、こういったところにも、やはり競争を生む大きな原因であるかというふうに思っております。

教育長はそういうふうな答弁でしたので、次に移りますが、文科省は一斉テストの理由に、学習指導要領の改善に役立てる説明しています。教育長も先ほど、同じような答弁をされていましたが、しかし、全国学力テストは、結果が分かる前に、数か月後、要は4月にやつて7月に分かる、結構時間がかかることがあります。答案用紙の返却もありませんし、問題ごとにできたかできなかつたかという表が示されるだけなのですよね。要は、自分がどういうところで間違つたのか、計算が間違つたのか、式が間違つたのか、そういう書き順ですか、漢字だったら何が違つたのか、文章問題でしたら、ちょっと何かが足りなかつたのかというところが全く分からぬ。できたかできないかという、マル・バツでしか回答がもらえません。そうした状態で指導に生かせるのかというのは、やはり私は疑問を持ちます。

指導の改善には、やはり子供がどこで間違えたのか、先ほど言いましたが、どこで理解ができなかつたという詳しく把握することが大切であります。やはり実際に教えている教師が採点してこそ、それができるのではないでしょうか。今求められているのは、教師が自主性や創造性を生かした豊かな授業といったらあれですが、そういう環境整備に力を入れるべきだと思いますが、教育長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 調査結果のフィードバックの関係でございますけれども、調査結果表について、マル・バツだけだというようなお話をありましたけれども、どこの問題で、どういう問題だったかというのは、読み取れると思いますし、当然、自分でも子供自身も理解をしているところだと思いますし、問題自体は学校に当然、控えは残っておりますし、どの問題で、どういうところで間違つたというのは、分かるような仕組みになっていると思いますので、その辺は先ほども申し上げましたように、先生が把握をして、この子供にはこういうところが不足しているというようなことで、個人指導にも反映できるような仕組みになっているというふうに私は思っておりますので、そういうことで、ツールとして、ほかのテストと同じように使えるといいましょうか、いうふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 細かくなってしまうのですが、やはり間違つたか、問題のマル・バツが出てくるのですけれども、どういうところで間違つたのかという、細かいところが出てきているわけではないのですよ。要は、回答用紙がもらえるわけではなくて、あくまでも、結果とその子の傾向、こういうところが苦手でした、こういった問題ができませんでした、それに対する文章で評価がされてくるわけなのですが、やはり教師がそれを採点して、ちょっとここ惜しかったねとか、ちょっとここあれだったねというようなところであれば、また変わってはくるとは思うのですが、そういうところが、学力テストにはないという点では問題があるのか、問題というとあれですけれども、ちょっと足りないところではあるのかなというふうには思っています。教育長はそういう見解ですので、私自身としての学力テストの意義、有効性については疑問が残るというようなことがあります。

次、チャレンジテストに移りたいと思います。

チャレンジテスト、先ほど答弁をいただきて、ちょっと驚いたのですが、全学年で行われているというようなご答弁がありました。1学期末、2学期末、学年末、そして長期休業版に、課題に応じた小テスト、これはすごい量なのですよね。ちょっとびっくりしましたけれども。要は、夏休みが始ま

る前にテストをします、冬休みが始まる前にテストをします、学年末にもやりましょう、夏休み期間中にも長期休業版ありますから、お願ひします。さらには、課題、漢字ですか、小さいものに応じた小テストというものがあるのだと思います。やはりこれを全てといつたらあれですけれども、行うということは大きな負担、何よりも小学校1年生から中学校3年生まで実施しているということですから、やはり児童生徒にも負担はもちろんですが、教師がこれを採点し、評価していく、本当に業務が増えていると思うのです。町がこのチャレンジテストを導入したことによって、成果や分析をどのようにされていますか。お願ひします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 採点については、学級の担任ですか、先生方がやっておりますので、それについては、当然先生方はこの子がどういうところで間違った、チャレンジテストですけれども、そういったことは当然把握しておりますから、先ほど言いましたように、指導方法の改善にもつながっているというふうに思います。以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） すごくテストの回数が多いです。お聞きしたところによりますと、チャレンジテスト、これは教育委員会として、ぜひ学校側で実施してほしいということを求めているというお話もありましたが、これは事実でしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） このチャレンジテストにつきましては、道の教育委員会で推奨しております、道教委のほうで推し進めているというようなことはございます。道教委のそういった指導といいましょうか、通知に基づいて、本町においても学校で進めてくださいということで進めているものであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） やはりこれすごく大きな負担ではないかと思います。今、先ほど冒頭、一番最初でもお話しましたが、今学校現場、すごく労働条件が大変な状況になっています。そうした中で、チャレンジテストってもともと道教委員会が、先ほど教育長が言われたとおり、習熟度別に、ぜひ実施してくださいというふうに来ていますけれども、私これ強制であるという認識はないのですが、強制なのですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 強制ということではございませんけれども、やるようにという指導はしてございます。このチャレンジテストにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、ほかのテストと同じように、その子供の、その子たちの不足している部分などを把握する意味でも、非常に有効な手段であるというふうに思っておりますし、このことをやることによって、先生方が負担になるというようなお話もありましたけれども、あくまでも通常の教科の時間の中で実施をしておりますので、このチャレンジテストをすることによって、例えば、先生方にさらなる負担をおかけしているとか、そういうようなことにはなっていないというふうに私は理解しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 大変あれなのですけれども、すごく負担になっているのです、現場では。単純に容量の問題が既にオーバーしている。いわゆる、今やらなければいけない、例えば、1学年内にこれだけ進めましょう、これだけやりましょうというのを、年間の学習指導計画をもとに進めていくのですが、やはりそれをやっていくと、授業時数が足りないですとか、授業のなかなか確保できないという中で、よく学校ではスピード授業というふうに言われています。この単元はここだけ。さっとやつてしまい。でも、一応触れたということで次にいかなくては、全く次にいけないというような状況があります。現場ではこうしたことが行われる中で、授業の中で、さらにテストをしてくださいというのは、もうかなり無茶なことではないかなというふうに思っています。

一部学校では、朝学習とか、そういったところでこういったテストを行われています。すごかつた

のは、これから体育祭で、運動会です。朝何やっているのかな。テストしているのです。もうそれぐらいやらなければ、要は教育委員会からの要望に応えることが厳しいというのが現実です。こういったところもこれから運動会で走ったり、頑張っていこうという中で、朝から勉強しなければならないというようなことにまで、現場では大変な苦労をかけていますので、そうしたところも、多少改善して、改善というか、そういったことがならないように、多少こういった問題を考えていく必要があるのではないかと思っています。

学力テストもチャレンジテストなのですけれども、本来必要な授業時間の準備に大変とれなくて、教師の多忙化に拍車をかけているというふうに思っています。チャレンジテストについても、いま一度本当に必要なかどうか考える時期に来ているのだと思います。特にチャレンジテストをしなくとも、学校ではテストをしていますので、担任の先生やその学年でこのテストが必要というような判断があれば、それはそれでよいのかとは思うのですが、教育委員会からのそういうものであれば、やらざるを得ない、本来はもっとこういったことがやりたい、もっとこういったことを取り組みたいというようなことが、なかなか進まないのであれば、やはり学校の授業としてあるべき姿として、考えていかなければいけないのではないかというふうに感じています。

やはり教育委員会としましても、このチャレンジテスト、学力テストもそうですが、成果と分析をもって、今後どのように運用をしていくのかというのを、ぜひ考えていただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 子供たちの生きる力を育む要素として、確かな学力、豊かな心、健やかな体、この三つの重要な要素というのがあろうかと思います。その一つ目であります、確かな学力の定着を図るための方策として、各種テストを活用した授業改善、あるいは子供のつまづきを見逃さない指導の徹底、指導方法の工夫、そういったことは常日ごろから大切なことであるというふうに思っておりますし、それはもう学校の先生方もそういったことを意識しながらやっていただいているというふうに思っております。そうしたことから、この学力テスト、チャレンジテストについては、その一つの手法として、手だてとして非常に重要なツールであるというふうに私は考えおりませんので、引き続き実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 先ほど教育長が言われたとおり、三つの心を育てていきましょう。学力と心と体力をというお話をされました。学力に力を入れるあまりに、運動会の準備がおろそかになる。テストが多くなることで、心がすさんでいくとは言いませんけれども、なかなか前に向けなくなる。そういうところも一部分はあるのだと思います。特に小学校では、勉強ができない子もいますけれども、運動ができる子ですか、優しい子ですか、そういった特徴を育んで、よりよい学習をというのもあると思うので、やはりそうしたバランスを考えた授業形態を考えただければと思います。

学力テストなのですが、同じく毎日新聞で、全員参加の調査にこれ1回当たり50億円前後かかるのだそうです。今まで、600億円以上、この学力テストの予算、学力テストの授業に600億円以上費やしてきたと言われています。既に子供たちの課題、学習の状況、やはり十分この13回で把握されてきているのではないかと思うのです。これまで分かってきた課題や改善策をもとに、これから一人ひとりの児童や生徒、教師に目が行き届いた学習の改善や、遅れがちな子供たちに丁寧に対応ができるような取組が、本当に急がれるのではないかと思います。教育環境の整備、それを求めまして、次に移りたいと思います。

学校給食費の無償化であります。子供たちにとって、学校給食は同じものを食べて共感しあったり、自分の思いを伝えあったりと、やはりたくさん食べた達成感や苦手な食材にどのようにチャレンジしていくのかなど、特別な時間であって大事な学びの時間であると思います。学校給食については、学校給食法で、健康の維持促進や望ましい食習慣、学校生活を豊かにし、社交性や共同の精神を養うということをはじめ、食生活が自然の恩恵の上に立っていることや、食に関わる人のさまざまな活動に

支えられていることについての理解を深めることなど、七つの項目にわたって目標が定められています。これらの目標は、教育の目的を実現するために、達成させなければならない、努めなければならないとされ、学校給食が教育の一環として明確に位置付けられているところであります。

先ほどご答弁の中で、受益者負担という観点から、なかなか給食費の無償化については難しいというお話がありましたが、やはり学校の義務教育は、憲法 26 条によって、義務教育は無償という観点があります。先ほどお話をしたとおり、給食が食育、いわゆる教育の一環として提起されている以上、教育の一環としてやはり定める必要があるのではないかと思っています。現在無償なのは、授業料や教科書に限られていて、給食費は無償にはなっていません。教育長にお尋ねしたいのですが、義務教育として給食を考えた場合、これは無償化するという方向について、どのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 義務教育の無償についてであります。義務教育の無償の範囲につきましては、今、議員おっしゃられますように、憲法において、憲法 26 条になりますけれども、義務教育はこれを無償とするというふうに規定をされておりまして、これについては、最高裁判所の判例におきまして、授業料の不徴収の意味と解するのが相当であると、授業料をいただかないというのが相当であるという判例が、最高裁の判例がございまして、それを受け、教育基本法あるいは学校教育法において、義務教育については授業料を徴収しない旨を規定しているということが基本であります。先ほど議員言われましたように、そのほかの無償といたしましては、教科書がありますので、これは義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて、無償となっているものでございます。

法令あるいは判例に基づいた基本を申し上げますと、給食については、当然無償ではない、保護者負担というのが原則だというふうに、私は考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ですね、学校給食費、先ほどの最高裁の報告をいただきましたが、確かに最高裁ではそのようになっております。しかし、今の実情、かなり古いそれ裁判内容なのですよね。やはり学校全体に今後どのようにしていくのかといったときに、今、それこそ大学の無償化とか、高校の授業料の無償化といった中で、少しづつではありますが、無償化の波が進んでいるのが実情です。義務教育に限らずに、そういったところ、やはり子供たちの教育のためには、少しでも社会が、そして教育の一環として捉えていくべきというのが、今の社会的な流れであります。教育長がそういった観点が、今後必要かどうかもありますけれども、やはりそういった観点を持っていただいて、教育行政に努めていただければと思っています。

一つ提案なのですが、今回、通告書にもお書きしましたが、全国自治体の学校給食の無償化がさまざまなかたちで取組が行われているということで、文部科学省が初めて調査をしました。昨年 7 月に公表した、自治体における学校給食費無償化の実態調査であります。先ほど教育長からもご答弁いただきましたが、十勝管内でも、北海道でもかなり一部で、学校給食の無償化が進んでいます。いろいろ報告書の中で、実態調査の中で、無償化に対する自治体から出された多くの積極的な意見やメリットについても、実は報告がされています。例えばですけれども、無償化を開始した目的に、食育の推進や保護者の経済的負担の軽減、子育て支援というのもありました。少子化対策、定住、転入対策、いわゆる子育て支援というふうにあります。そこから、いずれも積極的に導入しているというような成果の例として挙げられていました。

やはり幕別町でも一部負担をされています。この中でも、一部負担について具体的な内容が紹介されておりました。幕別町も地場産品の使用で 1 食 8 円の町が負担し、一部補助を行っているというところでありますが、ここで一つ提案があります。ここに、今年度の学校給食センターの運営委員会の資料があります。ここに産地別農産物の使用量についての記述があります。ここに幕別町産分、いわゆる学校給食の産地別の中で、幕別町産の使用農産物が 35% を占めていますよ、そして十勝産が 14.1%、道内産は 12.9%、道外産が 38% というふうに記載されておりました。幕別町産分が町が補填する、いわゆる地場産品の使用の拡大の可能性は考えられないでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 地場産品の活用の部分でございます。今、現状では8円ということでの助成をしております。今、荒議員が申し上げましたとおり、資料で言われたとおり、ことしで言えば、幕別町産34.5%、十勝産が15.6%、道内産が8.4%、総体では58.5%というふうに占めております。今後につきましては、この部分の内容といいますか、方向性につきましては、またいろいろと運営協議会等々を通じまして、いろんな部分の意見を踏まえた中で、さらなる部分のといいますか、これらの取組については、引き続き研究の上、考えてまいりたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 前回3円だったものが、平成26年度に8円に拡充されてきました。大変よいことだと思いますし、やはり地場産品の活用が、結果的に児童生徒の給食を通じて、地域の食の特産品のおいしさですか、生産者の苦労や思いを学べるという意味では、大変食に関する理解を、関心を深めるためには、大変よりよい取組だなというふうに思っていますので、ぜひ拡充のほうを求めたいというふうに思います。幕別町の郷土というお話がよくありますが、そういったところ、歴史・文化の点でも、基幹産業である農作物を子供たちによりよく知っていただくためには、この取組大変よいのではないかと思っています。

今、拡充を求めたのは、ちょうど平成26年、5年がたちました。5年前に8円に引き上げて、ちょうど5年がたちましたので、もう少し幕別町としてこの35%の農作物を頑張っていただきたいというふうに思っているところであります。運営協議会でお話しされるというお話がありましたので、ぜひその場で、その機会で議論していただければと思います。子供たちの成長にとって、生きることが欠かせない、食事の大きな役割を持っているのが、学校給食です。特に貧困が叫ばれる中で、バランスのよい食事というのが、学校給食に大きなウェートを占めているのもまた事実なものですから、質の低下がないように、今までどおりの、そしてこれからもよりよい学校給食を求めて、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、14時55分まで休憩いたします。

14：44 休憩

14：55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問します。

待機児童の早期解消、保育の質を守り充実させていく対策を。

保育の制度を大きく改変した「子ども・子育て支援新制度」が始まって5年がたとうとしています。町の「子ども・子育て支援事業計画」も最終年度を迎えて、検証と今後の事業について検討する時期に来ています。加えて、10月から新たに幼児教育・保育の無償化が始まり、これからの中の幼児教育・保育行政がどうなっていくのかは、今後のまちづくりに大きく関わるものとして住民の関心も高いと思います。新たな施策への期待とあわせて、保育所の待機児童は解消できるのか、保育士の待遇は改善されるのか、保育の質は守られるのかなど、懸念される問題も多くあります。待機児童の早期解消と保育士の待遇改善はもとより、全ての子供たちが大切にされ、健やかに発達していく権利を保障するための町の幼児教育・保育行政の展望を示すことが待たれていると考えます。そこで以下の点について伺います。

1、「幕別町子ども・子育て支援事業計画」の検証と評価は。

2、待機児童の実態と対策について。

①待機児童、潜在的待機児童の実態とその対応は。

②来年度、待機児童を発生させないための対策は。

③町立保育所の改修等で定員を拡大する考えは。

3、保育士確保対策について。

①保育士の配置と現状は。

②保育士確保の方法は。

③待遇改善の考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

「待機児童の早期解消、保育の質を守り充実させていく対策を」についてあります。

厚生労働省では、毎年4月と10月に、「保育所等利用待機児童数調査」を実施しており、本年4月1日現在の全国の待機児童は、昨年より3,123人少ない1万6,772人で、「特定の施設だけを希望している」「求職活動を休止している」などの理由で待機児童から除外される、いわゆる「潜在的な待機児童」については、昨年より約6,000人増の7万3,927人であると公表されたところであります。

ご質問の1点目、「「幕別町子ども・子育て支援事業計画」の検証と評価は」についてあります。

平成27年3月に策定し、本年度で終期を迎える本計画は、五つの基本目標を掲げ、19の推進施策に基づき、68事業を推進しており、毎年度、各事業の実施状況等の点検、評価を行っているところであります。これまでに63事業が達成されました。このうち、新たに実施した事業や拡大した事業の主な達成状況について申し上げます。

一つ目として「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するものであり、平成29年4月から、事業所内保育所1か所が子ども・子育て支援新制度に移行し、運用を開始したことから、必要な保育の量の確保につながったものであります。

二つ目として「子育て世代包括支援センター事業」については、平成29年4月に開設し、妊娠中から出産、子育て期を安定して過ごすことができるよう、ワンストップで心配事や相談内容により関係機関が連携し、必要なサービスにつなげるなど、子育て家庭での生活基盤の安定に向けた支援体制の充実を図ってきたところであります。

三つ目として、「食に関する学習機会や情報提供事業」については、妊娠婦をはじめ、子供の成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣などに関する学習機会や情報の提供に取り組むものであり、学校への栄養教諭の配置について、それまで忠類小学校に配置していた1名に加え、平成28年度から、幕別小学校及び幕別中学校にそれぞれ1名を配置したところであります。

四つ目として「子ども医療費助成事業」については、児童養育家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費無料化の対象を小学校卒業までとしていたのを、平成27年10月から中学校卒業までに拡大したところであります。

最後に、五つ目として「発達支援センター」については、障がい児及び発達の支援の必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため、障がい等の早期発見、児童とその保護者に対する指導等に取り組むものであり、平成28年度から臨床心理士を配置し、専門的な心理検査を実施したほか、30年5月からは学齢児童に対し、小集団による支援や個別の支援を開始したところであります。

なお、未達成の事業については、認定こども園の整備や民間保育園の建て替えなどの5事業があり、これらは引き続き次期計画に計上して取り組んでいくこととなります。本計画の基本理念である「すべての町民が支えあい、子供の豊かな心と生きる力を育むまち」を具現化すべく、おおむね計画どおり推進できたものと評価しているところであります。

ご質問の2点目、「待機児童の実態と対策について」であります。

一つ目の「待機児童、潜在的待機児童の実態とその対応は」についてであります。

町内5か所の認可保育所における待機児童数は、本年9月1日現在で、2歳児7人、ゼロ歳児1人の合計8人となっておりますが、本年度から、待機児童の保護者に対して、認可外保育所等の保育料と認可保育所を利用した場合の利用者負担額の差額を補助する「幕別町認可外保育所保育料助成事業」により、2歳児5人、ゼロ歳児1人が認可外保育所に入所しましたが、2歳児2人については、未利用となっております。

なお、特定の施設だけを希望しているなどの「潜在的な待機児童」については、現在のところ該当者はいないものであります。

二つ目の「来年度、待機児童を発生させないための対策は」と、三つ目の「町立保育所の改修等で定員を拡大する考えは」については、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

認可保育所全体の待機児童については、本年1月に実施した、子ども・子育て支援に関するニーズ調査をもとに、現在、次年度以降の「教育・保育事業の量の見込み」を推計している最中でありますことから、現時点では明確な考え方をお示しする段階には至っておりません。

また、札内地域の民間保育園において、次期計画期間中の令和4年度からの供用開始を目途に建て替え計画が示されており、定員増も計画しておりますことから、この建て替え計画も勘案して、「教育・保育事業の量の見込み」に応じた量の確保方策を定めなければならないものと考えております。

ご質問の3点目、「保育士確保対策について」であります。

一つ目の「保育士の配置と現状は」についてであります。

認可保育所における保育士の配置基準については、ゼロ歳児は児童数3人に対し保育士1人以上、1歳児及び2歳児は、それぞれ児童数6人に対し保育士1人以上、3歳児は児童数20人に対し保育士1人以上、4歳児及び5歳児は、それぞれ児童数30人に対し保育士1人以上となっており、各保育所ともに基準を上回る保育士を配置しているところであります。

保育所ごとに所長を除く配置状況を申し上げますと、幕別中央保育所については、配置基準9人に對して、正職員5人、臨時職員6人の合計11人、札内北保育所については、配置基準9人に對して、正職員6人、臨時職員7人の合計13人、札内さかえ保育所については、配置基準13人に對して、正職員5人、臨時職員10人の合計15人となっております。

二つ目の「保育士確保の方法は」についてであります。

保育士の確保については、これまで道央圏の保育士養成学校や十勝管内の短期大学に出向き、保育士の確保について要請を行ってきたところでありますが、今後とも、保育士養成学校等との連携を深め、安定的な保育士の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、臨時保育士については、各年度の入所児童数に合わせ、年齢ごとに法律で定められている配置基準に従い、正職員を補助する形で配置しており、さらに時間単位での勤務の代替保育士を活用することにより、保育に支障が出ないよう対処しておりますが、年々、どの市町村においても、臨時保育士の確保が難しくなってきております。このようなことから、町では北海道町村会を通じ、幅広い保育人材の養成・確保に向けた支援策など、実効性のある対策を講じるよう国へ要請を行っているところであります。

三つ目の「待遇改善の考えは」についてであります。

本町では、平成27年4月に、臨時保育士の賃金を日額から月額に改定しており、毎年度、人事院勧告に基づく給与改定率を基準に賃金改定を行っておりますが、30年度には人事院勧告の給与改定率0.11%を上回る、1.42%の賃金改定を行っております。また、平成29年4月からは、有給休暇の中に病気休暇を加え、待遇の充実を図ってきたところでありますが、令和2年度からは新たに創設された会計年度任用職員制度の中で、給料、手当、勤務条件等が定められることとなります。

現在、次の第4回定期例会に向け、これらの条例等の検討を行っているところでありますが、他の自治体や民間の賃金動向等を勘案の上、臨時保育士の待遇を定めてまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　酒井はやみ議員。

○9番（酒井はやみ）　それでは、再質問させていただきたいと思います。

一つ目の検証と評価についてです。栄養教諭の配置増や医療費の助成拡大、発達支援の充実が進められたのは、町民から大いに歓迎もされていると思います。これから課題は保育のあり方をどう進めるのかだと思います。町の評価の中で、答弁の中で、事業所内保育所1か所が新制度に移行し、保育の量の確保につながったとありますが、この事業計画の29年に改定された中で、確保する枠が広がったというのが、ちょっと見当たらなかったのですが、具体的にどれだけ確保ができたのか、教えてください。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（西田建司）　事業所内保育所ですが、こちらについては幕別真幸協会ののびのび保育所、こちらのほうが1か所になります。

大変失礼しました。人数は5人になります。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○9番（酒井はやみ）　事業計画の中では、のびのび保育所で、過去、受け入れる人数はトータルで変化がないかと思うのですが、実際には増えたのですか。

○議長（寺林俊幸）　住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信）　もともとのびのび保育所というのは、施設内の従業員の方の保育所と、事業所内保育ということだったのですが、地域、要は札内地域の方も受け入れるという形で認可保育所という位置付けになりました。そういった中で、事業所内保育だけでは、従業員の方のお子さまを預かるだけではなかなか運営ができないという、事業所のほうからの提案もありまして、地域の方を受け入れる形で認可保育所という位置付けにさせていただいたところでございます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○9番（酒井はやみ）　分かりました。それでは、3名増えたということいいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信）　入所児童については、そのときそのときで動きますが、今、定員については6人という形で。当時は非常に従業員の方のお子さまが減ってきたという中で、地域の方を受け入れることになって、今6人という形でございます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○9番（酒井はやみ）　事業所の職員の方のお子さんを受け入れる枠というのと、地域のお子さんを受け入れる枠というのが、のびのび保育所、定員10名のうち7対3となっているかと思うのですが、地域からは3人、枠が増えたという認識でいいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（西田建司）　今、酒井議員がおっしゃったように、事業所が7、そして地域枠が3というような定数になっております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○9番（酒井はやみ）　分かりました。それでは、3名の枠が増えたという認識で理解しました。

新制度がスタートして4年たって、全国では先ほど答弁にありましたように、待機児童がいまだに1万6,000人、そして幕別町でも3人の枠を増やしていただいたということですけれども、とうとう今年度の4月の時点で待機児童が生まれてしまっています。この原因は、保護者が願う認可保育所の増設には手をつけずに、保育のさまざまな基準を緩和して、民間への委託や企業の参入を進めている国の政策にあると考えています。

2016年に政府が制度化して、全国で急速に広がっている企業主導型保育があるのですが、こちらは待機児童の受け皿の4分の1とされています。しかし、こうした公的責任の放棄と安上がり化を進めれば、保育の質の低下を招きかねない。また子供たちの安全や命さえ危険にさらしかねないと感じています。10月からは保育の無償化が始まり、子育て世代の負担が軽減されると歓迎される面もありま

ですが、一方で、先ほどお話しした政府の進める政策を見て、多くの子育て世代の皆さんから、肝心の待機児童は解消されるのか、今はまだ新たな企業主導型の保育園は町には参入していませんが、今後そうした保育園ができて、無償なのでそちらに行ってくださいというふうにならないのか、保育の質は守られるのか、保育士の待遇改善は進むのか等、不安と懸念の声がたくさん出されています。

町民の皆さんからはこうした声が聞かれていますが、町の認識はどうでしょうか。新制度がスタートして4年、質、量ともによりよい保育へと発展してきたと言えるのかどうか。また、住民から出されているように、国の政策どおり基準を下げた民間事業所の参入を促進すれば、保育の質の低下、保育の格差を招きかねないという認識をお持ちかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにこの間の定員増というのは、企業主導型の保育所ですが、そこが4分の1担ってきたという実績はあるかと思います。そういうことに伴って保育の質はどうだったのかということもあるだろうというふうに思います。幸いにして、我が町にはそういう保育所がありませんので、今のところいいのでありますけれども、これ国が進めてきたことについては、私はどうこうは言う立場にはありませんけれども、とりあえず量の確保を優先したということで、その後に質の確保を追いついていくと、そういうことだというふうに思いますので、それはどっちが優先すべきかという判断の結果として、私はそうあったというふうに思っているところであります。

我が町においては、残念ながらこの4月1日に待機児童が出てしまったということです。だからといって、すぐに保育所をつくるということにもこれまたできないわけでありますし、ましてや町がやるとなると、全額単費事業で補助金が出ないと、そんな事情もありますので、そこは今まさにどういった事業量、量が必要かということ積算をして、推計をしている最中でありますので、その次期計画の中で民間保育所の協力も得ながら、トータルとして量に不足がないような形で計画づくりをしていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 新制度の狙いといいますか、この制度を進めることで、どういった保育行政になっていくかについての認識を伺いたいのですが、新制度の導入に当たり、児童福祉法も改正されました。改正された児童福祉法の24条1項では、保育を必要とする保護者が保育士を希望すれば、それに応じる義務が市町村に課せられています。しかし、2項では保育所以外の認定こども園や地域型保育の部分では、市町村は直接的な責任を負わない形になっています。事業者を確保することだけが市町村の任務とされています。行政の関与が少なくなる方向にシフトしてきていると思います。現に、新制度導入後、2014年から18年までの4年間に、保育所と幼稚園の施設は25%減り、認定こども園と地域型保育事業は25%増えています。国の進めている政策を見れば、保育料は無償になるけれども、この法改定によって、行政の保育内容への責任、関与が薄くなり、基準の緩い認可外保育園が増えて、あふれた子供たちを受け入れる、こういうことでは質の低下につながりかねないと危惧を感じていますが、この点について町の認識はどうでしょうか。この新制度は、保育行政への関与を少なくしていく政策だという認識はお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全国的な話、特に大都市圏の話をすれば、そういう流れにあるだろうというふうに私は思っております。ただ、それは国がそういう制度をつくって、どういかに我々が、地方公共団体が運用していくかは、また別な話ですので、私はやはりこの町民の皆さん、町民の子供がしっかりと安心して保育に預けられる、そういう環境づくりをしていかなければならぬというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） その答弁をお聞きして安心しました。幕別町がこの政府の方向に、流れに乗ることなく、保育の質を保ちながら、待機児童を解消する計画を具体化していただきたいと思います。さらに、将来に向けて、どのようにしてよりよい保育をつくっていくのか、産みたい人が安心して

お子さんを産める、また住みたいと思う方がいつ移り住んでも温かく受け入れる、幕別町の保育はすばらしい保育だと、他の町村から見てもお手本となるような保育事業計画を期待したいと思います。その具体化の土台ともなる待機児童の解消の問題と、保育士の改善について、次の項目の再質問に移りたいと思います。

9月1日現在の待機児童の状況は分かりました。昨年度1年間、年度途中の入所希望者を受け入れられなかったケースもあったと思いますが、昨年1年間の中で途中入所を希望したけれども、受け入れられずに待機になったお子さんがどのくらいいたでしょうか。保育所に入れてもらえなかつたお子さんは、その間、どう過ごしていたのか、状況をつかんでいたら教えてください。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 昨年度の年度途中の入所の問い合わせに対する対応ということなのですが、実際の問い合わせ内容については、それぞれ電話なり窓口のほうでの相談業務ということになりますし、実際の件数というのは把握しておりません。ただ、待機児童はその都度、場合にはよっては生じているというようなことで把握しているというものですございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それでしたら、そのお子さんがその後どうなっていたかについては、こちらからは後追いはしていないということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩いたします。

15：23 休憩

15：25 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 先ほど、こども課長から説明があったとおり、その都度、入所状況によっては待機していただいていることもあります。ただ、その際の待機状況の中で、育児休業が延長できるのかどうか、さらに復職についてどういった状況なのかというのをお聞きしながら、その後の待機期間における状況を詳しくお聞きしながら対応しているという状況でございます。ただ、その後、こちらのほうから積極的に家で待機している状況を、期間を、何ていいますかね、定期的にということはちょっとしてはございません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 昨年、春過ぎに1歳児の入所を申し込んだ保護者の方、途中入所の方ですが、当時あきはない、今後もあく保証はないという話を受けて、その後、高いお金を出して、帯広にある民間の託児所に預けながらお仕事をされていたそうです。

また、昨年12月に帯広市から札内に引っ越しをしてこられた3歳と5歳のお子さんがいる保護者の方の話を少し紹介したいと思います。

その方は、12月に引っ越しと決まっていたので、その半年前ぐらいの6月ぐらいから、こども課に保育所には入れるかどうかの問い合わせを何度かしてこられていました。ところが、下のお子さんは入れるあきがあるけれども、当時、年中の5歳の女の子は札内の4園、どこにも入れるところがないということだったそうです。いよいよ12月となったときに、再度連絡をとると、やはりどこにも入れませんということでした。本町のほうの保育園ならあいているということだったそうですが、保育所があく7時半に札内から本町に送り届けても、そこから帯広の職場に行くとなったら仕事にも間に合わないということで、結局その前まで通っていた帯広の保育園に預けていたそうです。

その方が言っておられたのは、せっかく子育てに手厚い町だと思って、家を建てて札内に移住をしてきたのに、歓迎されていない気がしてとても残念な気持ちになったと。半年の間、こちらから隨時問い合わせをしないと、あきが出たかも教えてもらえないやきもきした状況が続いたと。半年間もあ

きがないと言われ続けたということは、自分たちだけではなく、同じように入れないお子さんがほかにもいるのではないか。せめて、今あきがあるのかないのか、見通しがあるかないかの情報提供をしてくれれば、引っ越しの時期なども考えられたのにということでした。

せっかく町に来られたのに、お子さんを抱えてこうした不安や残念な思いを抱いて生活が始まるというのは、とても胸が痛みます。早急な待機児童解消の政策を具体化しなければならないのですが、それとあわせて保育を希望する保護者が、今後の見通しを持てるようにすることが不安解消には欠かせないと思います。あきが出れば、こちらからお伝えするとか、ホームページ上に保育所ごと、年齢別の受入れ可能状況を公表するなど、保護者のほうからも希望が出されていたかと思いますが、そうした対応について検討は進んでいるのでしょうか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のお話聞いて、私も非常に残念、対応がまづかったなど、そんな思いをしてい るわけであります、せめて、ホームページに出せるかどうかは別にしても、その後、やはり定期的に今こういう状況ですよ、あるいは見通しがなかなかつきませんとか、そういう情報提供をすることによって、ご本人が次なる対応をとれるということになってきますので、放置するというのが一番悪いことありますので、その点はしっかりともう少し寄り添った形での対応に努めてまいりたいとい うふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） ゼひ保護者の不安を解消するための丁寧で親切な対応を検討していただきたい と思います。

それでは、次の来年度以降のことなのですが、2か月後から来年度の入所申請が始まりますが、来 年度の入所の希望見込み数もまだ出されていないということでおろしいのでしょうか。答弁では、そ ういったことだったかと思うのですが。

また、来年度受入れ枠を広げられる可能性として、どういったことが考えられるのか、伺いたいと 思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 答弁書の中では、ニーズ調査を実際実施しまして、ニーズ調査自体は実 際全ご家庭といいますか、未就学児童の家庭から全部ご回答いただいているわけではなくて、大体回 収率が60%前後と。そういう中で、どういった施設を希望しているかと。多くは認可保育所を希望 されていると。次、幼稚園という形でありますので、こういった実態としましては、認可保育所の希 望が多いという、これを踏まえまして、これから本町における今後5年間の人口推計、これは普通で いくと、国調人口使ったりはするのですが、実際の人口動態も勘案しながら、それに応じた人口推計 を立て、それによって保育のニーズ等に合った、十分確保できるような対策を立てていきたいと考え ております。その中で、今、現実的にまだニーズが出ていないと、どういったニーズが足りないの かというのはまだ見えていない中でいきますと、何をして解消するだとか、増築するだということに ついては、まだ現時点ではまだお答えできる段階ではないと考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） もう2か月後には入所の申請が始まりますので、それも踏まえた形でスタート するのか分かりませんが、早急に検討いただきたいと思います。例えば、保育士が増えれば、どこど こ保育園では受け入れられる面積はまだあるだとか、それとも今年度以上に全く増やせる余地はなく、 今年度と同じようにあふれたお子さんについては、認可外保育所に受け入れてもらうことになるのか、 その可能性としてはどうなのでしょうか。分かれば教えてください。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 現在、認可外保育所に6名の方、入所されております。そういった方も 来年度においては、入所ができるような形、保育所の確保も含めて対応できるような形で進めてまい りたいと考えております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○9番（酒井はやみ）　受け入れられる面積はあるということですか。

○議長（寺林俊幸）　住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信）　施設によって面積ございまして、受入れ可能児童というのがありますので、それに応じた中で、保育所の確保等含めて待機児童が発生しないような対策を講じなければならぬと考えております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○9番（酒井はやみ）　分かりました。保育士の確保も大きな課題となっていることが分かりましたので、そちらのほうは再質問で伺いたいと思います。

今、保育所にお子さんを預けている、ある保護者の方なのですが、この10月に第2子が生まれる予定です。生後6か月からの受入れですので、早くても5月からの入所ということで、来年度の年度がわりでの入所申請ができないという状況にあります。その方は、パートで収入の保証がないので、なるべく5月から、6か月になってすぐ預けたいのですが、それが受け入れてもらえるのかどうか。それも上のお子さんと同じ保育園に入れるのかどうかと大変不安に思っておられます。生まれた月が何月になるかということで、新年度の入所の申請に間に合わないということは、私の経験もありまして、こうした方も含めて不公平を感じない、みんなが受け入れてもらえるような枠をつくって保育士の確保に努めていただきたいと思います。

③の項目に移ります。次期事業計画では、先ほどお話しした保護者の方のように、町に対して残念な思いをする人を生まない決意で、町の子供たちをどう大切に受け入れ、どう育てようとしているのか明るい展望が見える計画を示していく必要があると思います。3歳未満のお子さんを預けて共働きする世帯の割合は増加傾向にありますし、10月からの無償化で保育の需要が高まる可能性も考えられます。また、町としては定住を促進する計画や出生率の向上も展望しています。新制度のもとでも保育の質を守り、向上させながら待機児童を生まないゆとりある弾力的な対応が可能な保育を行うことが求められています。そのためには、保育の質の低下が懸念される認可外保育所にお子さんの受入れを委ねるのではなく、行政が責任を持って認可保育所で、希望する全ての子供たちを受け入れられる姿勢を持つことが欠かせないと思います。

先ほど答弁の中でもありましたが、多くの方は認可保育所で受け入れてもらうことを保護者の方は願っておられるということでした。町としても、そうした姿勢に立って、次期事業計画を立てる認識があるのかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　基本的には、町の認可保育所で受け入れられることがベストであろうというふうに思います。ただ、ここは実際に作業を進めていく中で、どうしてもおさまり切らないということを考えられるわけで、今の段階でそれはおさまるかおさまらないかということは申し上げられませんけれども、おさまらないときには、やはりことしと同じように、差額を支給させていただくという手も一つ出てくるのかなというふうに思いますし、また先ほど面積の見直しで余裕があるのかないのか、ちょっと私は分かりませんけれども、最大限まで受け入れられるようなことで、1人でも2人でも受け入れを確保できないのかなど、トータルで考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○9番（酒井はやみ）　現状からすぐにということではそういう対応も考えられるかと思うのですが、なぜ認可保育所での受け入れにこだわるのかというと、新制度のもとで認可外保育所に委ねる方向に進めば、保育の質が保たれるのか、子供たちの命と安全が守られるのかと懸念するからです。子供たちの命と安全に関わることですので、改めてその危険性について、少し時間をとって紹介して、町の認識を伺いたいと思います。

まず、認可保育施設での保育事故のことです。全国の保育施設で平成24年から29年の6年間、うつぶせ寝による子供の死亡事故が29件発生しました。このうち認可外保育施設での事故は23件と約

8割となりました。認可保育所での事故6件の4倍近くになります。認可保育所の施設の数は認可外の倍近くあるわけで、認可外施設での事故発生率の高さははっきりしています。2018年3月に東京練馬区の認可外保育施設で、生後6か月の男の子が亡くなった事故では、職員は30分にわたって目を離していたと報道されていました。保育士の集団であれば、お昼寝の時間であっても、30分も目を離すことはあり得ないことです。専門性を身につけず、子供を理解していない保育資格のない職員が関わり方を誤ったことが原因です。

認可保育所は、原則全員が保育士であることが求められるのに対し、認可外施設では、おおむね半分以上が保育士か看護師の有資格者であればよく、無資格の職員も認められています。また、面積についても、認可保育園ではゼロ歳から1歳児の場合、1人当たり3.3平米、2歳児以上も1.98平米が必要ですが、認可外保育施設は年齢に関わらずおおむね1.65平米とされています。今回の無償化で、無償の対象となる企業主導型保育事業は、さらに保育の質の面で不安を感じます。ことし4月までの3年間に急増し、8万6,000人を受け入れるだけの施設ができました。しかし、突然の閉園や助成金の不正受給、75%の施設で基準違反が見つかるなど、問題が相次いでいます。

昨年度、北海道が行った立ち入り調査でも、道内36施設のうち75%27施設で基準違反が見つかっています。違反の中身は、必要な数の保育従事者が配置されていない、災害時の計画や訓練がない、給食のアレルギー対応マニュアルがないなど、子供の安全に直結するものが発覚しています。保育施設での子供の死亡事故の多くが、企業主導型保育施設を含む認可外保育所で起こっています。このまま拡大して、子供たちの安全や命が守られるのか、懸念を感じます。しかし、今回、政府はこうした施設にまで5年間の経過措置期間を設け、事故の原因となってきた低い基準さえ守られていなくても、保育士が1人もいなくても給付の対象としました。

幕別町でも認可保育所から子供たちをあふれさせている状況が統けば、こうした子供たちの命と安全を守れるか危惧を覚える認可外施設が、今後参入してこないとはいえない危惧を感じていますが、町はどういうふうに認識されていますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全国的な過去の事例については、私もそういうことは聞いております。新聞でも、詳しく取り上げられている新聞がありますので、そういうものを見た中で認識はしているわけでありますけれども、ただ、認可外が全て悪いというのは、ちょっと言い過ぎでないのかなというふうには思いますし、現に認可外保育所に預けている方の不安をあおるような言い方というのは、私はちょっとどうなのかなというふうに、今ちょっと気になったわけでありまして、全てが悪いわけではありませんし、帯広市内にも13か所ほどあるというふうに聞いております。その13か所がどういった保育をしているのかという実態も把握した中で、あとは選択肢としては、もし行くのであれば、保護者の方がどういう考え方を持って預けるのかというふうになってまいりますので、まずは先ほど来から繰り返していますように、町の認可保育所において全てを預かるということを目標にしながら、やむを得ず認可外に委ねなければならない部分が出たときには、そういった情報も提供しながら、事故の起こる危険性をなるべく少ないようなところというか、そういう情報を流すというか、情報をお話しして、その中で最後は保護者の選択に委ねるしかないのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 私も認可外保育施設が全て悪いというふうにお伝えしたわけではなく、そういう質の悪い、言い方が悪いですけれども、子供たちの安全を守り切れない保育施設が参入しかねないのではないかという危惧について、町がどう思っているかを伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、何とも私がそのことについて見解を申し上げるというのは、ちょっとどうかなと思います。可能性があるかないかといえば、それは補助金がもらえるのですから、それはあるのでしょう。ただ、本当にそれは参入するとしたら、それは一つの企業というか事業として、採算もとらなければならないということがありますので、果たして自分のところに来てくれるかという見

込みがなければ、それは参入してこないということになってきますので、これはどっちもあり得る話なのかなというふうに、そういう感じで考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 見込みがなければ参入してこないということは私も思いますので、そうした危険性を呼び込まないために、町がこれから事業計画で、全ての希望する子供たちを認可保育所で受け入れられるような積極的な計画を示していく必要があると思います。

そのためには、答弁にありましたが、2年半後の民間保育所の建て替えが計画されているとあります。それ待たずに、町立保育園を質・量ともに充実させていくことが必要ではないかと考えます。これまで定員を多く上回る保育を民間保育所が行っていて、必ずしも子供たちにとってゆとりある保育とは言えない一面もあります。

また、まちづくりの観点からも、建て替えが予定されているのは青葉保育園かと思うのですが、今以上に宅地造成の進みようが、あまり余地がない白人小学校区に偏った大きなというか、定員を増やした保育園をつくるということは、子供を中心とした地域づくりや学校との連携など、全体から考えても、少しいびつになると見えられないでしょうか。ですので、提案としては、古くなった町立の札内北保育所をふさわしい規模の保育園に改修してはどうかと考えますが、こうした考えについて検討の余地はあるかどうか、伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 検討の余地があるかといえば、あるというふうに思います。ただ、これ、簡単ではないのです。町が保育所を建てるということは、補助金が全く当たらないわけですよ。民間だと、最大で3分の2ですか、最低でも半分当たると。そこをイニシャルコストというのは物すごく大きいわけでありますし、それと今後の少子化を考えていったときに、これはもう町創生の人口ビジョンでもご説明していますけれども、2060年には幕別町の人口が1万9,457人にまで減ってしまうと。当然、年少人口はそれよりも倍ぐらいのスピードで減っていくという、そういう見込みも出ているわけでありますので、なかなか町立を建て替えるというのは難しいのかなというふうに思っておりますので、この何年か、5年ぐらいを、5年以内を乗り切れば、町立の保育所の必要性というのは本当にまずなってくるのかな、そこは大いに民活を利用してお願いをしていくほうが、私は町にとっても民間事業者にとっても、両方得になることだろうなというふうに考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 本当に国のその補助金を出す制度というのは、私は疑問を感じざるを得ないのですが、これから長い目でどういった保育やまちづくりをするのかということをよく考えた上で、どういった方向がいいのかというのは検討していくと思いますので、提案も含めて今後考えていただけたらと思います。

やはり基本は今現在いる子供たちをどうするかといいますか、子供たちに必要なだけきちんと施設を保障するというのが基本だと思います。子供の数が減ったときには、その施設は無駄になるのではなくて、ゆとりを持ったより豊かな保育園として生かす展望も持ち得ると思います。将来的には、面積基準や職員配置の基準を計画的に引き上げることを目指すべきだと思います。

そもそも日本の保育所の面積基準は、戦後制定されてからほとんど改善がなく、欧米諸国に比べても極めて遅れた内容です。保育士の基準を見ても、日本では保育士で30人までの3歳児を見る事ができますが、イギリスでは8人までとされています。より豊かな保育のあり方をイメージしながら、今の子供たちの受入れを進める計画を持ち、今回スタートする無償化をさらに充実させて、ゼロ歳児から就学前までの全ての子供の、給食費も含めた完全無償化も展望した、魅力ある希望ある計画をぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、大きな3番目の保育士確保の対策について再質問を行います。

各保育所の保育士の配置状況を示していただきました。保育士の配置基準に照らして、正職員と臨時職員の合計数では基準を満たしているということでしたが、配置基準の、幕別中央保育所でしたら

9人という基準に照らして、正職員の割合で見ますと、それぞれ5割台、6割台。さかえ保育所に至っては、38%というふうになっていて、そしてその数名の職員でその数を上回る臨時職員、さらにはパート職員との連携をとりながら保育をしている状況というにあることに、改めて驚きました。

さかえ保育所は120人規模のお子さんがおられる中で、最終的に責任を持つ正職員が5人しかいないというのは、ちょっと驚きなのですが、町のほうでは現場の保育士さんからの要望だとか、危機感だとか、これで十分だという感想なども含めてですが、保育士の皆さんへの配置に対する思い、お聞きしていることがあれば、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） さかえ保育所の保育士の人数についてなのですが、正職員につきましては、本年度途中で退職という方もおりますので、現在5名ということになっております。保育所のほうからも、やはり適正な人数をというお話はもちろん聞いてはおります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） こちらでお聞きしている声としましては、中間年齢層の正職員の比率が少なくて、仕事や経験の蓄積がなかなかしづらいのが現状だという声だとか、報告業務が増えていく中で、少人数で責任を持って報告事務もしなければならない、多忙化が深刻化しているという声もお聞きしています。来年度からの会計年度任用職員制度によって、臨時職員さんの待遇は改善されるかもしれません、やっぱり長く働くことができて、職場の仕事を蓄積、継承していく正職員の保育士を採用することが待たれているのではないかと思います。臨時職員の保育士は、30歳を超えて正職員に応募できるという対応をとっている自治体もあると聞いています。幕別町でも豊かな保育をつくり上げていく政策の一環として、若者の安定した雇用確保にもつながる正職員の保育士を増やす計画をぜひ持ってほしいと思います。正職員の保育士を増やすことについて、町として今持っている問題意識や検討していることがあれば、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 正職員が全て保育所の子供たちを貰っている、見ているというのはベストだろうというふうに思います。ただ、やはり先ほど申し上げましたように、今後の少子化を考えたときに、それをやってしまうと、もう本当に過剰な保育士になってしまふわけで、そうなると、確かに質が上がるという言い方があるのかもしれません。ただ、そこは必要最低限プラスアルファのところで、質を落とさないで向上させていくということが必要でありますので、今、正職員をどんどんどんどん増やしていく、最後、さっきも言いました2060年、40年ちょっと先ですけれども、1万9,457人になってしまうのですね。そうなったときに、子供は28%ぐらい減ってしまうですよ。年齢別に言うと、14歳未満で28%ほど減ってしまうわけでありますので、そうなると保育士を転職というのもこれまた難しい話で、転職といいますか、内部異動で違う例ええば土木課だとか、あるいは農業委員会だとかということにもならないわけでありますので、そうかといって、いわゆる民生部門でそれだけ受け皿があるかということも、これ難しい話でありますので、やはり私はそこは将来の人口、それと保育の量を見た中で、30年先は見られませんけれども、少なくとも5年から10年ぐらいの間を見た中で、採用ができるだけ正職員でカバーしていくような採用はしなければならないというふうには思っています。

ただもう一つ、会計年度任用職員、これは飛躍的に待遇が上がります。それと期限は1年以内、会計年度以内ということでありますけれども、それは正職員と同じように、そこで勤務成績良好であれば、これは60でも勤められる、そういう制度にもなっておりますし、退職手当も出る、共済組合にも入れるとなると、かなり私は今から見ると優遇される給与、勤務条件になっていくだろうというふうに思っていますので、そこで質の高い人材確保というものもある程度図ることができるのかなと、そんな思いをしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） いろいろとお考えは分かりましたが、やはり保育の施設整備についても、保育士の待遇を改善して保育の質を充実させる計画についても、魅力ある事業計画をつくるには、現場の保育士さんや保護者の声がどれだけ反映されるのか、現場の知恵がどれだけ合わさるかが大切だと思います。ぜひその作業を丁寧にしていただきて、すばらしい事業計画をつくり上げていただくよう期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、16時10分まで休憩いたします。

15：55 休憩

16：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、1点質問を行います。

安心して働き、そして住み続けられる幕別に。

少子・高齢化社会が全国的に進む中、政府は将来の人口目標を2060年に1億人、経済成長率をGDP1.5ないし2%と定め、2015年「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方はその具体化が求められました。

幕別町では対応する計画として、「幕別町人口ビジョン」及び「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年から平成31年）を策定し、今年度が最終年となっています。

人口ビジョンでは出生率の向上を目指していましたが、目標の1.55には届いてはいません。

背景には1996年以降、派遣労働法、労働法制法が改定され、製造業をはじめ、それまで派遣が禁止されていた26業種まで規制緩和されたこともあります。

現在、労働者の約4割は非正規雇用であり、中でも若者の2人に1人が非正規雇用の不安定な状況に置かれています。最低賃金も生活保護以下の生活水準であり、既婚率が年々低下しています。雇用と暮らしを守る政策抜きに、出生率の向上は困難と考えます。

一方、十勝全体では農業生産が伸び、昨年の粗生産高は3,648億円、経済波及効果は約2兆9,000億円、食料の受給率は約1,200%と報じられています。

また、豊かな自然を活用したエネルギー事業の取組も、全市町村で推進されています。自然エネルギー事業は、雇用増の期待はもとより、地産地消を目指す中で、圏域内の経済の流出を防ぎ、循環型の経済も期待されています。

企業誘致にだけ頼るのではなく、基幹産業の農業を生かした6次産業の創出、十勝圏で地産地消のエネルギー事業に積極的に取り組み、将来ともに活気があり、安心して働き、住み続けられるまちづくりは、町民の大きな願いあります。

以下、次の点をお伺いいたします。

1、「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の到達と課題について。

2、特に若者の雇用安定の取組について。

3、町職員の不安定雇用の解消について。

4、家畜ふん尿バイオガス事業の推進をはじめ、再生可能エネルギー事業の推進、また十勝圏での再生可能エネルギーの地産地消の取組を積極的に提唱し、雇用の場を増やすこと。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「安心して働き、住み続けられる幕別に」についてであります。

社会情勢を取り巻く環境の変化が加速する中、急速に進行する人口減少は、経済、雇用、医療、福祉など、地域社会を取り巻くさまざまな要素が重なり合って生じていることから、その対応に当たっては、長期的な展望に立ち、総合的な対策を継続して、粘り強く取り組むべき課題であると認識しております。

町といたしましては、人口減少対策と将来にわたって活力ある社会を維持する「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けて、雇用や移住・定住、子育てなど具体的な施策を定めた「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本町の持続的な発展のため、さまざまな取組を展開しているところであります。

ご質問の1点目、「「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の到達と課題」についてであります。

「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本町の人口減少対策と「まち・ひと・しごと創生」の実現に向け、平成27年度を初年度とする、5か年の基本目標や基本的方向、具体的な施策を定めた計画であります。

総合戦略では、「産業振興や雇用の創出」「人の流れづくり」「結婚・出産・子育て」「安心・安全なまちづくり」の四つの政策分野ごとに基本目標を設定し、その達成に向け、政策の方向性を基本的方向として掲げ、それらを達成するための具体的な施策や事業を盛り込んでいるところであります。

さらに、基本目標については、施策の効果について数値目標を設定するとともに、具体的な施策や事業には、進捗状況を検証するための指標である重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定し、毎年度、数値目標やKPIをもとに、実施した施策や事業の効果を「幕別町創生総合戦略審議会」において、評価・検証しているところであります。

計画期間の4年目となる、平成30年度末時点の総合戦略の進捗状況といたしましては、九つの数値目標のうち、五つが進捗率100%以上、また42のKPIのうち、半数以上の22の施策が進捗率100%以上となるなど、おむね効果的に施策が推進されていると認識しております。

特に、「人の流れづくり」の分野におきましては、住宅の新築または購入された方への補助事業として、平成27年度から実施している「マイホーム応援事業」は、子育て世代を中心に町内への移住・定住の増加に大きな効果があったものと評価しております。

一方、「結婚・出産・子育て」の分野における基本目標として、平成31年度末で、合計特殊出生率を1.55と設定したところですが、総合戦略策定当初から減少傾向にありました出生者数に、若干の改善が見られたものの、30年度末時点で、1.41と基本目標を下回っている状況であります。

町といたしましては、5か年の計画期間内では、効果が十分に発現するまで至っていない施策や事業もありますことから、今後もあらゆる分野の施策を総動員して、継続的に取組を進めることが重要であり、次期総合戦略においても、現行の四つの基本目標を継続することを基本とし、創生総合戦略審議会などのご意見を踏まえ、より効果的に施策が推進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「特に若者の雇用安定の取組」についてであります。

若者を取り巻く雇用状況につきましては、本年3月の十勝管内新規高等学校卒業者の就職内定率は、99.3%と過去最高を記録したほか、帯広公共職業安定所が8月29日に発表した7月の月間有効求人倍率が、過去最高の1.45倍となるなど、人手不足を背景に仕事を求める側の売り手市場が鮮明になっております。

しかしながら、新規学卒者の高い就職内定率が続く一方、平成27年3月に卒業した道内新規高卒者の就職後3年以内の離職率は、44.8%に達するなど離職率も高い状況にあります。

現在、国では、若者の安定した雇用に向けた取組として、新規学卒者への就職支援を専門に行う「新卒応援ハローワーク」や、正社員での就職を目指す若者の支援を専門に行う「わかものハローワーク」「わかもの支援窓口」などを開設しているほか、十勝管内の民間事業者におきましても、建設業や医療業等では、高校生や保護者を対象とした出前講座の実施や体験会の開催など、各業界への理解と興

味を深めてもらう取組も始まっています。

町といたしましては、学校卒業後3年以内の未就職者を町の臨時職員として採用し、希望する職へ就職するための支援を行う緊急雇用対策事業を実施しており、仕事を通して社会人としての労働に対する姿勢や、ビジネスマナー等を身につけてもらなながら、週のうち1日を勤務を要しない日として設けて、就職活動や自主研修等を行っていただくとともに、町として、就職セミナーやハローワークの取組など、就職活動に関わる情報を提供しているところであります。

なお、平成26年度から30年度までの直近5年間の実績は、18名を採用し、任用期間中に4名が、任用期間満了時に4名が、それぞれ正規雇用としての就職につながったところであります。

今後におきましても、職を求める若者が希望に沿った就職につながるよう、商工会やハローワークなど関係団体と連携を密にした相談窓口機能を充実させるとともに、町のホームページやSNS等を活用して、ハローワーク等が開催する就職応援セミナーや、企業説明会の情報を発信するなど、若者の雇用安定に向けたサポートに努めてまいります。

ご質問の3点目、「町職員の不安定雇用の解消」についてであります。

近年、地方公務員の臨時・非常勤職員が増加し、地方行政の重要な担い手となっている状況を踏まえ、国は地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の効率かつ適正な運営を推進するため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、地方公務員の臨時・非常勤職員について、「会計年度任用職員制度」を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用職員の厳格化を図るとした改正が行われたところであります。

新制度における会計年度任用職員は、1会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職で、任用形態は正職員と比べ短時間の勤務の職と、同一時間勤務する職、いわゆるパートタイムとフルタイムがあり、待遇面につきましては、フルタイムで任用した場合、給料のほかに通勤手当、時間外勤務手当や現状の臨時職員には支給されていない期末手当や退職手当が支給されることとなります。

また、パートタイムとして任用した場合は、報酬のほか、通勤に見合う費用弁償や期末手当が支給されることとなり、休暇につきましても、フルタイム、パートタイムに関わらず、年次有給休暇のほか、病気休暇や忌引休暇等が付与されることや、1年ずつの任用ではありますが、任用の更新が可能になることなど、新たな会計年度任用職員制度において、現状の臨時職員等の賃金や勤務条件の改善等と雇用の安定が図られるものと考えております。

町といたしましては、第4回定例会の条例提案に向け、国や近隣市町村の動向を踏まえながら、現在、給与や勤務条件等の検討を進めているところであります。

ご質問の4点目、「家畜ふん尿バイオガス事業の推進をはじめ、再生可能エネルギー事業の推進」と、ご質問の5点目、「十勝圏での再生可能エネルギーの地産地消の取組を積極的に提唱」につきましては関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

また、十勝圏で取り組むことできる再生可能エネルギー事業としては、バイオガス・バイオマス・太陽光・地熱・風力・小水力などがありますが、このうち全市町村が取り組むことができる再生可能エネルギーで、雇用など波及効果の高いバイオガスに絞って答弁をさせていただきます。

家畜ふん尿を利用したメタン発酵バイオガスプラントは、飼養頭数の増加や飼養形態の変化に伴う、労働力不足や臭気対策など、家畜ふん尿処理に係る課題を解決する手段として有効でありますことから、管内におきましても固定価格買取制度、いわゆるFITを契機に建設が進み、現在は11市町で45施設が稼働しており、このうち27施設がFITを活用した売電を行っております。

しかしながら、管内におきましては、送電線の空き容量が不足しているため、電力会社がFIT認定の新規接続を受け付けておらず、本町を含めた18市町村の34施設において、新たなメタン発酵バイオガスプラントの建設が進んでいない状況となっております。

また、新電力会社を設立し、地域内で売電、消費するFITを活用しない地産地消の取組につきましても、一般販売による売電のため価格がFITを活用した場合の半分以下となること、送配電網など自営線の整備に多額の費用を要するなどの理由から、事業化が進んでいないところであります。

このような状況の中、町におきましては、再生可能エネルギーの地産地消の可能性を調査・研究しているところでありますが、管内の地産地消の先進事例と言われている取組をお聞きしたところ、FITによる売電を前提として、地域内に新電力会社を設立して電力の供給を行っているものであり、FITの適用とならない地産地消の取組につきましては、先ほど申し上げましたとおり、売電価格が半分以下となるため、収支の均衡を図ることは極めて困難であると認識しているところであります。

このため、町といたしましては、十勝バイオガス関連事業推進協議会の一員として、引き続き、地産地消型エネルギーシステムの構築などを調査・研究するとともに、国や電力会社に対しFIT認定に係る要請活動を行うなど、再生可能エネルギー事業の促進に努めてまいります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それでは、再質問を行わせていただきます。

安心して働き続け、住み続けられる町ということで、はじめに、最終年度を迎えた「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のいわば評価と、それからこれからまたどうしていくかということをお尋ねしたいわけです。

これは、幕別町には、今、第6期総合計画がありますし、さまざまな計画がある中でまちづくりが進んできましたけれども、突然過去に、国立の社会保障・人口問題研究所が、市町村の人口がたくさん減るよということが打ち出されまして、それに対応するような形で各市町村が計画を出すと、予算をつけますよと、財政保障しますよという形でつくられた計画だと思うのですよね。

ですから、事業の中身そのものは、これまでと大きく変わることなく、町はきちんと取り組んできたわけですから、それを推進していくことが主であるというのは当然なのですが、やはり人口問題、つまりここでは出生率に特化してお伺いしているのですけれども、これはやはり他の総合戦略と兼ね合わせて、きちんと産業なり、雇用の場なり、そういった子育て環境なり、整えていかないと達成できない問題でありますので、ここであえてこのことを強調し、再質問もさせていただきたいと思うのです。

残念ながら、目標には届きませんでした。1.55というものは、当時計画の数字をご説明いただいたときに、町民の希望もあってということでありましたから、必ずしもがちがちに達成できるということよりも、むしろみんなの思いを酌み入れて、それに近づける数字だというふうに理解をしておりました。しかし、そのときはたしか1.46の出生率だったと思うのですけれども、それよりも下がってしまったんですよね。同じぐらいの状況であれば、これからと思うのですけれども、下がってしまうというところがやはりこたえるところで、これに対する認識は、まずどのように押さえていらっしゃいますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町創生、平成27年度から始まりまして、これ、くしくも私が町長に就任した年でもあるわけで、人口減少対策は、1期5年ではできるものではないけれども、やはり今始めなければ手遅れになってしまいます。恐らく20年、30年スパンが必要だろうと思うけれども、しっかりとこれに取り組んでいくという思いで、私も町長に就任して仕事を進めてきて、その1年目に人口ビジョンと総合戦略を作成したということであります。

今の合計特殊出生率の設定の関係でありますけれども、当時はあまり国の悪口は言いたくありませんけれども、全国一律に2040年までは1.80と設定しなさいと、その後、2060年までは2.07と設定しなさいと。そのことによって日本の総人口が1億人をクリアできると。そうでなければ、それまでの経過であると8,700万人ぐらいになってしまうと、1億の大台を確保したいと、そんな思惑があつて、全国一律的に金太郎あめのように指示があった。

実は、うちの町の会議においても、振興局の職員が入っておりまして、かなりやり合いをしたと、その会議の席ですね。ただ、私はやはりそんな高望み、実現不可能な数字を設定しても、何の意味もないわけでありますので、その当時、アンケートをとったところでは、町民の希望としては、平均

すると 1.55 人の子供を持ちたいと。であれば、それを何とかかなえさせてあげるような、まちづくりができればという想いでありました。が、しかし結果的には、この 4 年間の経過を見ましても、28 年、29 年と一旦下がったのですが、最終的に 30 年には 1.41 というふうに回復をいたしました。ですから、これはやはり 1.55 になるような形で、これからも人口減少対策、子育て支援、定住政策あるいは産業振興、これをしっかりとやっていかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） それで、1.41 を希望の 1.55 にするそのためには、何が必要なのか。裏返せば、何が足りなかったから、到達しなかったのかということになるのだろうと思うのですね。

私は、子育て支援対策では、過去、今議会でもいろいろな議員の質問の中でも、医療費の無料化ですとか、いろんな支援をしてきたという点を思えば、特に飛び抜けてというふうには思いませんけれども、この間、出生率の全国的なデータなども見てみたら、一番全国的に高いところは 2.9 ぐらいまでいくのですけれども、やはり特徴的なのは、幕別町よりも規模の小さな町で、そして子育て支援というか、赤ちゃんが生まれる環境づくりのために、たっぷりと応援しているというところが多いのですね。だから、そういう点では、もっともっとたっぷり応援すればいくのかなという要素はあるとは思いますが、限られた財源と多分言われるでしょうから、それは別にしましても、一番私たちが危惧するところは、やはり若い方たちがこの町に住んで定住、安心して働き、住み続けられるということになれば、やっぱり雇用なのですよね、どう考へても。

それで、町長のお答えでは、ハローワークの状況を見ても、求人率は高いですよというようなことも言われていますけれども、私はこの 1.41 から動かなかった理由は、確かに求人率は高くて、それが安定した暮らしにつながる求人であったかどうかという点では、そうだと言えないですね。つまりことしのハローワークの数字を見ましても、1 月、2 月、3 月だけでも、おっしゃられるような職を求める人が、1,100 人から 200 人に対して 2,000 を超える求人があるのです。でも、半分はパートなのですよね、最初から。それから、正職員かそうじゃないかというのは、そこからさらに分かれることで、これ、だから求人が高いということだけでは安心してられない、解決できないということがあります。もし違っていたら、言ってください。

それから、やはりここに来て、第一質問で申し上げましたように、その非正規職員、つまり派遣労働法が始まって 20 年になるのですけれども、その影響がじわじわじわと広がってきてているということが、町の努力に関係なく起きてきているということなのだと思うのです。これが、国が幾ら 2.07 なんて言ってきても、そういった法改正ですか、国の責任できちんとやってもらわなかつたら、町としてはどうにもならないという現実にあるということを、やっぱり押さえなければいけないと思うのですよね。

私、平成 28 年度のときに、幕別町の雇用実態はどうですかとお尋ねしたときに、6 月の一般質問で、雇用状況を丁寧に調査していただいて、その報告がありましたけれども、そのとき幕別町の雇用されている方の非正規雇用率は 42.1% でした。だから、やっぱり半分近いのですね。そして、これは年齢には関係ない調査だったのです、結果報告。でも、働いている人全体を通しての割合ですから、若者に特化するともっと高くなる。全国的な傾向がそうですから、そういう状況があります。

それから、給与の面でいきますと、これもそのときのお答えでは、非正規の給与状況は調査されていらっしゃらなかつたので、出ませんでしたけれども、したがって全国的な動向を見ますと、20 代から 30 代の非正規職員のこの何年かのランクを見ると、高い数字で 250 万円なのですね、男性で。女性に至っては 140 万円台です。でも、正規の方は 400 万円を超えてます。それで、既婚率がどうかといいますと、この非正規職員の既婚率、男性の方ですが 6.7%、正規職員は 27.2%、ここにこれだけの開きあるわけですね。結婚したくても結婚できない、子供を持ちたくても持てないという現実があるということを、まずがっちりと押さえていただきたい。押さえてらっしゃると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 非正規化がどんどん進んでいるということは、十分認識をしているところであります、その一因は、答弁でも申し上げました、高卒3年以内の離職率が44.8%。これ業界では、七五三という言葉があるらしくて、中卒が3年以内の離職が7割、高卒が5割、大卒が3割と、大体こういう数字で推移しているようなのですね。

ですから、ここもひとつ次の就職は初めから非正規ではないと思うのですよ。正規のはずなのですよ。それが、どんどんどんどん離職していくことによって、待遇が悪化していくと、そういう傾向がある。今の若者の悪口は言いたくありませんけれども、なかなか我慢できない。どこの業界聞いても、新採については本当に腫れ物にさわるように、まずは仕事に慣れてもらうのだと、そんなお話を聞いているわけでありますので、そういった非正規化の要因というのは、離職が進んで、どんどん辞職していくということが、悪循環をもたらしているのかなというふうに思っておりまして、これは正規化を、正規職員を増やしていくというのは、本当に重たい仕事で、本当に国も一生懸命やっていますけれども、町、一町ができるような話でもありません。

それで、町がやらせてもらっているのは、新卒3年以内の方に、町職員として採用させていただいて、そして5日間のうち1日は、就職活動なり自分のスキルを高めるための研修などに参加して、そしてぜひ正規職員になってほしいという思いで、今これまでやってきたわけで、数字についても先ほど申し上げましたように、8人ほどは正規職員になっているという実績が上がっていますので、簡単ではないですけれども、町としてできることについては、やっていきたいなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 確かに若い方の、言葉が適切かどうかは分かりませんが、我慢強さが不足するですか、そういったまだまだ成長し切れないで、その離職につながるような事態が少くないということは、私も押さえております。

しかし、そうであっても歴史的に見ると、こういった派遣労働などというのが定めのなかった、全員が正職員になる時代が戦後長く続きましたね。この時代には、やはりそういうことはなかったわけですよね。

だから、町長がおっしゃられるように、一この町で派遣労働をなくすなんてことはもちろんできませんから、これは国に対して、本当に2.07を求めるのであれば、国こそそういった法の改正あるいは本当に町で落ちついて暮らせるだけの雇用条件の、法として守る体制をとりなさいということは、声を大にして言っていただきたいと思います。

そこで、それにしても1.41ということになりますと、これ社人研のこのときの計画書を見せていただいているのですけれども、町長、先ほどからこのままでいったら1万9,457人になってしまいますよというふうに答弁されていましたけれども、これは1.55の推計でその数字なのですね。これよりも、今、下がっているわけですよ。これこのままいったら、町長の見込みの数字とは変わっていませんか。これもっと下がるのではないかでしょうか。幾らの数字になりますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 何人になるかということは、推計をしておりませんけれども、先ほど来、私が申し上げているのは、1.55という出生率、合計特殊出生率をずっと2060年まで同じ数字で置いていったときに、総人口は1万9,457人になりますよという推計をしたものであります。ですから、今おっしゃられるようにここまでいっていませんので、下がっていくような下方修正をしなければならないような、そんなことは想定されるわけでありますけれども、ただ一つ私は、光明が見えていると思っているのは、我が町の人口ピークは平成26年の4月、2万7,716人であったわけありますけれども、そこからもう平成31年の3月末まで998人減っています、ピークから。ですが、これは大きな減少理由としては、出生者が完全に減っている、死亡する方の半分ぐらいしか生まれていない、半分はちょっと言い過ぎですけれども、半分ちょっとしか生まれていないということが一つあります。

それと、今まで幕別町の人口が維持してきたのは、社会増減による転入超過になっていたので、

何とかトータルでプラスになってきたわけです。その平成 26 年の 4 月までは、なってきたわけなのでありますけれども、それが両方とも減少に陥ったということあります。ただ、社会増減の中で、15 歳までの年少人口、それと 25 歳から 45 歳までの、いわゆる子育てをしている世代、ここは社会増減でいうと、343 人ほど増えてきております。ですから、私はまんざら捨てたものではないなど、その世代がいるということは、まだ子供を産んでもらえるような可能性が少しはあるなど。

そこで何とか 1.55 に届けばという思いであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） その 1.41 のまますっといつてしまふと、恐らく 40% 近い、2060 年は今的人口から比べまして、そのぐらいの減少になつてしまふ。私たちも決して人口減少は望みません。人口減少が、本当に周りに全然人がいなくなつてしまふというような状況の中で、災害や何かがあつて考えられるということであれば、また特殊ですけれども、これだけ若い方もいらして、町長が言われるように増えているという人もいらして、そしてこの町に住んでいただいているのであれば、やっぱりここに手だてをとつていくということ以外に、1.55 に向ける手法はないだらうというふうに思います。

そこで、1.55 にしていくために、なかなか民間企業に対しての雇用条件の改善ということは、これまで公契約条例とかいろんなことになってきて難しいので、私はやはりできるのは、幕別の町の職員の、臨職の待遇改善であるとか、あるいは委託に出している事業所に対する改善であるとか、そういうことになってくるのだらうというふうに思います。

それで、2 番目の質問の中に入つていきますけれども、この町職員の待遇改善の問題ですね。これは、お答えの中で、令和 2 年からの会計年度任用職員の、それが取り入れられることによって、大幅に改善されていくのだというお答えがありました。

それで、少し条例がこれから提案されるということありますので、お答えいただける範囲で結構ですので、少し立ち入つて伺いたいと思うのですけれども、今、幕別町には代替パートなど、そういう方も含めまして 300 人を超える臨時職員さんがいらっしゃいます。そういう方たちに、この任用職員制度というのが、どこまで当つてはまつていくのかというか、要するにどれだけ会計年度任用職員になる予定でいるのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そこら辺の区分をどうしていこうか、会計年度任用職員に移行する方がいる。公務員として、臨時職員というか、会計年度任用職員として任用することが不適切な職ということも、実は国から示されているわけで、そういう人たちが職員ではなくて、業務を私人に対して委託するという形になってくるだらうというふうに、今、考えておりまして、そこの区分けを今やつている最中で、ほぼもう少ししたらできるというふうに思います。ただ、総体の人数が何人になるかは、今の段階でははつきりしたことを申し上げられない。

例を挙げると、例えば交通安全指導員であるとか、公区長というか、これは職員ではなくて私人への業務委託が適切であろうと、そんな指導というか国のガイドラインに沿つた中では、そういう方向に行かざるを得ないので、そういう方たちは私人への委託に移行していくだらうと。そのほか、いわゆる保育所で働いている方、一般事務をやっておられる方、そういう方はもう全部が会計年度任用職員に移行していく形にならうかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 公区長などというふうにお答えいただきますと、今まで私たちが臨時職員というふうに押さえていたのは、いわば町に出てきて働いていただいている、あるいは出先であつても、そういう雇用関係ではなくて任用関係なのですけれども、総務省との関係では、実はそういう公区長さんですとか、諮問委員会の審議委員さん等も全部入るというのですけれども、今、幕別町が押さえていらっしゃるそういったこの制度がえによつて、全部テーブルにのせて整理されますね。その全部の人数というのは、何人いらっしゃるのですか。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩といたします。

16:51 休憩

16:52 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど申し上げましたように、本当に1の位まで合ってはいないというか、そこまで精査ができておりません。今は、本当に区分をどうするかということで、検討している最中であります。それで、おおむね340人から50人ぐらいになります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。

それで、これまでの臨職の待遇と変わって、一時金が2回、1.3ヶ月分ずつ出されるであるとか、あるいは手当ですよね、さまざまな手当、それから共済にも入れるとか、条件すごくよくなってくるのですけれども、しかし期限付きの職員ということには変わりはないですね。

ここちょっと確認しておきたいのですけれども、要するに有期雇用、無期雇用とありますよね。民間は法改正で、この4月から、5年間雇用されて希望すれば無期に変わるという、期限がない、これほどのようなことになりますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 無期か有期かということになると、有期であります。つまりこの名称のとおり、会計年度任用職員ですから、会計年度、1会計年度、4月から3月までの会計年度内で任用する職員であると。そして、次もし希望があるのであれば、そこはまた更新をしていく。更新といいますか、延長ということになりますけれども、1年単位でということになります。

そこはやはり勤務成績良好と。これは職員も同じですけれども、要は懲戒処分を受けない限りの働きであれば、それは次の年も、また次の年もということで、極端な話、60歳までいけるよというふうな形になるかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） その場合、結果として60歳までいられたというふうにしますと、その1年1年のいわゆる雇用実績というのは、さまざまなお給与や、あるいは手当に反映されていくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 勤務実績というのはどういうことか、ちょっと今よく分からなかつたのですが、少なくとも無制限ではありませんけれども、昇給も今想定はしています。ただ、何年間、昇給するかというのは、これ周りの状況、市町村の状況を見ながら、国は5年程度と言っていますけれども、その辺が一つの基準になって、何年間か昇給をしていくという形になります。給料表は別途、会計年度任用職員用の給料表を定めて、その中に昇給をしていくという形になります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 全体ではよくなるのですけれども、この5年をめどにという、そこの区切りのところがやっぱり気になるところなのですよね。その辺が解消されていけばいいとは思うのですけれども、結局1年ごとに更新というか、再任用ですよね。1年ごとに再任用をして、一応5年をめどですよと。それ以上……、違うのですか。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、町長がお話ししましたのは、まず任用の形態については、毎年度、会計年度の職員ですので、4月から3月31日までの職員が会計年度任用職員という形で、その1会計年度を繰り返し、再度任用するということは、これは極端に言えば、町長がお話ししましたように60歳までいけるという意味です。

5年と町長お話ししたのは、会計年度任用職員については、人事評価をした上で、給与を毎年度昇給

させていけるという仕組みができます。それが一般的には大体今5年ぐらいから、職によって7年とか、それは市町村がどういう任用形態をとるかと、昇給形態をとるかということで定めるということになっておりますので、その昇給の部分が5年とか、7年とかということで、任用形態は毎年度繰り返していくと、最大60歳までいけるという意味です。

○議長（寺林俊幸）お諮りいたします。

本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで、時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は中橋議員の質問が終了するまで、時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

中橋議員。

○18番（中橋友子）1年1年の雇用であれば、退職金というのは1年1年になるのでしょうか。

それと、会計任用職員の規定で4月から3月ということなのでしょうけれども、これとはちょっと離れまして、いわゆる地方公務員法、地公法になるのかな。無期、要するに有期にしなければならないというような規定があるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）飯田町長。

○町長（飯田晴義）法律上、会計年度任用職員という定義がありまして、会計年度、1年度を超えない範囲内で任用する職員というふうになっていますので、そこでもうそういう人たちですよということが定義されているということあります。

○議長（寺林俊幸）企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄）退職金については、会計年度任用職員の中で、まずフルタイムの職員とパートタイムの職員と分かれるというふうに、それが大前提です。そのうち、フルタイムの職員については、退職手当が支給することができるということで、支給については、完全にその職を辞したときに初めて支給されるものであるということでございます。

○議長（寺林俊幸）中橋議員。

○18番（中橋友子）完全に辞したときということは、要するに4月1日から3月31日までで、次また希望して、更新ではなく再度また次年度の会計任用職員になるとしたら、それは継続なのですか。

○議長（寺林俊幸）企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄）今の中橋議員のお話、そのとおりなのですけれども、会計年度を超えて次の年に任用される、それは再度の任用となります。ただ退職金については、計算上はその任用されている期間で計算されていきますので、その任用されている期間が全て終了する、例えば何歳なのかは、その人の生活、ライフスタイルがあると思いますので、そういうので例えば50歳でやめるとなったら、それまでの期間を通算して退職金が50歳のときに払われると、完全にやめるときですね、仕事を。再度の任用をしなくなつたときが、退職金の計算期間、その期間が退職金の計算期間となるということです。

○議長（寺林俊幸）中橋議員。

○18番（中橋友子）分かりました。

分からぬのですけれども、条例改正で出てこられるでしょうから、あまりやると事前の審議になりますので、ぼんやりと今ご説明いただいたことを受けとめて、12月議会に臨みたいと思います。

それで、いずれにしても全体として待遇改善にご努力をいただきたいということを、この2番目、3番目、既婚率がとっても非正規で低いのだよということも踏まえていただいて、押さえていただければと思います。

それでは、4番目、5番目の質問に入ります。これも、あくまでも安定した雇用の場の確保、それ

からこの幕別町の環境も含めて、住みやすい町になることを願い、設問を当てました。

実は、ご答弁では6月に東口議員が質問された中身と変わらないご答弁でありましたので、ちょっと雇用に力点を置いたということが伝わらなかつたかなというふうに思つて、改めてお尋ねをしたいとところです。

今、固定買取制度が、送電網がいっぱいとまつたよと。したがつて、今計画がとまつてゐるということですね、18市町村、34施設で。そこで、この打開をしようということで、つくられたのが、十勝バイオガス関連事業推進協議会というふうに思うのですけれども、つくられて約1年ですが、ここでの議論の中身といいますか、打開策といつのは見えつつありますか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 推進協議会の関係ですけれども、現在は北電とFITの要請をしてゐる段階で、それとともに、地産地消型のバイオマス発電についても、調査・研究している最中で、現状としてはまだ進んでいない状況となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。ここでは、地産地消についても売電益を活用しようとしているので、なかなか困難だということあります。

この問題が起きてから、ずっと考えさせられるのですけれども、この事業は収益規制もあるということから、一日でも早く取り組むべきではないかということを、他の同僚議員も含めて、これまで何回もお尋ねしてきたところなのですけれども、こういう問題が生じて、ではどうしたらいいのかと、バイオガス事業といつのは、ここでとまつていいのかというようなことを考えたら、やはりそうではないと思うのですよね。したがつて、打開策をどう見出すかというところが、問題になってくるのだと思うのですけれども、今までどちらかといつと、自然エネルギーの事業、再生可能エネルギーの事業といつのは、収益性を目的とする面がありましたよね。でも、ここで断たれるということになつたら、どうするかというふうになるのですが、収益性だけを求めたのでは、もう事業といつのは大きく進んでいかないと思うのです。やっぱり自給率の、ブラックアウトの対応ではないのですけれども、ここの豊かな自然を生かした自給率の向上に十勝全体が進んでいく、そういう方向になつていかなければならぬのではないかというふうに思うのですよね。

そうでないと、莫大な送電線を自分のところでつくつたり、私たちは十勝圏で供給公社なんかができる、いろんな人たちが入つてやれたらいいなとか、いろんなことを思うのですけれども、お金だけ考えたら一つも進まないのですよね。そうなつてくると、入つてくるお金は少なくとも、それができたら大変な効果があるということは、これまで町長もお答えになってきました。先んじてやられた鹿追の町長さんは、この十勝の、鹿追の場合は、事業について一石五鳥のメリットがあると。一石二鳥じゃなくて、一石五鳥。まず第一は環境改善、匂いですね。二つ目は、農業生産性の向上、液肥の利用などいろいろ広げますね。三つ目は、地球温暖化防止。これはもうはつきりしています。CO₂の削減、今日の台風などを思うと、本当に大きな効果だと思います。四つ目は、循環型社会の形成、これは29年に一般質問させていただいたときに、幕別町でエネルギーに幾らお金使われているか。よそから買ってきているのですけれども、とってもアバウトな試算で、帶広の1,200億円というのを基準に考えたら、人口が6分の1だとしたら150億円というようなことで、こういったお金が流れないで循環するという経済効果があると。

そして、何よりもやはり雇用なのですよね。鹿追では原料の収集、それから運営・管理、エネルギーの管理、さらにはそこから生み出された余熱を利用した新しい産業。作物、まだまだこれから展開が多くというふうに言つていますけれども、これは水素で走る車も含めてですが、まだ未知の面もありますけれど、こういうことを考えたら、さらにこれも地元の大学教授の研究で、家畜ふん尿、牛のふん尿の処理に、ここの研究では1頭当たり年6万円かかると、100頭いたら600万円だと。こういうものも経済効果として換算できるのだということを考えれば、今、買ってもらえないという損失だ

けを考えるのではなくて、もう一步踏み越えて、こういった十勝圏全体の利益につながる事業に展開をして、そして若者にぜひ働いてもらおうというふうにならすばらしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のおっしゃるような形になれば、本当私もすばらしいと思います。同感です。

ただやはり施設を運営していく、人を雇うということには、お金がかかるわけですよ。そのために収入がないと払えないのですよね。それがFITであれば、今39円、1キロワットアワー39円に入るわけですよ。それがFITに乗らないと半分ぐらいになってしまう。これは、その仕組みというのは何だろうとなったときに、国民が負担しているのですよね、その差額。ですから、それをFITをもらわないで、39円の収入を得るために、地域住民が負担をしなければならないということになるわけです。そのことを地域住民がしっかり理解してもらえる、合意が整えば、私は可能かもしれません。

でも、それを今はバイオガスがごく少ないですね。北電を見ても、今大体560万キロワットぐらいで足りると言っていますけれども、計画入れると今1,200万とか1,300万キロワットぐらい足していったらあるのですね。まだ、事業化していない建設もしていないものも含めて。それで国全体で考えても、バイオガスでの発電というのは、ほとんど微々たるものにしかならないですから、そうなると薄まるのですね、負担が。今、国民負担が2.95円で済んでいるのですね。バイオガスだけやると、もう20円を超えるような負担になるけれども、全国で考えたら2.95円、たった2.95円の負担で済んでいるわけでありますから、そこはエネルギー全体から見て、その負担で、今、全国で収支が合っているという、そういう構図にあるわけです。それをより狭い地域でやると、20円の負担がもろにかかるてくるわけですが、そこが何とか20円負担しないで、例えば極端な話、イニシャルコストは国が全部出してくれるとか、そういうふうになってくればまた違いますし、運営費を補助してもらえば、また違うと思います。そうでない限りは難しいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） ぜひもう少し広いスパンで、今言われるのは、おっしゃられるとおりだと思います。だけど自然が破壊される、これは何百年単位の損失ではないですか。高々5年や10年先の、その買い取りのことだけを見ているのではなくて、本当に自然を守るのだというような、おなかに力を入れて、据えてこの事業に乗っていただきたい、申し上げて終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17:12 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和元年第3回幕別町議会定例会

(令和元年9月11日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣言（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

10 野原恵子 11 田口廣之 12 谷口和弥

（諸般の報告）

日程第2 一般質問（3人）

日程第3 議案第57号 幕別町森林環境譲与税基金条例
（産業建設常任委員会報告）

日程第4 議案第58号 幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第59号 幕別町新規就農者の育成に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第60号 幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第61号 幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第62号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第63号 幕別町消防団条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第64号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第65号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第66号 令和元年度幕別町一般会計補正予算（第6号）

日程第13 議案第67号 令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第68号 令和元年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第69号 令和元年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第70号 令和元年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第73号 工事請負変更契約の締結について

（春日東団地公営住宅3号棟建設工事（建築主体））

日程第18 議案第74号 工事請負変更契約の締結について

（春日東団地公営住宅4号棟建設工事（建築主体））

日程第19 議案第75号 工事請負変更契約の締結について

（農業者トレーニングセンター改修工事（建築主体））

日程第20 議案第76号 工事請負変更契約の締結について

（アルコ236配管改修工事）

会議録

令和元年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年9月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘	2 小田新紀	3 内山美穂子	4 藤谷謹至	5 小島智恵
6 若山和幸	7 岡本眞利子	8 荒貴賀	9 酒井はやみ	10 野原恵子
11 田口廣之	12 谷口和弥	13 芳滝仁	14 千葉幹雄	15 小川純文
17 東口隆弘				

- 6 欠席議員

16 藤原孟

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町長 飯田晴義	副町長 伊藤博明
教育長 菅野勇次	代表監査委員 八重柏新治
企画総務部長 山岸伸雄	住民福祉部長 合田利信
経済部長 岡田直之	建設部長 笹原敏文
会計管理者 萬谷司	忠類総合支所長 川瀬吉治
札内支所長 原田雅則	教育部長 山端広和
政策推進課長 谷口英将	総務課長 新居友敬
地域振興課長 亀田貴仁	糠内出張所長 天羽徹
住民生活課長 佐藤勝博	防災環境課長 寺田治
防災環境課参事(消防担当) 佐藤繁	福祉課長 横木良美
こども課長 西田建司	保健課長 白坂博司
農林課長 香田裕一	農林課参事 松井公博
農業振興担当参事 渡部賢一	商工観光課長 西嶋慎
土木課長 小野晴正	都市計画課長 吉本哲哉
都市計画課参事 河村伸二	水道課長 山本充
保健福祉課長 林隆則	経済建設課長 高橋宏邦
学校教育課長 宮田哲	

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 半田健 係長 遠藤寛士

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

10 野原恵子 11 田口廣之 12 谷口和弥

議事の経過

(令和元年9月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番野原議員、11番田口議員、12番谷口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

9月4日、産業建設常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定に基づき、審査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

次に、事務局から諸般の報告をいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 16番藤原議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、石川康弘議員の発言を許します。

石川康弘議員。

○1番（石川康弘） 通告に従いまして、質問いたしたいと思います。

一つ目、障がい者への差別解消について。

障がい者への差別禁止や配慮を義務付けた障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されました。この法律は、国の行政機関や自治体、民間事業者に対して障がいを理由とした不当な差別を禁止するものであり、障がい者であることを理由に商品やサービスの提供を拒否したり制限するなど、障がい者の権利を侵害してはならないことを法的に義務付けております。

また、社会的障壁の除去として、行政機関や民間事業者に対し、車椅子用のスロープの設置、筆談や読み上げ、手話や点字による表示などの合理的配慮を求めております。この合理的な配慮の提供は、自治体には義務付けられ、民間の事業者には努力義務となっております。同法の施行により、障がい者の環境が大きく変わることが期待されております。

そこで、本町では、差別的取り扱いの禁止並びに合理的配慮の提供について現在どのように取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

①現在の取組状況は。

②差別解消を図るための啓発活動を積極的に取り組む考えは。

二つ目の質問でございますが、学校における精神障がいに対する啓発教育を。

生涯を通じて5人に1人が精神疾患と診断されるという現代。第6期幕別町総合計画の中の「障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現」の中でも、「本町の障害者手帳保持者数は年々増加し、特に内部障がい、精神障がい、高次脳機能障がい、発達障がいなどの外見からは分かりにくい障がいのある人が増えています。」と書かれています。

ほとんどの家族が精神疾患に関する知識に乏しく、情報から孤立している実態があります。教育は最大の予防と偏見・差別の解消の手段であると考えます。「心の病気のことを誰もが知っているようにする」「心の病気は予防が大切であることを教える」「心の病気に早く気づき、もし心の病気になってしまったらどうしたらいい、心の病気の人にどう接したらいい」について備える教育が重要だと思います。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

①学校での啓発教育の現状は。

②教職員及び保護者親に対する研修は。

③学校における精神障がい啓発教育に取り組む考えは。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 石川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からご質問の1点目につきまして、答弁させていただきます。

はじめに、「障がい者への差別解消について」であります。

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としております。

また、地方公共団体に対しては「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の不提供の禁止」などを義務付けており、本町では、平成30年3月に策定した「第5期幕別町障がい福祉計画」に基づき、障がいに対する差別解消の推進に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「現在の取組状況は」についてであります。

差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供に係る取組については、平成28年4月に「障がいのある方への職員対応マニュアル」を策定するとともに、同年11月には「障害者差別解消法に係る接遇研修」を実施するなど、障害者差別解消法の趣旨と基本的な考え方や障がい種別の特性に対する理解を深め、全職員が来庁時の対応や各種手続時において適切な配慮が行えるよう努めているほか、合理的配慮に対する環境の整備として、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発に努めているところであります。

ご質問の2点目、「差別解消を図るための啓発活動を積極的に取り組む考えは」についてであります。

本町では、平成28年3月号の町広報紙において、障害者差別解消法の目的、差別の事例や合理的配慮の不提供の事例などの周知を図るとともに、毎年12月号の町広報紙では「障害者週間」に合わせて、障がいの違いによるサポート方法やヘルプマーク及びヘルプカードの紹介など、障がいに関する特集記事を掲載し、障がいへの理解を深め、差別解消に向けた啓発に取り組んでおります。

また、障がい者の就労の場として、平成28年5月には役場庁舎内に「びよすく」が、29年4月には札内コミュニティプラザ内に「カフェノンノ」が営業を開始しておりますが、多くの町民の方の利

用を通して、障がいに対する理解を深めていただく大切な場となっております。

さらに、現在、ヘルプマークの理解と普及啓発を図るため、多くの方が日常的に利用する町内のスーパー、コンビニ、飲食店や金融機関、医療機関などを個別に訪問し、ポスター掲示を依頼しているほか、本年12月には「障害者週間」に合わせて、事業所向けの差別解消のパンフレットを作成・配布する予定であり、今後においても、さまざまな機会を捉えて普及啓発を図り、障がいがある人もない人も、ともに住みやすい社会の実現に向けて努力してまいります。

以上で、石川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 石川議員のご質問にお答えいたします。

「学校における精神障がいに対する啓発教育を」についてあります。

精神疾患は、高血圧や糖尿病を代表とする生活習慣病など他の病気と同じように、誰もがかかり得る病気であるため、誰もが自分自身の問題として捉えるとともに、精神疾患について正しい理解が必要です。

また、精神障がい者は、精神疾患の症状等のために他の人と「違う」というイメージを持たれることがあります、「違う」ことはその人の特徴であるという認識に立ち、精神障がい者も権利と責任を持つ住民の一人として尊重され、誰もが社会の一員としてともに暮らせる社会の実現を目指していくことが重要であると認識いたしております。

ご質問の1点目、「学校での啓発教育の現状は」と3点目の「学校における精神障がい啓発教育に取り組む考えは」につきましては、関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

学校における啓発教育といたしましては、精神障がいのみを扱ったものではありませんが、年間の指導計画の中で人権教育や保健安全教育を掲げており、授業の中でも学ぶ機会を取り入れております。

具体的に申し上げますと、例えば、小学5年生の保健の授業では、心はどのように発達するのかといったことや、不安や悩みを抱えたときは、どのように対処すればよいかを学習したり、道徳の授業では、自分や他人の生命は、かけがえのない生命であるということを学習しております。

また、中学1年生の保健体育の授業では、心と大脳の関係、知的機能などの理解を深める中で、自分の心はどのように発達してきたか振り返る学習をしたり、心と体の関わりや身近な事例を通して、欲求不満やストレスへの対処方法を学習しているほか、道徳の授業では、生命の尊さや、人間として生きることのすばらしさを考える教育を行っているところであります。

学校におきましては、精神障がいのみならず、あらゆる障がいに対して、一人ひとりの個性として尊重する教育を行っているものであり、また、特別支援学級と普通学級間における、ともに活動する交流や共同学習は、児童生徒が触れ合うことにより、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有しているものと考えております。

児童生徒が学習する内容については、各学校において学習指導要領に基づき教育課程を編成しているところであり、日常的な授業の中で広く障がい者教育を取り入れていることから、今後におきましても、授業、学級活動、学校行事等を通じて、あらゆる障がいの理解促進に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「教職員及び保護者親に対する研修は」についてあります。

個々を尊重し、個に応じた教育という観点から、教職員の研修は重要であると考えており、道立特別支援教育センターや道立教育研究所、十勝教育研究所などさまざまな機関が主催する、「発達障がい専門性向上研修」や「自立活動研修」などについて、機会あるごとに教職員に対し周知いたしております。

さらには、教育委員会主催として、毎年、町の特別支援教育支援員や教員を対象に、特別支援教育支援員研修を実施しており、本年度は、北海道のスクールカウンセラーと町発達支援センター職員による講演会やグループ協議を行うなど、資質向上に努めているところであります。

次に、保護者親に対しての研修につきましては、学校主体での研修会は実施しておりませんが、発

達支援センターでは、発達障がいをテーマにした講演会を、また、幕別町自立支援協議会では、昨年度、精神障がいに関する講演会を開催しているところであります、町部局から広報紙やホームページを通じて、広く町民に参加を呼びかけていることから、こうした機会を活用していただく中で障がいに対する正しい知識と理解を深めていただきたいと考えております。

以上で、石川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、障がい者への差別解消についてでございますが、現在の取組状況ということで説明をいただきました。私の意図する返答とちょっとずれがあったので残念に思いますが、差別というのはいろいろなところで実際にあるわけです。

特に、精神障がい者について特化して申し上げますと、町内にたくさん作業所、事業所がございますが、その中で身体や知的、また、精神の方々が集うところがございますが、その中で申し上げたいと思うのですが、私は以前にある作業所を訪問して、いろいろとリサーチをしたわけですけれども、その中で申し上げられたのは、やはり精神の方々と知的の方々、ほかの障がいのある方と一緒に作業をすることは非常に難しいということで、特に精神障がい者の方々は非常に不安定なので、どうしても状態が安定をしないので、一緒に作業等を行うことは非常に難しい。それで、その作業所では、製品をつくるところ、それから、農業ですね、若干の土地をお借りして、そこで作業する、そこに精神障がい者の方々で作業をしてもらう。どうしてかというと、精神の障がいを持っている方々は、人前の接客等について、また、何か製品をつくる、共同でつくる作業については、非常になかなか難しいと。そういう面から、どうしても農業のほうに行かざるを得ない、それが一番彼らにとってはいいという話を伺いました。

最近、農福連携ということも呼ばれておりますけれども、十勝にあっては大規模農業が多くて、なかなか農福連携というのは難しいというふうに言う人もいますし、危険も伴いますから非常に難しい点も多々あろうかと思います。しかし、小規模で行うところもあるので、そういうところと連携をして、なかなかそういう事業所、作業所に行けない精神障がい者の方々に、町で農業の方々と連携をしながら、そういう作業所ができたらいいのかなというふうに考えますが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるとおり、障がいを持っている方はいろんな個性がありまして、向き不向きもありますので、いろんな作業所というか、作業を体験させてあげることは非常に大切なことであろうと。その一つに私は農業というものもあるというふうに思います。

ただ、これを町がやるということにはなりませんので、やはり事業所と調整、あるいは農業者との調整は町がある程度受け持つとして、そういうものができることは、私は非常にありがたいことであるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） それでは、次の質間に参りたいと思いますが、現在の取組の状況はというところでございますが、これについて、もっと深く掘り下げて考えていただきたいと思うのですけれども。

障がい者差別解消支援地域協議会というものの設置というものがうたわれておりますが、これについて幕別町はどのような形で行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 幕別町におきましては、幕別町自立支援協議会というものがあります、その委員さん方が全体会という会議を持っておりまして、そちらの会議が、今言われました差別解消の地域支援協議会を兼ねるという形で開催するということで設けております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） そこの構成メンバーについて、お伺いしたいと思います。

- 議長（寺林俊幸） 福祉課長。
- 福祉課長（樋木良美） 構成メンバーにつきましては、相談支援事業所の相談員さん、障がい福祉サービス事業者、保健医療関係者、教育関係者、雇用関係者、学識経験者と、あと障がい者またはその家族の方々が委員になっていただいております。
- 議長（寺林俊幸） 石川議員。
- 1番（石川康弘） このメンバーを、これは任意で募っているのでしょうか、それとも町のほうから出席を求めてこの会議をしているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。
- 議長（寺林俊幸） 福祉課長。
- 福祉課長（樋木良美） こちらの委員さんを招集する会議は、町が幕別町自立支援協議会全体会の会議を開きますよということでご案内させていただいて、出席をいただいている会議になります。
- 議長（寺林俊幸） 石川議員。
- 1番（石川康弘） 出席率はどのぐらいになりますか。
- 議長（寺林俊幸） 福祉課長。
- 福祉課長（樋木良美） 委員の数が14人で、今年度開催のときは3名の方が欠席されたので、14分の3人の方が欠席されました。
- 議長（寺林俊幸） 石川議員。
- 1番（石川康弘） 帯広市でもこういった会議を年に2回ぐらいやっているようでございますが、その中には、町では多分参加を求めていないのかもしれません、先ほどの差別解消の中で、事業所にに対することも書かれておりました。
- そういう意味から、幕別町の商工会の出席は、たしかなかつたというふうに記憶しておりますけれども、そのほかに、難病の方に対してのことも必要かと思うのですけれども、難病の人たちの出席は考えいらっしゃらないでしょうか。そのほか、それに関わる、例えば消防署であるとか、警察関係であるとか、そこまでは求めてはいないのでしょうか。
- 私は、もっと広範囲に出席をしていただいて、それに関してどういう差別が事例としてあったのか、そういうアンケート等も多分なさっていると思いますが、それについてもお伺いしたいと思います。
- 議長（寺林俊幸） 福祉課長。
- 福祉課長（樋木良美） その協議会のメンバーですが、今、議員がおっしゃられた商工会関係なのですけれども、雇用関係者ということで、商工会の事務局長にも入っていただいております。
- あと、難病関係の方ということだったのですけれども、難病関係の方はちょっと入っていただけていないのですけれども、いろんな障がいの代表者ということで、障がいのある方または保護者、親の方の参加をいただいているような形になっております。
- 差別に関する事例なのですけれども、障がい福祉係が、といった障がい、差別に関する相談の窓口になっているのですけれども、この法施行後、といった相談というのがないのですので、そういう事例は協議というか、共有はしておりません。
- （「消防、警察も入っているのか」の声あり）
- 福祉課長（樋木良美） 消防、警察に関しましては、この委員の中には入っていないところあります。
- 議長（寺林俊幸） 石川議員。
- 1番（石川康弘） この件については、もう少し前向きに行っていく必要があると私は感じております。いろんな方法で町も啓発をしていると思いますけれども、私は、帯広市で行っているような、アンケートに基づくいろんな事例集をつくって、それらを会議に集うメンバー、もしくは、もしできれば、それらについてホームページなどで開示できればいいのかなというふうに思いますが、会議のメンバーの人たちがその問題について協議をすると、そして、それについて各事業所でも対策を講じていったり、どういう問題が起きているのか、それらについてたびたび会議を持って話し合う必要があるのかなというふうに思っております。これは1回2回ではなく、毎年続けていく必要が私はあると

思いますが、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今、石川議員から帯広市の例をお聞きいたしました。

町の規模によっても、さまざま考え方方が違うと思います。決してそれは、違いがあつて、特色があつてしかるべきところもあります。今お聞きしたような内容は、ぜひ参考として研究するべきところもあります。当然、私どもと同等の人口のところではどういった取組がされているのかと、こういったことも参考にしながら、我が町にとってよりよい方策については研究してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ぜひそれらについて前向きに考えていただきたいというふうに思っております。

いろんな啓発があるでしょうけれども、一番は、やはり先ほど申し上げましたように、ここに集うメンバーの人たちが同じ問題を共有しながら、よりよいまちづくりをともにつくっていくということが大切なというふうに思います。そのことによって、私は、いずれは、この件をいいますと町の職員の負担が増えるように感じますけれども、長い目で見るとそれはそうではなくて、もっと職員の仕事が楽になるというか、軽減されるという内閣府の考えも示しております。そういう意味から、ぜひ積極的に取り組んでやっていただきたいというふうに思っております。

この障がい者の差別については、非常にデリケートな部分もありまして、非常に難しい問題でありますけれども、特に精神障がい者については考えていかなければいけないというふうに感じています。

最近、近いことでは、ことしの6月ですか、大阪の交番で警察官の方が襲撃されて拳銃を奪われるという事件がありました。その中で、報道関係で、容疑者の所持品に精神保健福祉手帳2級や、精神科への診察券を持っているような報道がありました。それによって、障がいを受けている方が非常に不安を感じているわけでございます。

あるNPO法人の方がネット上で出しておりましたけれども、そこについてちょっと読んでみたいと思うのですが、「これから、また私たちが地域で生きづらくなったらどうしよう。今、外に出たら、何か言われるのかもしれない。精神科の病院やクリニックに行かなければならないけど、交通機関で何か言われたり、ジッと見られたりしないだろうか。仕事に行くのに、何か言われたりしないだろうか。などと、そんなことをつい考えてしまう程に私たちは、世の中が怖いと思ってしまいます。ほかの当事者、その家族の皆さんも、同じように辛い思いをなさっているのではないでしょうか。私たち精神障がいをもつものは、いっどんに大量の否定的な情報を浴びると、それに影響をうけ、強いストレスを感じ、こころが傷つきます。傷つくことに、慣れるとか、影響を受けないようにするということはとても難しく、「ぞっ」として頭の回転が固まってしまうほどです。そして、そのあとの行動や日々の生活に影響が出てしまいます。家から出づらくなったりしている人も多いのではないでしょうか。施設などに通うのもためらったりしている人もいるのではないかでしょうか。精神障がいをオーパンにして働いている人たちも、職場では周囲の人に理解があったとしても、辛い、傷ついた、自分は大丈夫だろうか、と感じている人もいると思います。また職場によっては、上司だけが障がいのことを知っていて、周りの人は知らないこともあります、その中で今回の事件のあと、肩身の狭い思いをしているのではないかと心配しています。私たちは、「ぞっ」として、驚き、そして戸惑って頭の回転が止まってしまっているのかもしれません。周りの人はそれほど私やあなたに注目しているわけではないかもしれません。私たちは、こういう時こそ、「しなやか」に考えることが必要なではないでしょうか。頭の中身をかき出したりして、いっどん否定的な考えを脳から外に出て、自分に関係ないこと、自分に関係するかもしれないことを、整理整頓をして、戻すことをすることで、すこし楽になることもあるかもしれません。私たちはストレスで、傷ついてもそこから回復することがあるということを体験から、知っています。それには時間がかかることがあることも知っています。色々な立場の人が世の中にはいるのはわかっています。でも、今辛い思いをしている私たちの思いは知ってほしいと考えています」というふうに書かれておりました。

これを読んだときに、本当に差別の溝はなかなか埋まらない現状もあります。それは双方に言えることかもしれませんけれども、ぜひ町として、このことに関しては、町もこういう目に見えない疾患がどんどん増えているということを認識しているわけでございます。そういう意味からも、積極的にこのことに対して取り組んでいっていただきたいというふうに思っておりますが、それについて、町長のお考えは何かござりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 精神障がい者は、なかなか、今おっしゃられたように、健常者から見ると、分からぬ、いろんな悩みというか、特性であったり、自分の中で思い悩んでいることというの非常に多いことは、大概の方は分かっているのでしょうかけれども、ところが、それが分からぬ一部の心ない人がいたりして、傷ついたりしてしまうという現状もあるかというふうに思います。そういう意味で、町としては、やはり一番は、いろんな障がい者がありますけれども、それぞれの特性というものをしっかりと理解してあげること、そして、それに応じた対応を町民一人ひとりがすること、そのことを啓発することが一番大事だらうというふうに思っております。

ですから、先ほどの組織のメンバーもそうありますけれども、そういうところを介しての理解を広めることももちろんありますし、事業所に対して説明をして理解を求める事、さらには、いろんなイベントの中で理解を深めること、あるいは障がい者との交流をそこでしていくこと、そんなことを通じて、しっかりと町民一人ひとりが障がいというものを理解し、心ある対応ができるような、そういうふうな方向で、さまざまな事業であったり、啓発活動に取り組んでいかなければならぬなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） もう一つお伺いしたいのですけれども、非常に障がい者にとっては居場所ですね、特に精神障がい者の方はなかなか安定しないので、それと非常に幅が広いのですね。軽い症状の方と、それから重い方と、いろんな方がいらっしゃいます。その中で一番彼らが感じているのは、居場所がないと。多分、居場所があつて、そこで同じ障がいを抱えている人たち、また、それに関わる人たちとの会話によって、コミュニケーションによって、回復していくことにつながっていくこともありますかと思うのですが、こういった場所については、非常に難しいのだと思うのですね。特にNPOなんかは人数で換算されるでしょから、なかなか安定しないと、今日何人来るかも分からない状態で経営していくというのは、非常に難しいこともある。しかし、温かい共生のまちづくりという点からいうと、そういうところもやはり町は手当ををしていかないといけないのかなというふうに感じておりますが、それについてはいかがでしょか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、おっしゃることは分かるのですが、それを町が直営でやっていくというのはなかなか難しいのだろうなというふうに思います。

私の知り合いも釧路のNPO法人に勤めておりまして、いわゆる精神保健福祉士の資格を持って、患った方がスムーズに社会復帰できるような相談だったり、支援をしている、そういうところに勤めているわけなのありますけれども、やはり、ある程度の患者といいますか、悩んでいる方が多くないと、事業所としてもやっていけないということもありましょうから、それを、ましてや町がやるというのもまず無理なので、私は広域での取組、十勝なら十勝での取組ということが必要なのかなというふうに思っております。これは、帯広にどれだけ事業所があるか分かりませんけれども、もしないとするならば、広域的な行政の中で、そういった必要性を論じていくことが必要であろうなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） 今の町長の発言、非常に評価したいと思います。これは確かにお金のかかる事ですから、町単独では非常に難しいこともあろうかと思います。ぜひ、十勝管内のそれぞれの町村会と申しますか、その中で、このことについて議論して、十勝の中に今いらっしゃる方々のために対応

できる、そういう場所を検討していただければいいかなと思いますが、ぜひ幕別町が先頭になって、これについて話し合っていただきたいというふうに期待しておりますので。

それでは、次に参りたいと思いますけれども、「学校における精神障がい者に対する啓発教育を」ということで、教育長からご答弁をいただきました。大変私は評価をしたいと思います。幕別町も、それについて、障がい者福祉計画の中で幼児教育から全てにおいて精神障がい者に対する啓発教育を行っていくということが文言として書かれていましたので、大変評価をしたいと思っております。

これについて再質問、私はそんなにないのですけれども、一つ懸念していることは、教育の中で、一歩間違うと、それに対する不安だとか、偏見だとか、差別が起こってしまう可能性も背中合わせかなというふうに感じております。その辺についての注意といいますか、注意喚起をしながらしていると思いますけれども、それについての不安はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、学校におきましては、個々の人格を尊重する教育を全体の教育の中で実施をしておりまして、そういったことで、学習指導要領に基づく教育課程を編成いたしまして、各学校の先生方もそういったことに配慮しながら教育を進めているというふうに考えておりますので、そういう点では心配はないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） 今のご答弁について評価をしたいと思いますし、ご期待をしたいというふうに思っております。

もう一つ、非常に不安な材料として、保護者に対する研修というのはなかなか確かに難しい面はあるかと思いますけれども、先ほどの差別解消についても絡んでくることかと思いますけれども、この差別解消についても、これは行政と事業者、一般の個人については当てはまってはいないというふうに認識をしておりますけれども、その中でも、これ、親が抜けていると、なかなか教師や関係者、また、子供たちだけでは、例えば何かそういう問題が発症したときに、親が路頭に迷うというか、どう対処したらいいか分からぬ状態であっては困ると思うんですね。これは教育委員会か町か分かりませんけれども、これに対しては周知をしていく必要が僕はあると思うんですね。肉体もそうですけれども、最近、予防医学というふうに言われる言葉が随分出ておりますけれども、この精神障がいに関しても、私は、非常に予防が大事だと思うんですね。それには、家庭環境であるとか保護者の知識、そういうものがなければ、これは片手落ちになってしまふと思うんですね。ぜひ、この問題について、どちらでもいいのですけれども、取り組んでいく、前向きに考えていく必要があると思うのですけれども、それについてのご返答をいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校主体で、保護者、親に対する精神障がいに関する周知といいましょうか、そういったものはなかなか難しいかなというようなことはちょっと感じておりますし、もし保護者ですとかということになれば、PTA という組織がございますので、そういった組織に、年に1回、町のPTA 連合会の主催で研修会的な、講演会的なこともやってございますので、そういった中で精神障がいに関するものをテーマに講演会ができるのかということで働きかけることは可能かなとは思いますので、ちょっとお話をしてみたいなというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） よく理解できます。教育委員会ではなかなか、非常に難しいことでもあるものですから、それはよく理解することができるんですね。でも、これから親になる方、また、そうでない方も、地域で支えていくという意味では、全ての人たちがこれについてよく理解をしていないと、先ほどの差別解消にはなかなか難しいこともあります。この辺について、町の、教育委員会ではなくて、どこかの課で、その辺のことについて積極的に取り組むお考えはないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは、私は先ほどそういう答弁をしたというつもりでありますて、そう受け取っていただいていないのかなというふうに思います。

何より大切なのは、いろんな障がいがありますので、それをしっかりと町民一人ひとりが理解して、そして接していくことが大切であろう、そのための啓発活動をしっかりとやっていきたい。それは、事業所であったり、イベントであったり、あるいは障がい者との触れ合い、交流の場を持つ中でそういうことができればと、そのことについては今後取り組まなければならないなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　石川議員。

○1番（石川康弘）　よく理解しました。私の思い違いもあったかもしれませんけれども、いろんな方法がまだ考えられると思うのですね。ぜひいろんな課で、その辺について積極的に、ただ、広報に載せるとか、いろんな媒体を通して周知するのも一つの手でしょうけれども、その方法というのは、なかなか結果として効果が私はちょっと薄いのだと思うのですね。もっと積極的に、やはりアウトリーチといいますか、積極的に出向いていくという、そういう作業が必要になってくるのだろうと思うのですね。それは町だけでは非常に難しいことでしょうし、町と、またいろんな関係機関、団体と一緒にあって、それらについて取り組んでいっていただければなというふうに考えております。ぜひ町として、町だけではなくて、本当に協働のまちづくりという観点からいえば、民間も一緒になって取り組んでいけるような政策に積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

これらについてご期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、石川康弘議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：50 休憩

11：00 再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

「暑い夏」から町民の健康を守る施策の実行を。

令和元年の夏は全国的に暑かったとの報道がされていますが、十勝地方にとっても例年にはない暑さとなりました。

気象庁・帯広測候所の気象データによると、平成30年には気温35度以上となる猛暑日は1日もありませんでした。ことしは5月の26日・27日、8月の1日・2日の合計4日間で記録されました。

5月の記録は北海道として初めて5月に猛暑日を観測するだけでなく、最高気温38.8度と、これまでの十勝地方の1年を通じて最高気温となりました。それまでの37.8度を更新するものとなりました。

また、8月の記録は7月27日から8月7日まで連続12日間、最高気温25度以上となる夏日と呼ばれる日が続く中でのものでした（30度以上の真夏日8日含んでの上であります）。この間には熱帯夜と言われる1日の最低気温25度にあと0.1度まで迫る暑い夜もあったことも報告されているところです。

こういう記録的な暑さによって、熱中症をはじめさまざまな面で町民の健康維持に配慮していくことが求められます。

総務省消防庁の「熱中症情報」の「熱中症による救急搬送人員合計搬送人員 前年との比較（4月29日から8月25日）」では、北海道内では、ことし1,449人が熱中症で救急搬送されており、前年より約1割増加していることが分かります。

「救急搬送者の年齢別人数」では、高齢者が56.0%・成人が33.1%で、合計すると89.1%になり、

「発生場所別人数」は住居が 46.7%であることが分かります。

北海道のこういう実態を踏まえた上で、幕別町の熱中症の状況や予防策について、以下のとおり伺います。

- (1) 幕別町における熱中症の発症状況は。
- (2) 幕別町の高齢者等に対する熱中症対策は。
- (3) 公共施設のエアコン・扇風機の設置状況は。
- (4) 「幕別町公営住宅模様替え・増築承認申請書」が住民からエアコン設置目的で提出された場合の対応は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「「暑い夏」から町民の健康を守る施策の実行を」についてであります。

近年、地球温暖化を反映した気温の上昇傾向が続いており、平成 30 年の記録になりますけれども、7 月の東日本における月平均気温は平年差プラス 2.8 度となり、7 月としては昭和 21 年の統計開始以来 1 位の高温となったほか、猛暑日や真夏日となる地点も多くなっており、観測史上、最も高い気温を観測した地点も全国で 130 地点に上っております。

また、厚生労働省の人口動態統計によりますと、5 歳階級の年齢別に見た熱中症による全国の死亡件数の平成 7 年から 29 年までの年次推移では、22 年以降 8 年連続で 65 歳以上の高齢者の死亡件数の割合が全体の 8 割前後を占めており、直近 3 年間の 65 歳以上の高齢者の状況では、29 年が 496 人、78.1%、28 年が 492 人、79.2%、27 年が 781 人、80.7%となっております。

ご質問の 1 点目、「幕別町における熱中症の発症状況は」についてであります。

熱中症については、医師による問診と診察で診断されますことから、町として発生状況を把握することはできませんが、町内における熱中症及びその疑いにより救急搬送された人数について、とかち広域消防局にお聞きしたところ、本年 8 月末現在では 16 人、平成 30 年が 14 人、29 年が 9 人となっています。

ご質問の 2 点目、「幕別町の高齢者等に対する熱中症対策は」についてであります。

熱中症は、体温調整機能が弱い子供や調整機能が低下している高齢者において発症する場合が多い傾向にあり、特に高齢者の場合は、暑さを感じにくくなり、また、水分を蓄える筋肉量の減少や、喉の渴きを感じにくいなど水分摂取量が減少することにより、脱水症状を起こしやすく、熱中症になるケースが高くなります。

町では、介護予防支援事業所として町が直接関わる要支援認定者や要介護認定に係る訪問調査の対象者のうち、特に高齢者世帯や独居高齢者等と接した際には、小まめな水分補給やエアコン、扇風機等の使用による室温管理などの熱中症の予防に関する注意喚起を行っているほか、出前講座やホームページを通じて、広く啓発を行っているところであります。

ご質問の 3 点目、「公共施設のエアコン・扇風機の設置状況は」についてであります。

住民が利用する施設において、エアコンが設置されている主な施設で施設全体を冷房できる施設は、役場庁舎や札内コミュニティプラザ、図書館の札内、忠類分館の 4 施設で、保健福祉センターや忠類ふれあいセンター福寿、農業担い手支援センター、忠類コミセン、百年記念ホール、幼稚園、常設・へき地保育所、小中学校など 27 施設におきましては、施設の一部である電算室や保育室、パソコン教室等に設置しております。

また、扇風機につきましては、町民会館やコミセン、各小中学校、学童保育所など 40 施設に設置しておりますが、近隣センターにつきましては、町で扇風機は設置しておらず、各近隣センター運営委員会で設置しているものであり、設置施設数に含めておりません。

ご質問の 4 点目、「「幕別町公営住宅模様替え・増築承認申請書」が住民からエアコン設置目的で提出された場合の対応は」についてであります。

通常、住宅にエアコンを設置する場合には室内機と室外機を配管でつなぐ必要があるため、外壁に配管を通すための穴が必要となりますが、現状の公営住宅においてはこの配管用の穴が設けられていないため、既存の換気用等の穴を利用するか、新たに穴を設ける必要があります。

また、新たに穴を設ける場合については、住宅によって構造が違うことから、あらかじめ職員が現地において具体的な場所を確認し、構造上支障とならない場所なのかの確認を行った後、「幕別町公営住宅模様替え・増築承認申請書」に工事内容を記載の上、申請していただき、町が原状回復を条件として承認した後、自己負担により、エアコンの設置工事を行っていただいております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

初回質問で述べさせていただいたとおり、ことしの夏については特別に暑い夏がありました。

「暑い夏」というふうに表題にしましたけれども、夏は暑いのが当たり前で、暑くなければ夏ではなくて、そういうものがちゃんと来なければ、商業活動、経済活動やさまざまな行事、家庭内のコミュニケーションなどについても影響を与える。だから、暑い夏が特別どうのということで今回の質問をしたわけではなくて、特別に暑い夏、いろいろな注意喚起されていることを実施したとしても、それでも体調管理がうまくできず、熱中症と言われる病気が発症してしまうような、そんな可能性が高いこの夏ということでの設問だということでご理解をいただきたいなというふうに思うところあります。

9月になっても暑い日が続いている、きょうは大分涼しくなりましたけれども、おとといにおいては、糠内測候所で最高気温33.3度、9月としては観測史上最も暑い日となりました。帶広測候所においても33.1度と、9月の中では史上2番目の暑さ、本当に異常気象と言われるような、そんな暑さが続いていると思います。そして、この夏がことしだけで、もう来年は違うのだということは全然分からなくて、傾向で言うと、来年もことしのような暑さが続くのではないか、そんなような心配をする方のほうが多いのではないかというふうに思っているところであります。

熱中症という病気の性格が、生活習慣病のようにずっと積み重なる中で体調が悪くなっていくとかというものではなくて、数時間あるいは一晩、1日、日中、それだけの短時間の中で、こういう、場合によっては生き死にに関わる、そういう病気になるものだから、さまざまな官庁との連携は必要ではありますけれども、町としての役割も大きいものと、そういう思いの中で質問させていただいているところであります。ことしは、熱中症の重症化ということの中では、音更と芽室で8月の猛暑の中で死者が出ている、昨年はなかったことではありますけれども、そんな夏がありました。

それで、1番目の質問であります（1）幕別町における熱中症の発症状況について、ご答弁をいただきました。一昨年が9件で、昨年14件で、ことしは16件。伝染病や感染症とかというような、法的に報告義務があるような病気ではありませんから、この答弁の内容が救急搬送されて熱中症と疑われる数ということは、これは仕方ないのかな、これ以上のものというのはなかなか出てこないのかなというふうに思いますので、この点は理解させていただきたいというふうに思います。

それで、この3年間で言うと、ことしが一番多くて、だんだん増えてきているわけでありますけれども、町としては、搬送された人の重症度ですか、それから、発生場所の状況などということについては、把握のほうはされているのかどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今回、このご質問をいただきまして、とかち広域消防局のほうには、詳細についてといいますか、搬送件数、発生場所、また、搬送された方の症状ということをお聞きしているところでございます。それをお答えいたしますか。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） とかち広域消防のことですから、それは町とまた別な組織のことですから、今、数字をお聞きするかどうかということについては、ちょっと私もためらっていたところがありました。

実は、私自身も、この初回質問にあるように、救急搬送の数など消防庁のデータなどを調べていく中では、とかち広域消防にもデータをいただいていたところであります。私のほうから、ちょっと数字を紹介させていただきたい。

昨年については、消防署員が病院に搬送する中で判断したと、お医者さんの判断ではなくて、搬送する中で判断したということでは、重症が幕別町 14 件のうち 2 件、中等症が 5 件、軽症が 7 件、そして、発生場所が住居というのが 14 件中 2 件でありました。

ことしは、16 件中、重症が 2 、中等症が 4 、軽症が 10 、発生場所が住居については 7 ありました。重症度については、昨年と大きな傾向の変化はないのかなと思いましたけれども、住居が 2 から 7 ですから、自宅にいて熱中症になるというケースが 3.5 倍ことしは多かったということになるわけです。

この傾向は十勝全体も一緒で、去年は 110 件中 39 件が住宅の中での熱中症でしたけれども、ことしは 157 件中 79 件になって、件数的には十勝全体でも住居での発生というのが 2 倍になっている、こういう傾向があつて、こういう夏がまた来年以降も続くようなことになるということを想定すれば、自宅での過ごし方ということが、とても注意喚起のあり方としては研究が必要なのではないかなということを指摘させていただきたいというふうに思います。

二つ目の設問に関わってきますけれども、厚生労働省の事務連絡文書が 5 月 21 日付で、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について」ということで出されています。この中で、「厚生労働省は、熱中症予防の普及啓発と注意喚起に関する事務連絡を都道府県などに送付した」と。「同省作成のリーフレットを活用し、小まめな水分・塩分の補給、扇風機・エアコンの活用、日傘や帽子の着用などの予防の周知徹底を要請。管内の市町村や医療機関、介護サービス事業者、保健所などで行う健診など、あらゆる機会を利用して、地域住民に広く呼びかけるよう求めた」と。ことしの 5 月の段階でこういう文書が出て、そして、その後、全国の自治体から報告のあった、熱中症対策で取り組んでいることの資料がつくられているところであります。

この項目に沿って、幕別町の熱中症の取組について、少し確認をさせていただきたいなというふうに思います。

先ほど申し上げました熱中症対策の事例、全国 1,800 近い自治体がある中で、415 の自治体が回答があったと。北海道は 11 自治体がそれぞれの取組を回答しているのだけれども、幕別町については回答がなかったようあります。いろいろと訪問活動やホームページや、それからもう一つありました、出前講座ですね、取り組んでいるのだけれども、私は出す中身があったのだと思うのだけれども、まず、ここで報告しなかった、その理由について、これだけのことをいろいろやっている中で、報告しなかった理由について何かあるのか、出さなかつたことについての理由を確認させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） その事例というか、そういうものを各町村に求めていたということで、私のほうで今ちょっと把握をしていないのですけれども、具体的に行っているということで、自宅訪問ですとか、ホームページですとか、あと出前講座の喚起ということなのですけれども、この辺につきましては、どの町村も主だってやっていることではないのかなというふうには考えておりますので、特段、際立ったものということではないという意味で、特に町から幕別町として報告するという形をとらなかつたのかなというふうには想定するところではあります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） いろんな取組は当然されているということの中で、あえて特別なということもないし、普通のこと当たり前だし、しなかつたということはあるのかなというふうに思いますけれども、こういう調査が昨年も行われていて、昨年は 126 の自治体が回答したと、ことしは 415 だったと。またあれば、やっぱり幕別町もここにカウントされるような、当たり前のことは当たり前にやっているのだということはちゃんと全国に発信していただきたい、そのように思います。

そして、この地域の高齢者等に対する熱中症対策の事例ということでは、大きく四つの項目で、各自治体の取組が紹介されています。一つは「訪問による熱中症予防の注意喚起をする取組」、二つは「広報・イベント等を活用して熱中症予防の注意喚起をする取組」、三つ目は「熱中症予防のための物品を配布する取組」、四つ目は「避難所を設置する取組」、こういうふうな四つの項目が、この415の自治体の取組の中で整理されて紹介されていると。

そして、順に行きますが、一つ目、訪問によるというところですけれども、幕別町も担当している利用者さん、要介護認定者や訪問調査を担当するところの高齢者のところでは、注意喚起を促しているというところでした。

まずは、どれぐらいの件数がこの幕別町の高齢者全体の中で、幕別町が担当をしている人数なのか、ほかの町内や近郊市町の居宅介護支援事業所が要介護者を担当していて、この幕別町のということではカウントされない、そんなことになっているのだと思うけれども、その件数が分かれば、まずは教えていただきたい。

そして、この訪問による取組の紹介の中では、民生委員や児童委員、配食サービス事業者等、そういった人たちの協力も得るなどということの紹介があって、より幕別町の対象者よりも広い取組を紹介されている、そういうこの取組をさらに広げていく考えが今後あるのかどうなのかも、ちょっと確認させていただきたいところだというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 家庭訪問というか、自宅訪問の件数なのですけれども、町というか、包括支援センターとして携わっているものは、要支援者ということでありまして、要支援者に関して言いますと、人数としては大体500名弱というところであります。

要介護者につきましては、議員おっしゃったように、民間の居宅介護支援事業所のほうでお話を伺いした中では、十分そういった注意喚起のほうは担当の高齢者のほうには行っているという話は聞いております。

そのほか、民生委員さんですとか、配食サービスのお話もありましたけれども、民生委員につきましても、担当のほうにちょっと確認したところ、気温の高くなりそうな日とかには、担当地区を回って家庭訪問なりをして注意喚起のほうはさせていただいているということでありますし、配食サービス、うちで言うと給食サービスですね、そちらにつきましても、事業所のほうで、そういう日には安否確認を含めまして、一声というか、声かけをさせていただいているというような状況であります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 医療や福祉に関わる、そういう人たちがそれぞれの役割を發揮する中で、そういう熱中症の予防に対する喚起もちゃんとしてくれているということの状況報告だったということを、今の課長の報告からそのように受けとめたいというふうに思います。

ケアマネジャーであれば、その人の生活を守るに当たっては、夏であれば、そういう熱中症の予防については、当然、訪問の中で注意するわけで、しないなんていうことはあり得ないわけで、それは町はしていますよということだったけれども、民間の居宅介護支援事業所や高齢者施設、高齢者サービス関係の皆さんも当然されているのだということを、改めて確認させていただいたということで理解したいというふうに思います。

それで、二つ目になりますけれども、広報やイベント等を活用してということではありますが、ツイッターやフェイスブックの中で、4月26日付で熱中症の発症を注意喚起する、そういうものは確認しました。ホームページにおいても、9月4日付の新着情報で、これはきっとことし初めてではないのかなと思うのだけれども、今、熱中症の予防についての紹介がされている。あと、答弁にはなかったですけれども、広報まくべつの7月号の中で、1ページの4分の1程度の小さい枠、イラストも何もない、文字だけの、そういう名刺広告のようなあれでしたけれども、熱中症の予防についての紹介もされている、そんなことがありました。

これが十分かどうかということではありますけれども、私は今回、町民の健康管理そのものということ

とも初回質問の中でさせていただきましたけれども、帯広保健所がやっぱり暑いときには食中毒の警報を出すのですね。頻回に出ています。きのうも出ました。きょうの 10 時までが注意喚起の時間でありました、それが解除されたばかりの時間帯ということで。私、やっぱりこれはもう少し頻回に、町としても町民に対して出すべきでないかなと。メディアの中では、きょうは暑いのだということの報道などあったり、新聞報道でもあったりするのだけれども、やはり町としても、注意喚起としてもっと敏感に出していただくような姿勢はあったほうがよかったですかな、今も言ったように、ことしの夏 1 回、そういうことでは不十分ではなかったのかな、広報の出方も不十分でなかったのかなと思うのだけれども、その辺どうでしょう。お考えをお聞かせいただけますか。

○議長（寺林俊幸）　政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将）　いろいろ町の広報媒体ございます。今ご指摘いただいたとおり、4 月の熱中症の関係は、SNS でホームページに誘導するような形で出させていただきました。今ご指摘いただいているように、もっと猛暑日が見込まれる場合は、担当課と連携をしながら注意喚起、そういうふた広報媒体を用いて努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12 番（谷口和弥）　ぜひそのようにして、これからまた、今も後ろからありましたけれども、防災無線のことなども、今、検討されていて、それもどんな内容を町民に発信するかということの議論も、まずそのものがあるし、それが決まって以降も、どんなものを発信するかということは、これからまた含まれていく中身なのだと思うのだけれども、ぜひそういったことも検討して注意喚起を強めていただきたいなというふうに思うところであります。

熱中症予防のための物品を配布する取組というのがありました。ネッククーラーやうちわ、熱中予防シート、これはちょっと北海道ではどうかなと私自身が思うものですから、紹介されているということだけ言いたいと思います。実際、北海道の中では、ここに手をついているところはなかったです。

四つ目、避難所を設置する取組なのです。私、これについては、設問全体の三つ目とも関わってきますけれども、ちょっと気になっているところなのです。

3 番目のご回答では、役場庁舎や札内コミプラ、図書館の札内、忠類分館の 4 施設ではついているのだけれども、ほかのところでは、施設の一部についてついているところもあるというところの答弁で、いろいろ学校施設や保育所など、保育所はいいのですね、へき地保育所など要望のあつたりするところもあるのだけれども、私はこの設問については、公共施設全部にエアコンをつけなさいなんていうようなことを言おうと思って立てたわけではないのです。必要なところ、要望の強いところについては、検討していただきたい。

ここで、二つはちょっと申し上げます。やっぱりなくてはならない、あったほうがいいだろうと思うところで二つ言います。

一つは、いろいろな勘違いもあって、町営住宅が挙げられます。このことは、この四つ目の設問の中でまた改めて聞きたいと思います。

残りの一つは、スポーツ関係なのですね。札内スポーツセンターのトレーニング室。私もごくまれに利用させていただくことがある。もう夏場は、中に入していくことがためらわれるぐらいの暑さがあります。窓を開けてもやっぱり換気ができなくて、町民の中では、夏は行くところでないと、日中は行つてはならないと、そんな話も出るようなところ。これは検討してください。町民の利用がもっともっと進むような形になるには、私は必要なのだという場所であります。

それで、避難場所でありますけれども、これまでのきょうの質問でも、私ちょっと強調して言っているところでは、熱中症の発症場所が住宅が多いのだと、そして、暑ければ暑くなるほどという言葉もまだ 1 年ではできないけれども、特別暑かったことしの夏では、去年の夏の 3.5 倍も住宅の中で、そして別のデータである年齢別では、子供も体温調整がしづらくてということでなりやすいのだけれども、圧倒的に成人がなっている、高齢者も含めた成人が発症しているということの中では、この暑い夏の日中の住宅での過ごし方が大変注意喚起が必要なものという認識に立っています。

それで、厚生労働省のさっきの四つ目のところでは、「庁舎や公民館などの公共施設・商工会加盟のコンビニエンスストア、金融機関等と協力した一時避難所の設置」というような事例が出されているところであります。日中、家で暑くてということが予想されると、そうしたらば、エアコンのある公共施設に日中移動して一定の時間過ごすとか、スーパーやコンビニや金融機関の待ち合い、迷惑にならないようにちょっと過ごさせてもらうことは、熱中症の予防には大変有効ではないかなというふうに思うわけです。いろんなそういうエアコンのきいている施設はあるけれども、チンチンジャラジャラ音がする、そういうところを避難所にするということは私はあまり歓迎は、避難所として使うことはですよ、歓迎できないなということもあったりするものですから、まずは公共施設に、それから町のほうから働きかけて、近所にこういう日中家で過ごす人たちが多いので、一時避難、暑いときぜひ協力してくださいというような取組、避難所をつくるということが必要なのではないかなと思っているのです。

この考えについて、幕別町の考え方をお聞かせいただきたいし、そのことが可能なのかどうなのか、それもあわせてお答えいただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 特にことしのこの暑さを考えたときに、そういったエアコンのきいた涼しいところで何時間か過ごせれば、熱中症などにからなくて済むのかな、そんな思いは確かにしております。やはりことしは熱中症の搬送が多かったというのは、連続したこと、その連続した中で猛暑日があったということが大きな要因だろうというふうに私は思っております。これはもう来年以降、どう起こるかということも分かりませんけれども、ただ、傾向としては、どんどん暑くなっているのだろうなと、そういうことは、十分私も認識をしているわけであります。

そういう中での避難所として使わせてもらうことの協力ということになってくるかというふうに思いますけれども、一つには、避難所へ行くまでにはないかなと、そんな心配もあるわけでありまして、そこですね、気温の低いときから出かけるということになると、相当時間そこに滞在していて、営業活動に迷惑がかからないかなということも、実はデメリットのほうで考えられるわけであります。

いずれにしても、ここは事業者の協力なくしてはできないことでありますので、これはニーズも含めてということになりますけれども、成り立つかどうなのかについては、考えられる事業所、何点かありますので、そういったところと相談をさせてもらいたいなというふうには思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 今の町長の答弁の基本的なことについては、全く賛同するものであります。

移動する間になってしまふのではないかというお話もありましたけれども、その可能性もあるわけで、先ほど私言ったかもしれません、最寄りの公共施設で、例えば札内コミプラのスペースでもって過ごしてくださいよというのは、それは問題ないのだと思うのですよ。だけれども、そこに行くまでに時間のかかる人がいたりする、そうしたらば、最寄りのというようなことになる、そういう含みでもって事業所の協力ということをお話ししたのであって、そういうことですから。今、町長、そのことについては考えるということの答弁だったと思いますから、それは前向きに検討を進めていくて、来年の夏はどうなるか分からなければ、でも、そういう準備はあるのだというような取組になつていただけたらいいものというふうに思います。

エアコンのことがありました。住宅環境については、厚生労働省も注意喚起のあり方の中では扇風機やエアコンという言い方をするのですけれども、エアコンと扇風機、やっぱり全然つくりが違うものですから、その効果の度合いも変わってくる。WHOですけれども、35度を超えた中での扇風機の使用は全く逆効果であると。アメリカの保健機構の中でも、32度を超えると扇風機は逆効果であるというようなことの中では、ことしのこととで言うと、扇風機では体温を調整するという役割は果たせない状況がこの幕別でもあったのだということの中では、家庭環境の整備ということでは、エアコンが大変威力のあるというか、効果のある、そういうグッズ、アイテムなのだというふうに考えます。

そういう中で、公営住宅についても、4番目の設問になりますけれども、質問を広げさせていただきたいなと思います。

解釈の、理解の違いというのは、公営住宅だからつけられないと思っている人もやっぱりいるのですね、お話を聞くとね。でも、それはそうではない。今ご答弁があったように、しかるべき申請書が出されれば、工事が要るか要らないかということもあるけれども、それは可能であるということでありました。

では、ここでお尋ねしますが、今、町営住宅の入居している部屋の数、それからエアコンの申請が出ている部屋の数、この二つを教えていただけますか。

そして、申請があれば、許可は全ての申請について出されているのかどうか、出ているけれどもそれはだめだと、そんなケースがないのかどうか、そのことを確認させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉）　まず、現在、本町における公営住宅における入居者数でございますけれども、31年3月末の数字でございますけれども、667戸となっております。

それで、申請数でございますけれども、ちょっと直近5年間の調査になりますけれども、合計で4件申請が出ていまして、いずれにつきましても承諾しているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥）　申請は却下した例はないということですね。つけたいという希望があった場合は、それは許可して、ちゃんと設置をして、設置できる要件は町としては発行しているということですね。そういうことですよね。

それで、667の入室があって、4件のエアコンの数ということになるわけで、やっぱりこれ普通の一般住宅からしたら、割合は高くないのだというふうに思います。それには、やっぱりいろんな要因はあるのだと思うのです。持ち家だったらば、自分のものだ、後々もずっと自分の所有物として使えると思えば購入に前向きになるし、借家であると、いつかまた移動があるということにそれはなりやすいわけで、設置をためらう、そういうことになってくるわけなのだけれども、そんなことがあって一般に単純に比較はもちろんしませんけれども、やっぱり4件の申請数ということは、非常に少ないなという印象を受けます。

私、町のほうに要望したいことは、エアコンをまず設置するということは希望があれば可能なのであるということの周知と、それからもう一つ、原状回復や設置するに当たっての工事費が随分かかるのではないだろうかというような不安の中で、そこに至れないというケースもあります。町が大家さんですから、そして、こういう夏があって、これからもどうなるかという不安がある中では、私は、町営住宅の方々がもう少し設置してみようかなという、そういうような思いに至れるような条件もつくってあげるべきではないかなというふうに思うのです。設置できるということの周知、それから工事費のことなどを入居者に説明するような、そういうことをしていくべきだと考えるのですけれども、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　建設部長。

○建設部長（笹原敏文）　エアコンに限らず、模様がえ申請なるものの制度についてのご説明につきましては、最初に入居する際には、必ず入居者の方々にご説明をいたしまして、これ、あくまで申請をいただいて、可となる場合に許可をするというものではございますけれども、事前に必ずご相談をいただきますので、その中でどういった希望なのか、それが具体的に入居する住宅の場合、入居している住宅の場合に可能なのかどうなのかということを、答弁の中でも述べさせていただいておりますけれども、具体的に対応をさせていただいているというところであります。したがいまして、工事につきましては、そうしたことの説明を申し上げて、きめ細かい対応をさせていただきたいなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○12番（谷口和弥） 今、建設部長から、きめ細かい対応をさせていただきたいということありますから、それは、その方向で入居者への周知を進めていっていただきたいなというふうに思うところであります。

いろんな、熱中症に対する調査物がありますけれども、集合住宅の場合のやっぱり研究データもあって、集合住宅の上の階に行くほど暑くなっていくと、最上階が最も暑くて、熱中症で搬送されるケースも多いというのが厚生労働省の資料の中であったりします。そして、発症のリスクというところの中で、私たち、ついつい日中の暑さのことを想像するけれども、そればかりではなくて、居間やリビングで発症してしまうケースが一番多いのだけれども、次が、それに続いて多いのが寝室、就寝中に熱中症になってしまう、そういういたケースもあってと。

ことし、町営住宅の方との対話の中では、もう暑くて暑くてと、1階にいるのだけれども、玄関もあけて、窓もあけて、もう全く不用心の状態だけれども、そうやって風通しをつくって、そして過ごしたというようなことも、そういう夜もあったようあります。そういうことであるから、当然、上に行けば、またもっと暑くなっていくのかなというふうに思うのですが、大家さんである町の足元で熱中症の患者さんが多く発生するということは、やはり格好のいい話ではなくて、その辺に対しては、積極的に町のほうで注意喚起や住宅環境整備の協力をしていっていただきたいというふうに思っているところであります。改めて、このことについて、もう一回確認をとらせていただきますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笛原敏文） 町内にある町営住宅、あかしや南の4階建てですか、また、泉町団地では3階建てという状況もありますし、なるべく、そういうことが危惧されるような、特に高齢の新たな入居者の方々については、下の階、低層階のほうに入居を促すなどというようなことについては配慮できるのかなと思っています。

また、建て替えをする場合にありますても、今年度、仮称でありますけれども、桂町西団地、これは、あかしや南団地の建て替えに伴ってのものでございますけれども、こうしたものについても、それも2階建ての低層階、また、あかしや南団地も低層階の2階建てということで検討しておりますので、こうした建て替えの入居に当たりましても、下の階の入居などを促したいというふうに考えています。

また、もう一つ、春日東団地、ことしで最終年になりますけれども、この入居の説明の際、27年になりますけれども、入居者の方から、エアコンの設置についての問い合わせがございました。あと、先月でございますけれども、あかしや南団地の入居者の方々の説明の中でも同様に、エアコン設置についての質問がございました。

専用の穴を設けるということは、これまでしてこなかったのですけれども、春日東団地につきましては、設置が想定されるような場所に換気口を設ける、また、ことし設計を今進めております桂町西団地につきましては、同じように、設置を考えられるような場所についての換気口の設置、また電源の確保ということで、エアコンの設備まで整えるということは、当然これはできないのですけれども、こうした設置をした場合の設備の対応ということについては、今後、対応していきたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 今、最後にお話のあった、新しい町営住宅、これから建設計画のあるところの町営住宅のエアコンの設置しやすい状況づくりということについては、私も春日町の平成27年の説明会には地域の住民の方の要望もあって参加させていただいて、穴を設けてほしいということについては、会場の隅っこでやりとりを聞かせてもらいました。その結果どうなったかということについても、知っておりました。あかしや団地のことについても耳にしているところであります。

最後にそのことを質問しようと思ったのだけれども、先に部長から答弁があったので、40年を超える建物とその建設したときの状況と全く同じものにはならない、そういう文化の違いはありますから、

そういう配慮がなされてあるのであるならば安心しました。それは、入居者が安い負担でもって、軽い負担でもってエアコンをつける条件ができる、そういう配慮だというふうに思うものですから、そのことはしっかりとやって、建設に向かっていっていただきたいなというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、来年以降はどうなるか分からぬ、ただ、傾向としてはだんだんと暑くなっていく、そういう状況でありますから、食中毒同様に熱中症についても、しっかりと町としても町民に対しての注意喚起を発信していっていただきたい、これを続けていただきたいなということを申し上げて、一般質問を終わりにさせていただきます。

終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:51 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

幕別町の「子どもの貧困実態調査」の結果と対策について。

2019年6月「改正子どもの貧困対策推進法」が成立し、貧困改善に向けた計画づくりを市町村の努力義務とされました。ここでは、目的に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明記され、人権保障を位置付けていることは大きな前進で重要なことと考えます。

厚労省の調査では、1985年に10.9%だった子どもの貧困率は年々増え、2012年は16.3%になっていました。2015年では13.9%となっているものの、7人に1人が貧困状態にあると報告されています。貧困が子どもに与える影響は、単に経済的困難だけではなく、子どもの発達、不十分な衣食住による不健康、虐待などに及ぶことが多く、自分に自信が持てないという人格形成にも大きな影響を与えています。

ことしは国連で子どもの権利条約が採択されて30年、日本では批准されて25年、幕別町子どもの権利条例が定められて10年の節目の年でもあります。幕別町では昨年度、子どもの貧困に関する実態調査を行っており、その結果に基づく今後の対策が期待されます。

したがって、以下の点を伺います。

1、子どもの貧困対策の実態調査の結果と対策は。

2、学校や保育所、幼稚園などと連携し、福祉の視点から貧困にある子どもへの支援を。

3、相談体制の確立を。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

幕別町の「子どもの貧困実態調査」の結果と対策についてであります。

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国は同年8月に子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、27年12月には北海道において「北海道子どもの貧困対策推進計画」が策定されております。

また、本年6月には法律の一部が改正され、児童の権利条約の精神にのっとり推進することなどが明記されたとともに、市町村に対し、「貧困対策計画」の策定について努力義務が課されたところであります。

ご質問の1点目、「子どもの貧困対策の実態調査の結果と対策は」についてであります。

本町では、子どもや子どものいる家庭の生活実態及び世帯の経済状況と子どもの生活環境や学校、家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握するとともに、次期の第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画に反映する基礎資料とするため、平成30年10月に「幕別町子どもの生活実態調査」を実施し、本年3月に結果報告書を作成したところであります。

この調査は、平成28年度に道が実施した「北海道子どもの生活実態調査」の報告値と比較検討する観点から、同様の調査内容としたものであり、大項目として「調査世帯の状況」「子どもの教育」「生活状況」「保護者の就労状況」「経済状況」及び「相談の状況」などのほか、町独自の調査項目として「子どもの居場所づくり」を加えております。

また、調査対象についても、道の調査と同様に小学校5年生及び中学校2年生については、子どもとその保護者、小学校2年生については保護者のみとしており、子どもの調査件数474人に対し、有効回答件数は401件、有効回答率は84.6%、保護者の調査件数720人に対し、有効回答件数は606件、有効回答率は84.2%となっております。

なお、設問数については、子どもに対する調査では30問、小学校2年生の保護者に対する調査では51問、小学校5年生及び中学校2年生の保護者に対する調査では50問と多岐にわたっておりますことから、主な調査項目についてその結果を申し上げます。

一つ目として「世帯構成」の問い合わせについては、「両親世帯」が77.6%、「母子世帯」が8.1%、「祖父母同居の両親世帯」が5.9%、「父子世帯」が1.3%となっております。

二つ目として「就学援助の受給状況」の問い合わせについては、「受けていない」が78.2%、「受けている」が18.3%となっており、いずれも北海道の調査結果とほぼ同様の数値となっております。

三つ目として「大学進学等について」の問い合わせについては、「希望する」が、子どもの回答では24.7%に対し、保護者の回答では34.3%と親子間で差が見られましたが、年収階層別で見ると、いずれも年収が低くなるに従い、大学進学を希望する割合が低くなる傾向となっております。

四つ目として、子どもに対する「平日は毎日朝ご飯を食べるか」の問い合わせについては、「毎日食べる」が85.5%、「たまに食べない日がある」が8.2%、「食べない日がよくある」が3.0%、「いつも食べない」が1.2%となっており、年収階層別では、明らかな傾向はあらわれなかったものであります。

五つ目として、保護者に対する「経済的理由で食料が買えなかつた経験」の問い合わせについては、「全くなかった」が85.3%、「まれにあった」が8.4%、「時々あった」が4.0%、「よくあった」が1.2%となっており、「あった」とする回答については、いずれも北海道の調査結果の数値より低い割合となっておりますが、年収階層別では、明らかな傾向はあらわれておりません。

六つ目として、保護者に対する「子どもを病院等に受診させなかつた経験」の問い合わせについては、「なかった」が84.3%、「あった」が14.4%となっており、「あった」とする回答については、北海道の調査結果の数値より低い割合となっております。

また、年収階層別で見ると、「受診させなかつた経験のあった」とする回答の中では、年収が低くなるに従い、その割合が高くなる傾向となっております。

七つ目として「受診させなかつた理由」の問い合わせについては、複数回答で、「仕事で時間がなかつた」が44.8%、「受診せずに回復した」が36.8%、「子どもが忙しかつた」が25.3%となっており、年収階層別では、明らかな傾向はあらわれておりません。

最後に、八つ目として、町独自の調査項目であります「子どもの居場所づくり」のうち、保護者に対する「必要性」の問い合わせについては、「必要だと思う」が82.3%、「必要ない」が12.7%となっており、「子どもの居場所づくりにあるとよいと思う取組」の問い合わせについては、複数回答で、「学習指導が受けられる」が65.2%、「多世代交流ができる」が48.3%、「子ども食堂」が29.5%となっており、年収階層に関わらず、回答の傾向はおおむね同様でありました。

現在、本調査の結果を踏まえまして、幕別町次世代育成支援対策地域協議会において、令和2年度を始期とする5か年計画の「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」における各種施策の方向性

についてご審議をいただいている段階であり、具体的な取組をお示しすることはできませんが、法改正により努力義務化された「子どもの貧困対策計画」を含めて本計画を策定してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「学校や保育所、幼稚園などと連携し福祉の視点から貧困にある子どもへの支援を」と、ご質問の3点目、「相談体制の確立を」につきましては関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

本町では、子どもの貧困対策を効果的に進めるため、相談対応が出発点となって、教育、生活、保護者の就労及び経済的支援につなげていくことが重要であり、相談支援体制の充実を第一に努めることとし、子育てや教育に関わる現場において、生活困窮に関する相談があった場合は、関係部署からの連絡により福祉課が生活状況の把握と生活面の相談を行う体制を整えており、どこで相談を受けた場合であっても必要な支援につなげております。

また、経済的困窮が子どもに与える影響は多岐にわたり、家庭における子育ての時間、情報や「ゆとり」を奪い、家庭内でのストレスや緊張が高まることにより、弱者である子どもの虐待につながる要因の一つとなりますことから、学校や保育所、幼稚園と連携し、「気になる子ども」については、早期の情報提供を促すとともに、内容の確認と「幕別町要保護児童対策地域協議会」のケース検討会議を行い、関係機関が情報共有し支援策や役割分担を決め、虐待の早期解決に取り組んでおります。

今後とも、相談者の心情に十分配慮し生活状況を正確に把握するとともに、子どもに関する相談については、学校、保育所や幼稚園など関係部署と連携を図るほか、「就学援助」「奨学資金の活用推進」「低所得者への給食費等の支援」など経済的支援に努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 1点目の子どもの貧困対策実態調査の結果と対策につきまして、再質問をさせていただきます。

まず、ご回答にありましたように、実態調査の内容が、一部でありますけれども、この答弁の中に示されております。

それで、言うまでもありませんけれども、子どもの貧困というのは子どもの権利条約、幕別町では子どもの権利に関する条例ですけれども、明記されている、子どもの権利が保障されていない生活状況であること、その中では、衣食住などの基礎的生活が保障されないままに貧困世帯のもとで暮らしている子どもの存在のこと、子どもの場合は特に教育、進学の権利が保障されないまま、こういう状況にある子どもの実態でもあります。

さらに、人生を歩んでいる初期の段階、子ども期において希望、人生へのチャレンジ権を奪われつづある子どもたちの実態のことでもあります。今日の状況は、子どもの貧困の存在を確認するだけではなく、解決への道筋をつけていくことが、今、私たち大人に問われている、そういうことであると思います。

幕別では、今回は実態調査の対象が小学校5年生、中学校2年生、そしてその保護者、小学校2年生の保護者がありました。今、こういうこところの実態調査でありますけれども、子どもの貧困対策の中心はそこですけれども、今は貧困対策として乳幼児期の子どもたちへの対策も求められております。出生から3歳になるまで、幼い子どもたちへのケアや教育がとても重要だという分析もされております。これは、OECDの保育白書の中で言われていることです。そして、脳や身体機能が爆発的な発達を遂げる時期であり、長期的な影響を持つ、そういうことが乳幼児期であります。ですから、栄養やストレスから身を守る、気持ちを理解してくれる大人の存在、遊びの機会など幼い子どもの権利の保障が大変重要であると報告しております。

幕別町では、前段申し上げた年齢ではありますけれども、今後、乳幼児期への貧困調査、このことも進めていくべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、すべからく実態を把握することについては、非常に大切なことだろうというふうに思っております。ただ、やはり調査をしてそれを生かすことが大事でありますので、生かすための一つの方策としては、北海道なり国なりの調査があつて、それに対して我が町はどういう実態にあるのかということを比較することも非常に大切であり、そこから対策も生まれてくるということも考えられるところであります。

国、道において、そういう調査が今、行われていないというふうに私は思っておりますけれども、そういう国、道内の調査状況、調査をやるのかやらないのか、あるいはどういった方法で把握しているのかといったことを参考にしながら、我が町としてはどういった調査なり実態把握方法がいいのかについては、検討しなければならないなというふうには思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 確かに国は小中学校対象なのです。それで、幕別町でも今、スタート地点に立つたということですけれども、子育てをしていく貧困家庭への対応ということで、系列的に見ていくということは、発見、そういう調査対象になる世帯が早目早目に対象として生まれ、そして手だてをとっていくことができると思います。

それで、提案いたしましたは、今、北海道で「こんにちは赤ちゃん事業」とか、そういうものがありますね、全戸訪問。そういう中で、訪問していく中で貧困の対象となる子どもたちを、常日ごろからピックアップして対策を行っていく。または幼稚園、保育所、小学校1年生に入るときに、あわせてその調査もしていく。そういうふうになれば、系列的に対策をとっているのではないかというふうに考えまして、そういう手だてをとれないものかどうか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 本町において、妊娠前においては妊婦訪問、そういった中で相談といいますか、経済的状況の不安をお聞きしたりしながら、解消に努めると。出産後においては、こんにちは赤ちゃん事業といいますか、新生児訪問、こちらも行っております。そういった中で、生活する中で不安とか、子育てや生活に対する不安については、丁寧にお話を聞きし、不安がある場合については関係各課に話をつないで、支援につなげている状況にあります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） そうしますと、貧困家庭にある状況ですとか、そういうことはきちっと調査されているということにつながっていくのではないかといいますか、資料として積み上がってきているということの確認でよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 妊婦訪問につきましては全戸ほとんど行っておりますので、その中で生活に不安、子育てに対する不安ももちろんあるでしょうけれども、生活に対する不安については、丁寧にお聞きしながら内容をつかんでいるという状況にあります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 内容をつかんで対策はとられているのか、そこもでありますね。そうしますと、乳幼児に関してはそういうことでありますね。

それと同時に、今、小学校の入学、保育所の入学、小学校1年生。この調査をしていきますと、その段階で今、妊婦訪問の中で実態をつかんで対処していっている。そして小学校、幼稚園、保育所の入所の時にも、実態調査をすることによって対策をとられていく。そうすることによって、未然に対策をとるということにつながるのではないかという、そういう意味での実態調査、赤ちゃんのところでは、妊婦訪問ではされているという報告ですけれども、小学校に上がる前の手だても、これ、つながっていくという意味では大事だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 大事だということは先ほども申し上げたとおりであります。ただ、これを全件調査するということになると、それを結局生かしていく、生かすための調査ということになりますので、

先ほど申し上げましたように、やはり我が町がどういう状況にあるのかということが分からない中で、我が町のことだけ見て相対比較ができないということがあるわけですか。結局、貧困についても、相対的貧困というのは、世帯所得平均の2分の1を下回る方が相対的貧困といって、そこに対してやっぱり集中的に政策を講じていくということになってこようかというふうに思いますので、そういうた、どういう状況にあるのかということが分からない中で調査をやるというのは、果たしてそれを有効に使えるかどうかという点では、疑問がありますということあります。

ただ、就学前については、家庭訪問などで、ある程度感覚的にはありますけれども、こういう方が困っているだとか、あるいは生活保護を受けている方は、これはもちろん分かりますけれども、困り感があるというのは、所得との関係で言うとつかみ切れないこともありますので、野原議員がおっしゃるようなこの調査とは違って、概念的には分かっても実態がすべからく分かる、所得に応じた実態が分かるというところまでは至ってはいない。ただ、できる範囲では困っていることがあればそれをお聞きして、それを問題解決のために相談なり支援につなげていくというのが実態であります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） では、小学校に上がるまでの対応ということは、その対応の仕方によって今までの積み上げの中で、そういう家庭がつながっていく場合には、それぞれ対応をしっかりと行っていくという、そういう確認でよろしいわけですね。できれば、生まれたときからずっと小学校に上がって中学卒業まで連携して、調査というか生活状態が確認されれば、これから質問しようと思っておりますけれども、虐待ですとか、それからいろんな対策につなげていけるのではないかと、そういう意味でのつながった調査ということが必要ではないかという、そういうことで質問をしております。

今、そういうものがきちっとつながっていくことが大事ではないかという質問でもありますし、それから今、前段で申し上げましたように、ゼロ歳から3歳までの子どもたちというのは、目には見えない状況なのではありますけれども、小学生とかそういうことであれば、経済的援助とかということになれば、学業の向上ですか、そういうものにつながっていくのは目に見えるのですけれども、幼児期の対応というのは、なかなか目に見えないところがあるので、貧困家庭にある子どもたちにきちっと対応してくれることが、先、そういう成長していく過程の中で、きちっと対応していけば、子どもが育っていく上での対処が早目にできる、そして成長にも大きな影響を与えるという意味での調査が必要ではないかということですので、調査ができない、今は相対的にできないという町長のお答えでしたけれども、子どもが成長していく過程では、その過程過程で対処していく、そういう姿勢が貫かれていいのですけれども、そこはなかなかつながらない場合には、こういう調査も必要ではないかという質問ですので、日常のそういう対応の中で、きちっと対処していけるという状況であるのであれば、これは問題はないのです。ですから、そうでないところがまだあるのではないかということで、こういうこともぜひ検討していっていただきたい、そういう質問であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、できる範囲、健診などを通じて町民の方、子育て世帯の方、保護者と接する機会を必ず利用して状況を聞きながら、それを支援につなげている。それはもう分かっていただきたいなど。やれる範囲では全て全力を尽くしてやっていくということでありまして、ただ、調査をやった結果に基づいてやっているわけではなくて、接する中で状況をお聞きして困り事を聞いて、そして支援あるいは相談をさせていただいているということで、私は漏れはそんなにないであろうと。というのは、健診はほとんどの方が来てくれておりますので、そこで子育ての悩み事も含めて生活相談なり、そういうこともお聞きしているわけで、それを必要なところにつなげていっているというものが実態であるということあります。

○10番（野原恵子） そういう実態をふしぶしできちと対処していけるという、そこが大事だというふうに、実態調査先にありきではないので、そういうところをしっかりと対処していっているという、そこが私は大事だと思いますので、きちっとそこに期待をしていきたいと思います。

それで、次ですけれども、学校や保育所、幼稚園などと連携し福祉の視点から貧困にある子どもへ

の支援をということです。

今、答弁にありましたけれども、幕別町の実態も報告されております。ちなみに今、なぜこのように貧困が、貧困率が上がってきているかというところなのですけれども、やはり働いている人たちの賃金の問題。これは幕別町だけでは解決できない問題ではあるのですけれども、今、1996年には労働者派遣法の改悪によりまして、派遣労働者の数が随分と増えてきております。1999年には非正規労働者が急に労働者の派遣法によって急増してきております。正規労働者が3,800万人から非正規労働者が1,000万人だったところが、2015年には正規が約3,300万人、非正規が2倍の2,000万人となっている。こういうところが、やはり働く人たちの賃金が低くなっているというあらわれではないかと思います。

それで、男女合計の平均賃金は、正規では321万円、非正規では205万円ということで、ぐっと賃金が下がってきておりますね。その中で、やはり女性だけを見れば、正規では259万円、非正規で181万円。これは月額約15万円。こういう中で生活しているという中で、本当に自立できない状況が見られています。

特に、ひとり親家庭もこの中に入っているのですけれども、日本のひとり親家庭の貧困率が54.6%という、そういう状況になってきておりまして、特に母子世帯の子どもたち、世帯の貧困率が非常に高くなってきております。そういう中で、やはり貧困の世帯にある子どもたちも増えてきているということは言うまでもないとは思うのですけれども、これは幕別町だけの責任ではないと思うのですけれども、そういう状況で暮らしている人たちへの手だてというものは本当に重要ではあると思っております。

それで、今ご答弁にあったのですけれども、これからどのような対策を行っていくかということで答弁しております。その中で一つなのですけれども、今、奨学資金の活用推進、それから低所得者への給食費等の支援、このようにお答えになっておりますが、具体的にこれはどのような活用をしていきたいというふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　答弁書の中で申し上げております奨学資金の活用推進、これはちょっと厳密に言うと、条例がありますけれども、修学支援資金がありますので、これを積極的に活用していただくということが一つであります。

それと、低所得者への給食費等の支援、これはちょっと漠然とした答えになってしましましたけれども、この10月から保育料の無償化が始まりますけれども、特に所得が360万円以下の世帯については、副食費が無料となるということがありますので、これも町がやるわけではないのですけれども、しっかりこういう制度もお知らせする中で財政支援というものを活用していただくということを意味しているものであります。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原恵子）　給食支援のほうは、ちょっと制度が今回の場合と違います、それはちょっと横に置いておきたいと思います。

それでは次、就学援助の制度の活用ということも報告しております。就学援助は、本当に暮らしの大変な世帯にとっては、この制度は有効な制度だというふうに思います。

それで今、幕別町でも就学援助の世帯は、今お答えの中では利用しているという方が18.3%というふうになっておりますけれども、その年度年度によって違っております。これから決算も始まりますけれども、決算の中身にはちょっと触れられないかなと思うのですけれども、小学生の場合、十四.何%かな、ちょっと低くなっているのです。

（何事か言う声あり）

○10番（野原恵子）　小学生なのですね。そうなのです。これだけ、それで利用したいという方が300世帯以上いたかと、ちょっと資料、きょう持ってきていないのですが、なっておりますよね。その乖離がちょっと大きいなというふうに私は思っております。

それで、今、その就学援助は要綱になっておりまして、議会ではその中身というのがきちっとなかなか分からぬ。質問の中では分かるのですけれども、提示されるということはありません。それで、条例にしていきまして、しっかりと議会の中で中身が分かるような、そういう意味では条例化していく必要があるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（宮田　哲）　就学援助の条例化についてでございます。

まず、条例につきましては、地方自治法第14条第2項におきまして、「地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならぬ。」と。

（「ゆっくりと」の声あり）

○学校教育課長（宮田　哲）　ならない。」と規定をされているものでございます。

また、就学援助の根拠であります学校教育法の第19条におきましては、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」という規定もございます。これ、学校教育法の規定におきましては条例で定めなければならないという特別な規定ではなくて、また、地方自治法で規定します「義務を課し、又は権利を制限する」というものではないことから、就学援助に関しましては条例化しておらず、要綱として制定をしているという状況でございます。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原恵子）　今ちょっと早口でつかめなかつたのですけれども、要約すると、必ずしも条例にしなくても要綱でよろしいという、そういう説明だったかというふうに思うのですけれども、やはり就学援助というのは、本当に貧困世帯にとっては教育をきちんと保障していくという意味では、そういう貧困家庭にとっては子どもたちが安心して学べる、そういう制度だと思います。

今、幕別町では生活保護基準の1.5倍というふうに私は押さえているのですけれども、そういう中でもまだ利用したい、そういう希望をしている方がいるということは、貧困の家庭がそういうふうに増えてきているという、そういう証しではないかと思います。

そういう意味では、きちんと議会に諮って、この制度がどのように活用されて、どのように示されているかということも議会にきちんと示して、そして、こういう貧困家庭が教育をしっかりと受け取れるような保障につながっていくのではないかと思いますので、私は条例化にしていくて、みんなで議論して中身を本当によくしていく。そういうことが必要だと思って質問しているわけですから、そういう視点に立てば条例にしてきちんと議会に示していくということが大事ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　教育部長。

○教育部長（山端広和）　就学援助の部分につきましては、もともと国の補助がありまして、元来、国の補助制度からスタートしてきているというのがきっかけでございます。基本的にその品目や金額につきましては、国の基準と同等の金額で各町村、うちの幕別町もそうですが、そういった形で進めておりまして、いわゆる一番は対象となる保護者といいますか、そういう世帯にきちんと伝わることなのかなという部分でございますけれども、そう言った部分におきましても、入学時も含めて在校生も含めて全児童生徒の保護者に対しまして、金額等も含めて周知しているところであります。

今、先ほどの繰り返しになりますが、基準額等につきましては、これは国の補助基準に準じた形で、うちの町も含めて、ほぼ管内、大体事務的な要領的な形で、過去も含めてそういうところで要綱として定めてきた経過がありますことから、引き続きこういった部分につきましても、この部分につきましても要綱ということと、今、先ほど野原議員のご質問で1.5倍というお話をあったと思うのですが、うちの町で1.3倍ということで実施しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○10番（野原恵子）　私は、ずっと議会の中では生活保護基準の1.5倍と説明されてきたと思うのです。

1.3倍で。

そうしますと、これは自治体の裁量で、この就学援助の幅を広げていくとか、基準を上げていくとかということのはできるのですよね、今のずっと対応の中で。だから、そういう意味でやはりしっかりと中身を議会に示していただきたい、より豊かな制度にしていくということが大事だということで、条例にしていったらどうかという質問です。そこはまだこれから検討課題ということで、一応提案として示していただきたいと思います。

それで、次なのですけれども、今、子どもの貧困というのは大変なかなか見えづらいという問題もあります。今、答弁の中ありましたけれども、六つ目の調査の、答弁の中で六つ目といたしまして、保護者に対する子どもを病院等に受診させた経験の問い合わせについてなのですけれども、受診させなかつた経験があつたとする回答もありました。

幕別町は子どもの医療費、中学校まで所得制限なしで無料、これは大変喜ばれている制度でありますけれども、それでも受診させなかつたというのが複数回答であります、「仕事で時間がなかつた」44.8%という、こういう結果が出ております。

それで、これは幕別町だけではなくて、私が調べた範囲の中では、名古屋市でも子どもの医療費が無料だけれども、病院になかなか行かれなかつた、そういう人たちの世帯の状況を見ますと、やはり仕事が忙しくて病院に行けなかつた、そういうことも報告されております。ですから、こういう中からも、貧困の家庭の状況が分かると思います。

それで、子どもの貧困ということで、歯科健診の中でそれが強くあらわれているという報告もあります。幕別町でも子どもの歯科健診はされていると思うのですけれども、その歯科健診の中で、子どもの虫歯の状況がどういう状況になっているのか、報告をお願いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 歯科健診の状況の前に1点、病院に受診させなかつたという傾向、全体的な傾向をお示ししたのですが、実際、細かいもので申し上げますと、「仕事で時間がなかつた」という回答でいきますと、どちらかというと所得が低い層よりも、所得が高いほう。うちの階層では100万円ごとに階層を示しております、600万円以上でいきますと6人、60%、700万円だと33.3%、700万円以上だと65%と、比較的所得が低いから仕事が大変で病院に行けなかつたというよりも、回答の内容といたしましては、所得の高い方が仕事が忙しいといった状況であります。

それと、歯科健診の状況については、ちょっと手元に資料がございませんので、お答えはちょっとできません。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） では、全国的な傾向と幕別の傾向は、実態調査からいうと違ったということですね。所得の高いところが仕事が忙しくて病院にかかりなかつたという調査結果が出ていたということでしたね。それは承知いたしました。

次に、虐待の問題なのですけれども、やはりこれは生活が大変、貧困家庭の中に虐待が多いということも全国調査の中で明らかになってきております。

それで、幕別町でも虐待についての調査というのはされているかどうかお聞きしたいと思います。されているとすれば、その幕別町の実態、どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 虐待に係る調査ですが、本町におきましては調査を行っておりません。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 調査されていないということでしたが、それでは虐待相談があったかどうか。あれば、その相談の内容を教えてください。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 本町においては、各種相談窓口において虐待と思われるケースがありました場合は、町長の答弁ありましたとおり、関係機関が集まりましてケース検討会議を行っていると。

この相談件数につきましては、平成29年度の数値で申し上げますと、相談件数が平成29年度は35件ございまして、そのうち19件が虐待の可能性があるということで判断したところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） それでは、その19件が虐待の相談ということでしたけれども、その虐待相談の中で、例えば心理的ですとか身体、ネグレクト、性的とかあるのですけれども、その内容が分かればお答えください。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 内容でございますが、身体的虐待が6件、あと心理的虐待が13件、合計19件という内容です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 今、全国的に悲惨な事故が報道されております。それで今回、子どもの貧困調査、対策をどう行っていくか、そういうことも自治体の努力義務、そういうことになっております。それで、虐待を未然に防ぐということが本当に大事なことだと思うのです。なかなか表にあらわれないものですから、そういう実態をつかむということも本当に大事だというふうに思っております。

それで、平成29年度の道の児童相談所における児童虐待の相談件数というものが非常に増えてきております。これは全道ですから、幕別町からの相談件数も行っている可能性もあるというふうには思っております。それで、平成25年度の相談件数が全道で2,089件でしたけれども、平成29年度は5,133件になっております。平成28年度が4,825件、29年度が5,133件、こういうふうにして相談件数が増えております。

それで、相談件数の中で一番多いのが心理的虐待、幕別町は13件ということでした。そして、次に多いのがやはり身体的虐待、幕別町は6件でした。その次がネグレクトです。養育の怠慢とか拒否ですね。次が性的虐待。こういう資料があります。

それで、どういう大人がそういうふうな虐待をしているかということなのですけれども、虐待全体では父親が一番多いのですね、実の父親。その次が母親です。次が父親以外の父親ということ、こういうふうにして虐待者が両親なのです。これ本当に私、心が痛みます。深刻な状況だと思います。ですから、そういう対策もしっかりと行っていくことが大事だというふうに思っております。

先ほど、乳幼児からの実態調査をしていくべきではないかというふうに私、質問したのですけれども、子どもの年齢構成の相談対応件数なのですけれども、一番多いのが小学生、その次がゼロ歳から3歳未満、次が3歳から就学前、こういうふうになっているのです。ですから、小さい子どもたちへの虐待も件数が多いのですね。ですから、そういう意味での早目の調査が必要ではないかということですので、ここも私、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 虐待に限っての調査ということではありますけれども、これは難しいのではないでしょうかね。調査して、私は虐待をやっていますという人、答えてくれるのでしょうか、正確に。私はやっぱり一番大事なのは、あちこちで痛ましい事件が起こっていますけれども、やはりそれを私が見るには、どこかでやるべきことがやられていないくて痛ましい事件に結びついていると、ほとんどそうだというふうに思います。

ですから、しっかりと周りが、あるいは相談を受けたところが、児相あるいは警察もあります。そこがきちんと連携をしてやるべきことをやれば、私は痛ましい事件はあらかた防げているのかなというふうに思いますので、そこはやはり連携を密にし、情報を共有しながら、痛ましい事件が起こらないように努めていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） それで、防ぐためにどうするかということなのですけれども、やはり実父、実母として、それが虐待になっているのか、子育てのしつけの一環だというふうに思っているかもしれません

いし、それが虐待だという認識がないで行っている場合があると思うのです。

それで私、これ北海道の資料なですけれども、「児童虐待は人権侵害です！」という、こういう分かりやすいパンフレットが出ているのです。こういうものを家庭に周知するですか、それから職場、働いている民間の職場ですとか、役場はもちろんですけれども、そういうところにも分かりやすいこういうパンフレットをお届けしまして、こういうものが虐待になるのですよということを周知していくことが大事だと思います。

そういうことが一つと、それからご近所さんのおつき合いの中でも、こういうのは虐待ではないかなというふうに思うことがあると思うのです。そういうことも周りで援助していくという意味でも、公区を通じてこういうパンフレットを配布するですか、そういう手立てをとっていくことが必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それはいつでもできることだというふうに思いますので、何を利用するかは別にしても、やはり親が、保護者が一番分かってもらうことが大切なのですが、なかなかしつけの一環と称してやったとかというケースが本当に後を絶たないわけでありまして、これも法律上、たしかどこまでしつけでこれ以上がだめだとかというふうに法制化になるかというふうに私は思っていましたけれども、そういったことも含めて、あくまでもしつけではなくて、こういうことは虐待なのだよということを親にまず知ってもらうこと。

それと、やっぱり周り近所がしっかりと通報していただくこと。やっぱり隣にいれば、ぎやあぎやあ泣いているだとか、外に放置されていたということが分かるので、そういったことも明らかに見た目で聞いただけで分かるような虐待のケースもありますので、そこもしっかりと協力していただく。そして、こういうことが虐待に当たるのだよという周知をするということはやっていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） それでは、最後に移りたいと思います。

相談体制の確立ということなのですけれども、今回、改正子どもの貧困対策法が成立いたしました、子どもの貧困対策、計画策定、市町村の努力義務となっております。こういう中で本町では第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画、5か年計画を行っていくということですが、その中に貧困対策の計画も含めて計画を策定していきたい、このようにお答えになっております。

それで、そういうことをしっかりと行っていくための手立てをいたしまして、相談体制の確立という意味では、本格的にやっていくということでは、担当部局の設置が必要ではないかというふうに思うのです。ですから、そういうことをしっかりと本気でと言ったら大変失礼になるかなというふうには思うのですけれども、しっかりと確立してやっていく。将来に向けた子どもたちをしっかりと育てていくという、そういう意味での担当部局の設置が必要ではないかというふうに思うのですけれども、こういう計画を策定していく中にはもちろん、幕別町では子どもの権利に関する条例があるわけですから、そこを生かしてしっかりと計画を立てていく。そういうことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ご存じかと思いますけれども、幕別町職員約240人であります。その中でこの専門部署を設けることは、非常に私は難しいなというふうに思っております。やはり1人何役かをやっていく、あるいは組織で対応していくということが、一番240人のこの幕別町役場ではふさわしいことであろうというふうに思いますので、そこは組織の総力を挙げて対応していきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 組織を挙げて対応していく、そういうお答えでした。そこに期待したいと思いませんけれども、そのためには、さまざまな角度で研修体制をしっかりとつけていかなければ、体制をとつ

ていたとしても、やはり対処できないというふうに思います。

それで、研修をどういうふうにしていくかとかですとか、そこに関わる専門の職員をどう育てていくか、そこはしっかりと手立てをとっていかなければ、240人総力でやっていくということでも、職員が異動したりなんかするとそこがまた一からスタートになるのか、積み上げていくのか、そういうところでやはり違ってくると思うのです。ですから、そういう研修体制もしっかりとしていく必要があると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 240人職員総力を挙げてというのは、ちょっと違うふうにとられたかなというふうに思いますけれども、それぞれの専門部署、関係部署がありますので、そこがしっかりと連携して対応をしていくという意味で、関係ない職員もいないわけではないですけれども、そういう人たちも何か知り得れば情報を担当課に寄せるなど、そういうことを含めて担当部、そして担当していない職員も含めて、しっかりと窓口の整備、相談体制を構築していきたいということあります。

それで、研修については、これも何かきのうの質問とかぶるような感じなのですが、基本的に研修は行きます。行きますが、では何人行くの、多い少ないなんていう話もあるかもしれませんけれども、しっかりと研修の機会を生かして、それを持ち帰って担当課であったり、その係内であったり、情報をしっかりと共有して、そして、それぞれの資質を高めていくことは、これは当然日々やっていかなければならぬことであろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） そういう姿勢で、これは貧困問題、そのことだけではなく全てのところに関わると思うのですけれども、やはり横の連携をしっかりとって研修を進めていく。そのことが、異動になったとしてもきっと町民に対処できる、そういうことにつながると思いますので、そこにしっかりと期待していきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13：57 休憩

14：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[委員長報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第57号、幕別町森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥） 議案第57号、幕別町森林環境譲与税基金条例につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年9月11日

幕別町議会議長寺林俊幸様

産業建設常任委員会委員長谷口和弥

産業建設常任委員会報告書

令和元年9月4日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年9月4日（1日間）

2、審査事件

議案第57号、幕別町森林環境譲与税基金条例。

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の制定内容について質疑が行われ慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第57号、幕別町森林環境譲与税基金条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第57号、幕別町森林環境譲与税基金条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第4、議案第58号から日程第20、議案第76号までの17議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第58号から日程第20、議案第76号までの17議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、議案第58号、幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第58号、幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の9ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

地方自治法は、公用または公共用の財産を行政財産と位置付け、「行政財産は、その用途又は目的

を妨げない限度において、その使用を許可することができる」としております。

幕別町行政財産使用料条例は、この規定に基づき、こうした場合の使用料を定めております。

このたびの改正は、本年 10 月 1 日から地方消費税を含む、いわゆる消費税が、現行の 8 % から 10% に改正されますことから、消費税法施行令第 8 条及び第 16 条の 2 の規定により、消費税の課税対象であります「貸付期間が 1 月に満たない土地と居住に要する建物」に係る使用料について、所要の改正をするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料の 1 ページをごらんください。

第 2 条第 2 項本文では、使用料の額は、別表の使用料算定基準により算定した額を基本額と定めています。

同項ただし書きでは、「使用許可の期間が 1 月末満の土地と居住の用に供する建物等」の使用料は、基本額に「100 分の 108」を乗じて得た額としておりますが、これを「基本額に、当該額に消費税法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び、その額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加算した額」に改めるものであります。

これまで、消費税及び地方消費税の税率表記を、実際に適用となる税率を記載しておりましたが、税率の記載にかえて根拠となる法律を記載することで、同税の改正後の税率を適用させようとするものであります。

議案の 9 ページをごらんください。

附則についてであります。

改正条例は、令和元年 10 月 1 日から施行し、第 2 項において経過措置として、施行日前に申請し 9 月 30 日までに許可されたものについては、従前の例によるものとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5 、議案第 59 号、幕別町新規就農者の育成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 59 号、幕別町新規就農者の育成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 10 ページ、議案説明資料の 2 ページをお開きください。

本条例は、国の新規就農者支援事業の実施基準を定めている「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」を基本に制定しておりますが、当該要綱が本年 4 月 1 日付で改正となり、新規就農者の定義や支援措置の一部が見直されましたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

はじめに、議案説明資料の 2 ページをごらんください。

第 2 条は、新規就農者の定義を定めておりますが、対象者の裾野を広げることを目的として、実施要綱において年齢要件が「45 歳未満」から「50 歳未満」に引き上げられましたことから、同様に改めるものであります。

第 5 条は、新規就農者への支援措置について定めておりますが、当該支援措置を受けるための前提

となる計画について、農業経営基盤強化促進法の改正に基づき、「農業経営改善計画」を「青年等就農計画」に改めるものであります。

3ページをごらんください。

同条第3号は、「農業金融制度総合推進会議」を正式名称であります「幕別町農業金融制度総合推進会議」に改め、同号ただし書きについては、国において新規就農者向けの「青年等就農資金」が設けられ、それに伴い、制度上、新規就農者が農業経営基盤強化資金を活用できなくなったことから、ただし書きの全部を削るものであります。

議案書の10ページをごらんください。

附則についてであります。本条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 日程第6、議案第60号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第62号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例までの3議件を一括議題いたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第60号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号、幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例、議案第62号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の4ページをお開きください。

このたびの一連の条例改正は、議案第58号、幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例と同様に、消費税率の改正に伴うものであります。

道路、河川、都市公園等に係る占用料、使用料等の額につきましては、国の標準をもとに定めておりますが、本年10月1日から地方消費税を含む消費税が10%に改正されますことから、課税対象の占用料と使用料等に関して、消費税の加算に係る表記を改めようとするものであります。

はじめに、議案第60号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の4ページをごらんください。

道路占用料は、土地の貸し付けに係るものでありますことから、消費税が課税されない「非課税取引」に該当いたしますが、一ヶ月未満の土地の貸し付けについては非課税取引に当たらないこととされておりますことから、現行規定の第2条第2項では、占用期間が一ヶ月未満であるものは、別表で算出した額に「100分の108」を乗じて得た額としております。

この表記を「算出した額に、当該額に消費税法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び、その額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加算した額」に改めるものであります。

これまでの実際に適用となる税率の記載にかえて、根拠となる法律を記載することで、同税の改正後の税率を適用させようとするものであります。

議案書の11ページをごらんください。

附則についてであります。

改正条例は、令和元年10月1日から施行し、第2項において経過措置として、施行日前の占用に係る占用料は、従前の例によるものとするものであります。

次に、議案第61号、幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の5ページをお開きください。

第21条は、占用料等を定めております。

現行規定は、第21条を受けて、別表で占用料等の額を定めております。

新旧対照表におきましては「別表1 略」としておりますが、1は河川敷地に係る土地占用料を年額で定めておりますので、原則、非課税となります。別表中、2土石採取料と3流水占用料は、8%の消費税を加算した額を占用料等の額と規定しております。

これを、後ほど説明いたしますが、別表を課税前の金額に改めた上で当該占用料等と、それに消費税の税率を乗じて得た額を加算した額と定めるものであります。

ただし書きでは、第8条第2号に規定する行為、これは「河川敷地を占用すること」であります、この第8条第2項に規定する行為、この許可期間が一月以上であるものは、消費税の非課税取引でありますことから、「別表により算出して得た額」として消費税を加算しない旨の規定を定めるものであります。

第2項は、現行の第1項ただし書きと第2項の内容を、新たに第2項として減免規定を定めるものであります。

説明資料の6ページから7ページにわたりますが、本則の改正に合わせて占用料等の額を定めた課税取引対象であります、別表中、2土石採取料その他の河川産物採取料と3流水占用料（年額）の単価を消費税課税前の額の表記に改め、あわせて別表中3の表題「流水占用料（年額）」を「水利使用料」に改めるものであります。

議案書の13ページをごらんください。

附則についてであります。

改正条例は、令和元年10月1日から施行し、第2項において経過措置として、施行日前に許可された占用料等は、従前の例によるものとするものであります。

次に、議案第62号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の8ページをごらんください。

本条例改正は、さきにご説明いたしました議案第60号、幕別町道路占用料に関する条例で定めております占用料の額に準拠している都市公園等の使用料について、所要の改正を行うものであります。

現行規定の第9条第2項では、占用期間が1月末満であるものは、別表第3、新旧対照表では、別表第3を略しておりますが、公園等の「土地」に係る使用料を定めております。

この別表第3で算出した額に「100分の108」を乗じて得た額としております。

今回は、この表記を「算出した額に、当該額に消費税法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び、その額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合算額を加算した額」に改めるものであります。

議案書の14ページをごらんください。

附則についてであります。

改正条例は、令和元年10月1日から施行し、第2項において、経過措置として、施行日前に許可された使用料は、従前の例によるものとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 60 号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 61 号、幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 62 号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 日程第 9、議案第 63 号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 63 号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 15 ページ、議案説明資料の 9 ページをお開きください。

平成 12 年、障がいのある方も家庭や地域社会で暮らせる社会にというノーマライゼーションの理念のもと、本人の財産と権利を守るために、成年後見制度は介護保険制度とともにスタートいたしました。

しかしながら、成年後見制度が重要な手段であるにも関わらず、制度施行後、十分に利用されていない状況に鑑み、国は、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行いたしました。

同法において、「成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、検討を加え、必要な見直しを行うこと」が法の基本方針の一つとされ、この方針のもと、本年 6 月 14 日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法の「職員の欠格条項」から成年被後見人等を削除する改正がなされました。

このたびの条例改正は、同法の趣旨にのっとり、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除しようとするものであります。

議案説明資料の 9 ページをごらんください。

第 6 条は、欠格条項を定めております。

第 1 号の「成年被後見人又は被保佐人」は、消防団員となることができないとする現在の号を削り、以下、各号を繰り上げようとするものであります。

成年被後見人等について、欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから、各資格や業務などに適した能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断する仕組みに移行させる改正を行うものであります。

10 ページにわたりますが、第 7 条第 2 項第 1 号は、ただいまの改正に伴い、引用する号を改めるものです。

議案書の 15 ページをごらんください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例の施行期日を、法律の施行期日であります令和元年 12 月 14 日からとするものであります。

第 2 項は、経過措置として、この条例の施行日前に行われた处分その他の行為、及び当該規定により生じた失職の効力については、従前の例によるものと定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 日程第 10、議案第 64 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び日程第 11、議案第 65 号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の 2 議案を一括議題いたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 64 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第 65 号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 16 ページ、議案説明資料の 11 ページをお開きください。

このたびの改正は、水道法及び水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 11 ページをごらんください。

第 6 条は、指定給水装置工事の施行について定めております。指定給水装置工事の事業者は、従前、指定に係る有効期間は設けられておりませんでしたが、水道法の改正により、有効期間が 5 年とされ、指定の更新が必要になったことに伴い、第 1 項において、「当該指定の効力を失った者を除く」と加えるものであります。

第 27 条は、手数料を定めております。指定給水装置工事事業者の更新に係る手数料について、第 1 号に「法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新」と加えるものであります。

12 ページをごらんください。

第 29 条は、給水装置の基準違反に対する措置について定めておりますが、水道法施行令の改正に伴い、引用する条を「第 5 条」から「第 6 条」に改めるものであります。

別表第 3 は、手数料の額を定めておりますが、指定給水装置工事事業者の更新に関わる手数料を「新規」申請時の手数料と同額として、規定するものであります。

議案書の 16 ページにお戻りください。

附則についてであります。

改正条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するとするものであります。

次に、議案第 65 号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 13 ページをごらんください。

議案第 64 号と同様に、水道法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。第 28 条は、給水装置の基準違反に対する措置について定めております。水道法施行令の改正に伴い、引用する条を「第 5 条」から「第 6 条」に改めるものであります。

議案書の 17 ページにお戻りください。

附則についてであります、改正条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声のあり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 64 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 65 号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 日程第 12、議案第 66 号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 66 号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをごらんください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 6,323 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 156 億 4,947 万 8,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 岁入歳出予算補正」のとおりであります。

4 ページをお開きください。

「第 2 表 債務負担行為補正」「1 追加」であります。

はじめに、「ごみ収集（可燃、不燃、資源）業務委託料」であります。

ごみ収集業務委託は、本年度をもって 7 年間の契約期間が終了いたしますことから、引き続き可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集業務委託契約を締結するため、令和 2 年度から 8 年度までの 7 年を期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

限度額につきましては、12 億 7,244 万 6,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

次に、「町道管理業務委託料」であります。

町道管理業務委託は、ごみ収集業務委託と同様に、本年度をもって 7 年間の契約期間が終了いたしますことから、引き続き、町道全線の道路管理パトロール業務、道路維持修繕業務及び冬期間の除雪業務を内容とした委託契約を締結するため、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年を期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

契約期間を 7 年から 3 年に変更いたしますが、これは契約の基礎となる業務ごとの積算を、北海道の積算基準により積算することで市場価格に対応した価格設定が可能となりますことから、北海道の積算基準の改定間隔を考慮し 3 年とするものであります。

限度額につきましては、5億5,110万円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

次に、「第3表 地方債補正」「1追加」であります。

「防災無線システム整備事業」につきましては、820万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、10目協働のまちづくり支援費5万1,000円の追加であります。

近年の公区役員の担い手不足の解消方策を検討するため、協働のまちづくり検討委員会の開催を3回分追加することから、旅費を追加するものであります。

13目防災諸費834万3,000円の追加であります。

災害時における的確かつ迅速な情報の提供を図るため、防災無線システムの整備に向け、所要の費用を追加するものであります。

9節は、無線局の開設に係る北海道総合通信局との協議に要する旅費を追加するもの、13節は防災無線システム整備に係る実施設計委託料を追加するものであります。

17目諸費1億1,428万4,000円の追加であります。

本年7月末現在において、町外からのふるさと寄附件数は5,000件を超え、6,500万円余りの寄附金が寄せられております。

昨年7月末現在と比較いたしますと、件数で約5割、金額で約4割が増加しており、今後も増加が見込まれますことから、記念品などの所要の費用を追加するものであります。

18目基金管理費1億8,133万2,000円の追加であります。

細節3は、ふるさと寄附金を「まちづくり基金」に積み立てるもの、細節4は、本定例会において提案し、本日議決をいただきました「森林環境譲与税基金」への積立金であります。

19目電算管理費583万3,000円の追加であります。

北海道電力による電柱立て替え工事が、大樹町から忠類明和地区にかけて実施されることに伴い、北電柱に共架している本町の光通信ケーブルの移設工事費を追加するものであります。

9ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費92万7,000円の追加であります。

本年10月に実施される報酬改定と、就学前の障がい児に対する発達支援の無償化に伴い、障がい者福祉システムを改修する費用を追加するものであります。

6目老人福祉費4,000円の追加であります。

養護老人ホーム入所者1名の過年度分所得の修正申告に関わる還付金であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費95万7,000円の追加であります。

乳幼児健診や妊婦健診、予防接種等の母子保健情報の利活用の推進と、個人の健康情報履歴を一元的に確認できる仕組みの構築に向け、母子保健情報の自治体中間サーバーへの副本登録を可能とする母子保健管理システムの改修費用を追加するものであります。

10ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費1億525万3,000円の追加であります。

細節27は、畑作産地の生産性向上や労働力不足の解消等を図るため、種子用馬鈴しょの生産力向上に向けた取組への支援として、幕別町農業協同組合に対する国からの間接補助金であります。

細節28は、地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業機械の導入への支援として、三つの農業者団体に対する国からの間接補助金であります。

細節29は、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入への支援として、一つの農業経営体に対する国からの間接補助金であります。

細節 30 は、6 次産業化に係る市場規模の拡大に向けて、農林漁業者等が取り組む新商品開発や販路開拓等の取組及び加工・直売施設等の整備への支援として、一つの農業経営体に対する国からの間接補助金であります。

7 目農地費 822 万 1,000 円の追加であります。

19 節は、多面的機能支払交付金の制度改正に伴い、交付単価が加算されることから、所要の費用を追加するもの、23 節は、農地面積の確定に伴い、平成 27 年度から平成 29 年度分の多面的機能支払交付金の精算還付金であります。

11 ページになります。

7 款 1 項商工費、3 目観光費 684 万 5,000 円の追加であります。

11 節は、「道の駅・忠類」の店舗の内壁の石飾りが経年により落下の恐れがあったことから撤去に要する費用が必要となったことなどより、今後の予算に不足が見込まれますことから所要の費用を追加するものであります。

12 節及び 18 節は、地域おこし協力隊員が地域の魅力を SNS で速やかに発信することができるよう、タブレット端末の購入と通信に係る費用を追加するものであります。

工事請負費の細節 1 は、アルコ 236 の大浴場の休憩室に設置していたエアコンの室外機が故障し、修理不能となりましたことから、その更新費用を追加するものであります。

細節 2 は、「道の駅・忠類」の店舗内の内壁の改修に要する費用を追加するものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路維持費 2,100 万円の追加であります。

細節 1 は、歩道及び車道の補修工事の増加に伴い追加するもの、細節 2 は、街路樹の剪定工事等の増加に伴い追加するものであります。

4 目橋梁維持費 50 万円の追加であります。橋梁の補修に要する費用を追加するものであります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 968 万円の追加であります。公共下水道特別会計への繰出金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りください。

2 款地方譲与税、3 項 1 目森林環境譲与税 1,132 万 2,000 円の追加であります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 76 万 6,000 円の追加であります。障がい者福祉システムの改修に係る国庫補助金であります。

3 目衛生費補助金 63 万 8,000 円の追加であります。母子保健管理システムの改修に係る国庫補助金であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林業費補助金 1 億 1,120 万 9,000 円の追加であります。

1 節の細節 10 は、畑作構造転換事業に係る道補助金、細節 11 は、産地パワーアップ事業（生産支援）に係る道補助金、細節 12 は、強い農業・担い手づくり総合支援事業に係る道補助金、細節 13 は、食料産業・6 次産業化事業に係る道補助金であります。

3 節は、多面的機能支払交付金事業に係る道補助金であります。

6 ページをお開きください。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金 1 万円の追加であります。森林環境譲与税基金の運用に係る利子収入であります。

18 款 1 項寄付金、2 目総務費寄付金 1 億 7,000 万円の追加であります。ふるさと寄附金の追加であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目まちづくり基金繰入金 4,900 万円の追加であります。ふるさと寄附の返礼事業に対し、繰り入れを行うものであります。

20 款 1 項 1 目繰越金 1 億 1,171 万 4,000 円の追加であります。

7 ページになります。

21 款諸収入、5 項4目雑入 37万1,000円の追加であります。多面的機能支払交付金の農地面積確定に伴う受益者からの返還金であります。

22 款1項町債、1目総務債 820万円の追加であります。防災無線システム整備事業に地方債を発行しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒議員。

○8番（荒 貴賀） 1点だけお伺いしたいと思います。

8ページの19目電算管理費、細節1の光ケーブルの移設工事であります。忠類大樹線というお話がありましたが、細かくどういった内容で光ケーブルの設置になったのでしょうか。経緯を教えてください。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 光ケーブルの関係でございますが、現在、庁舎から幕別大樹線を中心とし光ケーブルを忠類総合支所まで整備をしておりますが、その整備においては、北電の電柱に共架させていただいて、光ケーブルを整備していっているという状況でございます。

今回、北電のほうで、今の国道236号線北12線から道道の幕別大樹線のてっぱんさん（TEPPAN SUN）というところまで、北電の業務上の中での電柱の移設が必要となったということでございまして、この電柱の移設については、平成18年に北電と町で電柱共架契約というものを結んでおりまして、その中で、北電が業務遂行上、電柱及び附属設備を変更した場合、町の責任と負担においてその変更をしなければならないということで、それに基づいて今回、その変更を行うものでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 北電の設備ですけれども、町がやるというようなことになるのですか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 電柱は北電さんのものなのですが、その電柱に町の光ケーブルをかけさせていただいているという状況なものですから、それが、北電の都合で電柱が動くことによって、町が共架させていただいている光ケーブルを動かすというような整備工事でございます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

中橋議員。

○副議長（中橋友子） 一つは8ページの基金管理費18で、条例制定もありましたけれども、今回から初めて森林環境税の譲与税、これが積み立てされていくことになりました。金額は1,133万円ということで、まだ環境税というものは賦課されていないと思うのですけれども、これが予算化されてきているということありますから、お金がいただけるということは大変いいことだと思うのですけれども、これは今までになかった基金だけに、どういうふうにどこまで積み立てていってどんな運用をしていくかと思っておられるのか、ただ今回お金が来たばかりだから、とりあえず積み立てておくということなのか、その辺の考えを伺いたいと思います。

もう一点、10ページの2農業振興費の細目では30の食料産業・6次産業化事業補助金ということです。6次産業は大変期待されているところで、なかなかこういったところに載ってこなかったのですけれども、今回7,232万円ということが1団体に補助されるということであります。具体的な事業内容について、ご説明いただきたいと思います。

もう一つ、前後して申しわけないのでありますけれども、9ページに戻りまして済みません。衛生費で9番、健康管理システム改修委託料というものが掲載されております。ご説明では母子保健サーバー一元管理のもののための改修だということであります。分からぬでいたものですから、母子保健に関わって何が一元管理されているのか、どこで管理しているのか。今回の改修になったのは、どういったところが不都合があつて改修になるのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） はじめに、森林環境譲与税の関係ですけれども、今年度につきましては、譲与税の全額を基金に積み立てる予定となっております。使途につきましては、法のほうでその使途を定めておりますので、森林整備に関する事業、森林の整備の促進に関する事業等を想定しておりますけれども、中身につきましては、森林事業者等と協議をしながら、今年度中にその使途を定めて、次年度以降に使っていこうと考えております。

次に、6次産業化についてでありますけれども、事業内容といたしましては、一つの農業経営体が13品目の有機JAS認証農産物を用いて、9品目の加工品の製作を予定しております。事業の内容といたしましては、農産物加工機械、それと農産物加工施設、それと農業ハウスを予定しております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 私のほうからは健康管理システムの改修の関係なのですけれども、こちらにつきましては、具体的なものとしては妊婦健診と乳幼児健診に係る情報、こちらのほうのデータ化ということでありまして、通常、今現在ですと自治体によるのですけれども、大体紙媒体ですか、こういったシステムのほうで管理している情報なのですけれども、これを今回マイナンバー制度を活用して、いわゆる転居時、転入・転出があったときに、転出、幕別町民が帯広市に転出した場合には、それらのデータがマイナンバー制度を活用して帯広市のほうに情報が行くという形で、逆もあり得るということなのですけれども、そういった情報のやりとりをすることによって、今まで、最近なのですけれども、ちょっと先ほどの一般質問でも出たかと思うのですけれども、転居等がある場合に社会的孤立というものが結構深まるというふうに言われていて、転居自体が虐待リスク、こういったものを高める要因の一つとなるとも言われておりますので、国におきまして、転出先、転入先で状況の変化などを確実に引き継ぐことで、転出・転入自治体間での切れ目のない支援、こういったことが必要ではないかということでありまして、今回、法改正を行いまして、こういったシステムを活用して一元管理をしていこうというものであります、来年度運用を目指して各自治体がシステム改修を行うというものであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○副議長（中橋友子） 今のところからなのですけれども、一元管理、転居先というものは帯広には限りませんよね。このシステムは、いわゆる全国なのでしょうか。全国が、マイナンバーを登録している人でしか使えないというか、登録にならないのではないかとは思うのですけれども、その辺のマイナンバーの取得とこの管理との関係ではどういうふうになってきますか。まず全国ですか。どういうふうになりますか。

次のもう一つの質問ですが、6次産業というものは本当に期待されるところなのですけれども、これはかなり大きな金額で、伺うと工場やハウスやという大事業に思います。町がこういった補助金を出していく。つまり、いろいろなこういった事業をやっていきたいというところは一つ二つではないと思うのですが、どういった条件をクリアされてここが補助金の対象となり、今回予算が提出されたのか。また、こういったことで雇用などが増えていくことなどについては期待できるのかどうか伺いたいと思います。

環境税のことについては分かりました。多くはこれまで森林組合などを通して森林の整備をされていましたと思うのですけれども、一般会計から出されていたものが、今度はこの基金からというようなことで、財政的には負担が少なくなるといいますか、新たな財源ができたということなので、そういった押さえでよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） ただいまのご質問でありますけれども、こちらにつきましては帯広市だけではなく全国どこでも転入・転出があった場合に、そちらを活用して、一元化によって各自治体、転入先、転出先で確認することができるというものであります。

あと、マイナンバーを持っている人だけかという話ですけれども、そちらにつきましては、マイナンバーだけではなくて、基本的には健診を受けた方全員の情報ということとなっております。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） はじめに、6次産業化についてでありますけれども、一つの農業経営体が、農商工等連携促進法というものがありまして、その農商工等連携事業計画の認定を受けまして、国からの補助金が交付されているものであります。それに伴いまして、本町でも市町村戦略というものを定めておりまして、これを定めることにより、交付率が10分の3から2分の1にかさ上げになっております。

それと、雇用の関係ですけれども、現在4名の雇用がありますけれども、5年後に9名、約5名の雇用が生まれる予定となっております。

それと、森林環境譲与税の関係ですけれども、森林環境譲与税の税の目的が森林に使うということなのですけれども、既存の森林事業に対してはなかなか使うことができない事業となっておりますので、新たな森林整備等に使う予定をしております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中でありますが、この際、15時15分まで休憩いたします。

15：05 休憩

15：15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、議案第67号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）から日程第16、議案第70号、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第67号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,622万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ27億2,585万7,000円と定めるものであります。補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金5,622万3,000円の追加であります。平成30年度の介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページをごらんください。

9 款 1 項 1 目繰越金 5,622 万 3,000 円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 68 号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

はじめに、改元日前までに議決された、平成 31 年度幕別町簡易水道特別会計予算における元号の表示を「令和」とすることを明示するものであります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,235 万 5,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 4,163 万 2,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 岁入歳出予算補正」のとおりであります。

9 ページをお開きください。

「第 2 表地方債補正」「1 変更」であります。

駒島簡水整備事業の事業費の追加に伴い、起債の借入額について変更を行うものでありますが、補正前の限度額 1,040 万円に 930 万円を追加し、1,970 万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

11 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 1,235 万 5,000 円の追加であります。

15 節は、中里地区の配水管布設がえに要する費用を追加するもの、27 節は、平成 30 年度の決算確定による消費税及び地方消費税の確定申告と、令和元年度分の中間申告に伴う消費税の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

10 ページにお戻りください。

4 款 1 項 1 目繰越金 305 万 5,000 円の追加であります。

6 款 1 項町債、1 目水道事業債 930 万円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 69 号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

12 ページをお開きください。

はじめに、改元日前までに議決された平成 31 年度幕別町公共下水道特別会計予算における元号の表示を「令和」とすることを明示するものであります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,814 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 9 億 9,823 万 6,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、13 ページ、14 ページに記載しております「第 1 表 岁入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

16 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,814 万 1,000 円の追加であります。

平成 30 年度の決算確定による消費税及び地方消費税の確定申告と、令和元年度の中間申告に伴う消費税の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15 ページをごらんください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 968 万円の追加であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 846 万 1,000 円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 70 号、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

17 ページをお開きください。

はじめに、改元日前までに議決された平成 31 年度幕別町農業集落排水特別会計予算における元号の表示を、「令和」とすることを明示するものであります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 570 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 7,920 万 4,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、18 ページ、19 ページに記載しております「第 1 表 岁入歳出予算補正」のとおりであります。

20 ページをお開きください。

「第 2 表地方債補正」「1 変更」であります。

農業集落排水整備事業の事業費の追加に伴い、起債の借入額について変更を行うものであります、補正前の限度額 550 万円に 520 万円を追加し、1,070 万円を限度額として地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

22 ページをごらんください。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 570 万 9,000 円の追加であります。農業集落排水処理施設の老朽化に伴う設備更新等に要する費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

21 ページにお戻りください。

4 款 1 項 1 目繰越金 50 万 9,000 円の追加であります。

5 款 1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債 520 万円の追加であります。

以上で、四つの特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 67 号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 68 号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 69 号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決するこ

とにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 70 号、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 73 号、工事請負変更契約の締結について（春日東団地公営住宅 3 号棟建設工事（建築主体））から日程第 20、議案第 76 号、工事請負変更契約の締結について（アルコ 236 配管改修工事）までの 4 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 73 号から議案第 76 号までの工事請負変更契約の締結について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

これら四つの当初に締結した工事請負契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、予定価格が 5,000 万円以上の工事に係る契約でありましたことから、議案第 73 号と 74 号は本年 5 月の第 1 回臨時会において、議案第 75 号と 76 号は本年 6 月の第 2 回定期会において議決をいただき、その後、本契約を締結したところでありますが、本年 10 月から地方消費税を含む、いわゆる消費税の税率が 10% に改められることから、10 月以降に工事期間の終期を迎える、これら 4 本の契約の契約金額を変更するため、再度変更となる契約額で議決をいただき、その後に変更契約を締結しようとするものであります。

議案書の 20 ページをごらんください。

はじめに、議案第 73 号、春日東団地公営住宅 3 号棟建設工事（建築主体）についてであります。本工事は、令和元年 5 月 10 日に議決をいただき、5 月 14 日に株式会社萬和建設代表取締役、萬昌幸氏と 7,052 万 4,000 円で契約を締結しましたが、消費税率の改正により契約金額を 7,183 万円として変更契約を締結しようとするものであります。

議案書の 21 ページをごらんください。

次に、議案第 74 号、春日東団地公営住宅 4 号棟建設工事（建築主体）についてであります。本工事は、令和元年 5 月 10 日に議決をいただき、5 月 16 日に加藤建設株式会社代表取締役、加藤茂樹氏と 7,074 万円で契約を締結しましたが、消費税率の改正により契約金額を 7,205 万円として変更契約を締結しようとするものであります。

議案書の 22 ページをごらんください。

次に、議案第 75 号、農業者トレーニングセンター改修工事（建築主体）についてであります。本工事は、令和元年 6 月 10 日に議決をいただき、6 月 11 日に藤原・佐藤経常建設共同企業体代表者藤原工業株式会社代表取締役、藤原治氏と 1 億 2,722 万 4,000 円で契約を締結しましたが、消費税率の改正により、契約金額を 1 億 2,958 万円として変更契約を締結しようとするものであります。

議案書の 23 ページをごらんください。

次に、議案第 76 号、アルコ 236 配管改修工事についてであります。本工事は、令和元年 6 月 10 日に議決をいただき、6 月 10 日に株式会社笹原商産代表取締役、笹原早苗氏と 8,845 万 2,000 円で契約を締結しましたが、消費税率の改正により契約金額を 9,009 万円として変更契約を締結しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第73号、工事請負変更契約の締結について（春日東団地公営住宅3号棟建設工事（建築主体））は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 次に、お諮りいたします。

議案第74号、工事請負変更契約の締結について（春日東団地公営住宅4号棟建設工事（建築主体））は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第75号、工事請負変更契約の締結について（農業者トレーニングセンター改修工事（建築主体））は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第76号、工事請負変更契約の締結について（アルコ236配管改修工事）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月12日から25日までの14日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明9月12日から25日までの14日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、9月26日午後2時からであります。

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和元年第3回幕別町議会定例会

(令和元年9月26日 14時00分 開会・開議)

開会・開議宣言（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文

（諸般の報告）

日程第2 発議第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

日程第3 認定第1号 平成30年度幕別町一般会計決算認定について

日程第4 認定第2号 平成30年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

日程第5 認定第3号 平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第6 認定第4号 平成30年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

日程第7 認定第5号 平成30年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

日程第8 認定第6号 平成30年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

日程第9 認定第7号 平成30年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

日程第10 認定第8号 平成30年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第11 認定第9号 平成30年度幕別町水道事業会計決算認定について

（日程第3～日程第11 決算審査特別委員会報告）

日程第12 議案第71号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることがありますについて

日程第13 議案第72号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることがありますについて

日程第14 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることがありますについて

日程第15 議員の派遣について

日程第16 常任委員会所管事務調査報告

（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

日程第17 閉会中の継続調査の申し出

（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

令和元年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年9月26日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月26日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘	2 小田新紀	3 内山美穂子	4 藤谷謹至	5 小島智恵
6 若山和幸	7 岡本眞利子	8 荒貴賀	9 酒井はやみ	10 野原恵子
11 田口廣之	12 谷口和弥	13 芳滝仁	14 千葉幹雄	15 小川純文
16 藤原孟	17 東口隆弘			

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町長 飯田晴義

副町長 伊藤博明

教육長 菅野勇次

農業委員会会长 谷内雅貴

企画総務部長 山岸伸雄

住民福祉部長 合田利信

経済部長 岡田直之

建設部長 笹原敏文

会計管理者 萬谷司

忠類総合支所長 川瀬吉治

札内支所長 原田雅則

教育部長 山端広和

政策推進課長 谷口英将

総務課長 新居友敬

地域振興課長 亀田貴仁

糠内出張所長 天羽徹

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 半田健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

13 芳滝仁 14 千葉幹雄 15 小川純文

議事の経過

(令和元年9月26日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番芳滝議員、14番千葉議員、15番小川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

平成30年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長から会議規則第77条の規定による審査結果報告書が、また、第2回定例会で決定した議員派遣のうち、議会広報研修会に係る議員派遣結果報告書が、議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第9号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第9号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第9号

令和元年9月26日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者、幕別町議会議員谷口和弥

賛成者、幕別町議会議員若山和幸

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、刈って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取組が進められてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組、森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[決算審査特別委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、認定第1号、平成30年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第11、認定第9号、平成30年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの9議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長小田新紀議員。

○2番（小田新紀） 平成30年度幕別町各会計決算認定について、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年9月26日

幕別町議会議長寺林俊幸様

平成30年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長小田新紀

決算審査特別委員会報告書

令和元年9月4日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会開催日

令和元年9月4日、19日、20日（3日間）

2、審査事件

認定第1号、平成30年度幕別町一般会計決算認定について

認定第2号、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号、平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第4号、平成30年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第5号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第6号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第7号、平成30年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第8号、平成30年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第9号、平成30年度幕別町水道事業会計決算認定について

3、審査の結果

全会計を「認定」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、認定第1号、平成30年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成30年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、平成30年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第3号、平成30年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、平成30年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第4号、平成30年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第5号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第6号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、平成30年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第7号、平成30年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、平成30年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第8号、平成30年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、平成30年度幕別町水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第9号、平成30年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長（寺林俊幸） 日程第 12、議案第 71 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 71 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 18 ページをごらんください。

地方自治法は、人事委員会を置かない普通地方公共団体に執行機関として公平委員会を置き、公平委員会は、「職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。」と定めております。

さらに、公平委員会の委員は、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により「議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。」とされているところであります。

現公平委員会委員であります酒井勝己氏は、本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 14 ページに記載しておりますのでご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票はモニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対ゼロ。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第 13、議案第 72 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 72 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 19 ページをごらんください。

地方自治法は、普通地方公共団体に執行機関として教育委員会を置き、教育委員会は、「学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。」と定めております。

さらに教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により「地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」とされているところであります。

現教育委員会委員であります國安環氏は、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の15ページに記載しておりますのでご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

これより、表決を行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはございませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数18人、賛成18、反対ゼロ。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定されました。

日程第14、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の24ページをごらんください。

人権擁護委員法では、「人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。」と掲げ、市町村の区域に置くものとすると定めております。

さらに、市町村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱することになりますが、同法第6条第3項には、「市町村長は、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。」とされているところであります。

現人権擁護委員であります佐藤晋氏は、本年12月31日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

任期は、令和2年1月1日から4年12月31日までの3年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の16ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

[議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、来る10月29日から30日までの2日間、岩見沢市ほかを行政視察先として総務文教常任委員会委員6人を、来る10月10日から11日までの2日間、足寄町ほかを行政視察先として民生常任委員会委員6人を、来る11月13日から14日までの2日間、石狩市ほかを行政視察先として産業建設常任委員会委員6人を、10月28日、足寄町で開催される十勝町村議会議員研修会に全議員を、10月31日、江陵高等学校で開催する高校生出前講座に議長、副議長、議会運営委員会委員10人を、11月18日、19日、20日、22日、24日の5日間、町内6会場で開催する「議会報告会and懇談会」に全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第16、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（寺林俊幸） 日程第17、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

「閉議・閉会宣告」

○議長（寺林俊幸） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和元年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。